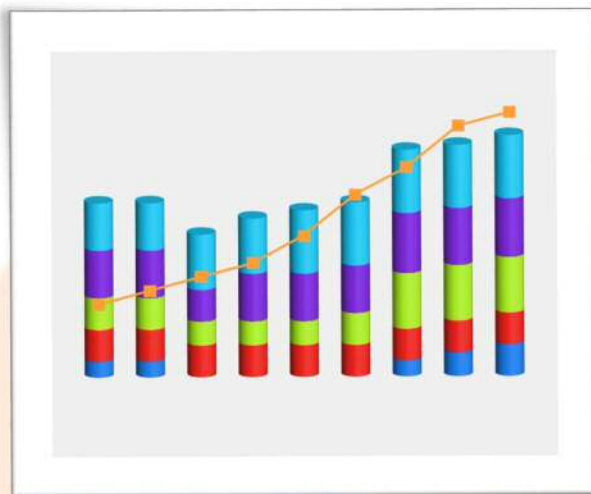


平成28年度

図で見る 豊島区の税

税務概要ビジュアル版



POINT



!



豊島区区民部税務課

はじめに

区では、福祉、健康づくり、子育て・教育、文化振興、環境対策、まちづくり、防災対策など、区民の皆さんに身近な様々な行政サービスを実施しています。

これらの事業を実施するための予算のうち、例年約3割が区民の皆さんに納めていただいている区税でまかなわれています。

しかし、区税の課税状況や納税状況などについては、あまりご存じないという方が多いのではないのでしょうか。

そこで、区民の皆さんにわかりやすく区税の状況等をお知らせするために、Q&A形式でデータ集を作成しました。

区税は、みんなが互いに支え合い、共により良い豊島区をつくっていくため、区民の皆さんに広く公平に負担していただく会費です。

このデータ集を活用していただき、区政のあり方、区税のあり方について考えるきっかけにいただければ幸いです。

平成28年12月

豊島区区民部税務課

目次

第1章 財政	
1 豊島区の収入	2
2 特別区(23区)の収入	3
3 税金などの使われ方	4
第2章 豊島区の税収	
1 特別区税の内訳	6
2 豊島区の税収の推移	7
第3章 特別区民税の課税状況	
コラム 住民税とは？住民税の計算方法	9
1 納税義務者数と課税額の推移	12
2 1人あたりの特別区民税負担額の比較	13
3 所得区分別 納税義務者数	14
4 課税標準段階別 納税義務者数(豊島区)	15
5 課税標準段階別 納税義務者数割合(23区)	16
6 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係(23区)	17
7 納税義務者の年齢構成(豊島区)	18
8 ふるさと納税の推移	19
コラム ふるさと納税とは？	20
9 特別区民税の主な改正内容(平成28年度)	22
コラム 税源移譲とは？	23
コラム 特別徴収とは？	24
第4章 納税状況等	
1 納税の方法(収納方法の種類と割合)	27
2 収納率の推移	28
3 滞納者の年齢及び滞納額	29
4 分割納付と納税の猶予	30
コラム こんなときはどうすればいいの？納税Q&A	31
5 督促状・催告書の推移(発付・収納)	32
6 差押え件数と滞納額の推移	33
7 口座振替加入数・率の推移	34
8 税証明発行数の推移	35
コラム 税金の還付について	36
第5章 軽自動車税	
1 軽自動車税(登録台数・税収)の推移	38
2 普通自動車と軽自動車登録台数の比較	39
3 23区別人口に対する軽自動車保有台数	39
コラム 軽自動車税の歴史と税率の変遷	40
第6章 たばこ税	
1 たばこ税(売渡本数・税収)の推移	42
2 たばこ税収入の23区比較	43
3 23区税収に占めるたばこ税の割合	43
4 たばこ税率の変遷(旧三級品除く)	44
コラム たばこ税とは？	45
第7章 狭小住戸集合住宅税	
1 狭小住戸集合住宅税の課税概要	47
2 税創設の経緯	48
3 税収の推移	49
4 税による効果	49
使用データ	50
別冊資料 平成28年度 税務概要(データ版)	71

-第1章-

財政

1. 豊島区の収入
2. 特別区（23区）の収入
3. 税金などの使われ方

1 豊島区の収入

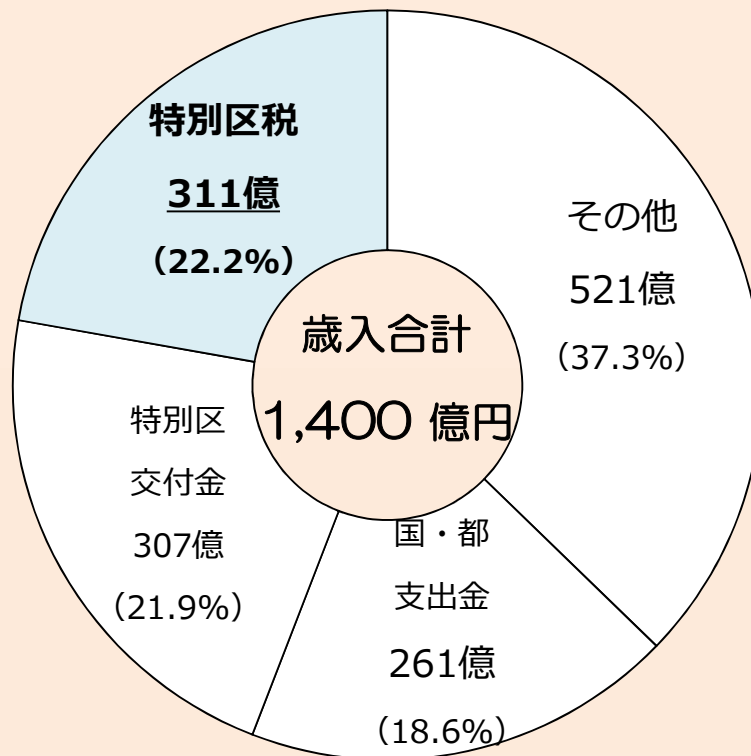
Q

豊島区にはどのような収入があるのですか？
そのうち税の収入はどれくらいあるのですか？

A

平成27年度の豊島区の収入は1,400億円です。
そのうち税の収入は311億円で約2割を占めています。

豊島区の歳入決算(平成27年度)



POINT

豊島区の収入のうち、例年約3割が税による収入となっており、非常に大きい割合を占めています。27年度は、旧庁舎跡地の定期借地代191億円等のために、特別区税の割合が相対的に低くなりました。

区の財源は税のほか、国や都からの補助金や交付金、施設の使用料など様々な収入でまかなわれています。

2 特別区（23区）の収入

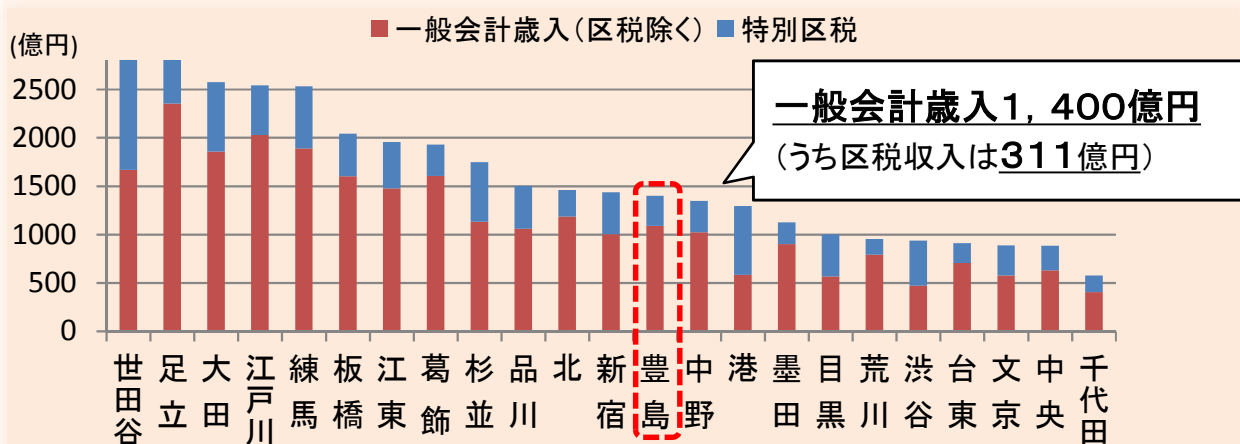
Q

他の区の収入はどれくらいあるのですか？

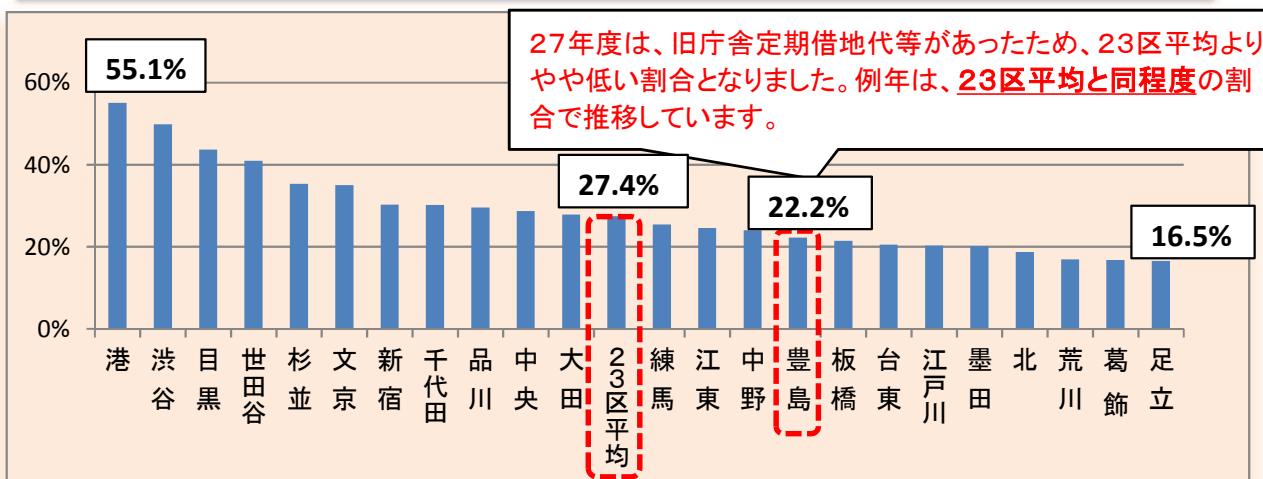
A

23区で比較すると収入が多い区で2,800億円、少ない区で570億円です。また、税金は多い区で1,154億円、少ない区で161億円です。

23区の「収入と税金」(平成27年度)



23区の「区の収入に占める税金の割合」(平成27年度)



P O I N T

23区を比較すると、人口や面積、区民の所得状況など地域的特性、人的特性が様々であることから、区の収入や特別区税収入の額及び割合に大きな差があることがわかります。

3 税金などの使われ方

Q 税金などがどのように使われているのですか？

A

区では、道路や学校を作ったり、保育園などの子育てや福祉にお金を使っています。平成28年度予算を1万円に置き換えると次のようになります。

高齢者、障害者福祉、生活保護など  3,094円	保育園、児童館、子どもス キップなど  1,659円	小学校、中学校、幼稚園な ど  1,397円
広報、電算、その他区役所 の運営など  717円	まちづくり、防災など  506円	道路、自転車対策など  422円
文化、スポーツ、図書館な ど  345円	清掃、リサイクル、環境対 策など  331円	健康づくり、保健所の 運営など  323円
特別区債の償還  226円	戸籍事務、区民事務所の 運営  172円	各基金の積立て  123円
区民ひろばの運営など  100円	公園・児童遊園、緑化 など  262円	税を集めるため  89円
区議会の運営  57円	商工業・観光の振興、 勤労者福祉など  155円	選挙・監査  22円

10,000円

-第2章-

豊島区の税収

1. 特別区税の内訳
2. 豊島区の税収の推移

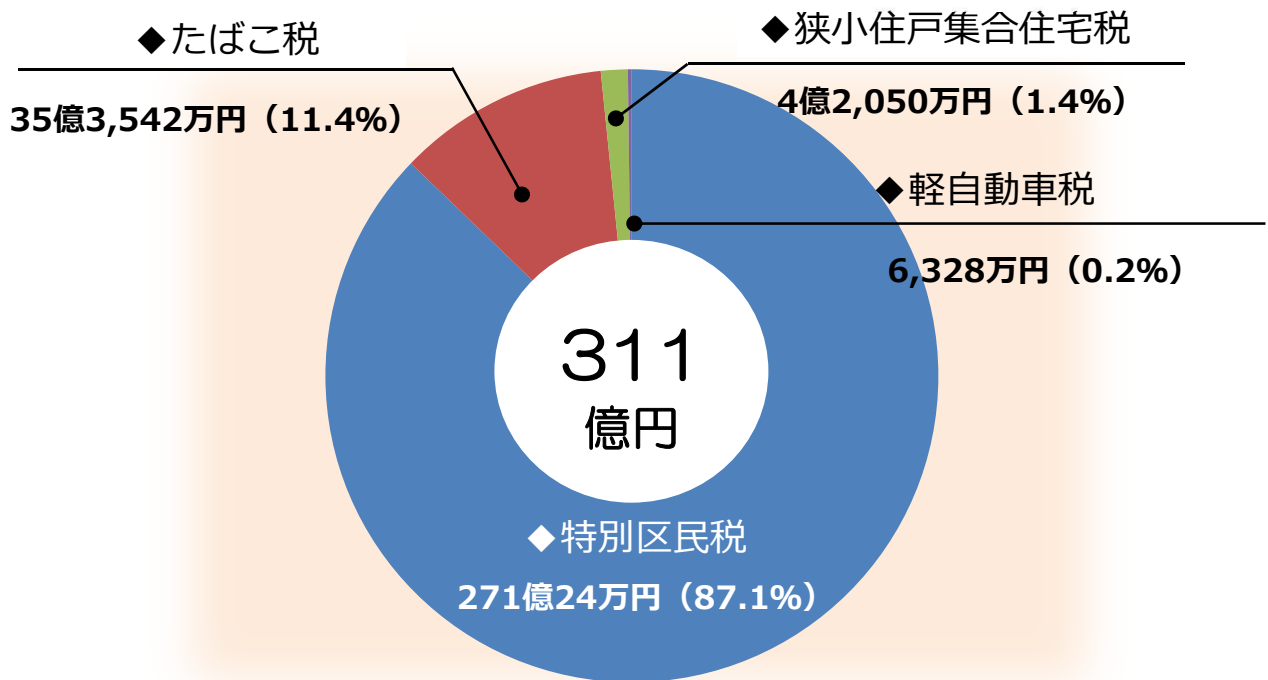
1 特別区税の内訳

Q 豊島区の税はどのようなものがあるのですか？

A

豊島区の税は、特別区民税、たばこ税、狭小住戸集合住宅税、軽自動車税の4種類です。

豊島区の税の内訳(平成27年度決算)



POINT

- 特別区民税
⇒個人の所得などに応じて、1月1日現在の住所地で課税されます。
- たばこ税
⇒たばこ製造業者等が豊島区の販売業者へ売り渡した本数に応じて課税されます。
- 狭小住戸集合住宅税(通称:ワンルームマンション税)
⇒30㎡未満の住戸を9戸以上有する集合住宅の建築等を行うときに課税されます。
- 軽自動車税
⇒軽自動車等(軽自動車、原付バイク等)に対し主たる定置場の所在する市町村において、その4月1日現在の所有者に課税されます。

2 豊島区の税収の推移

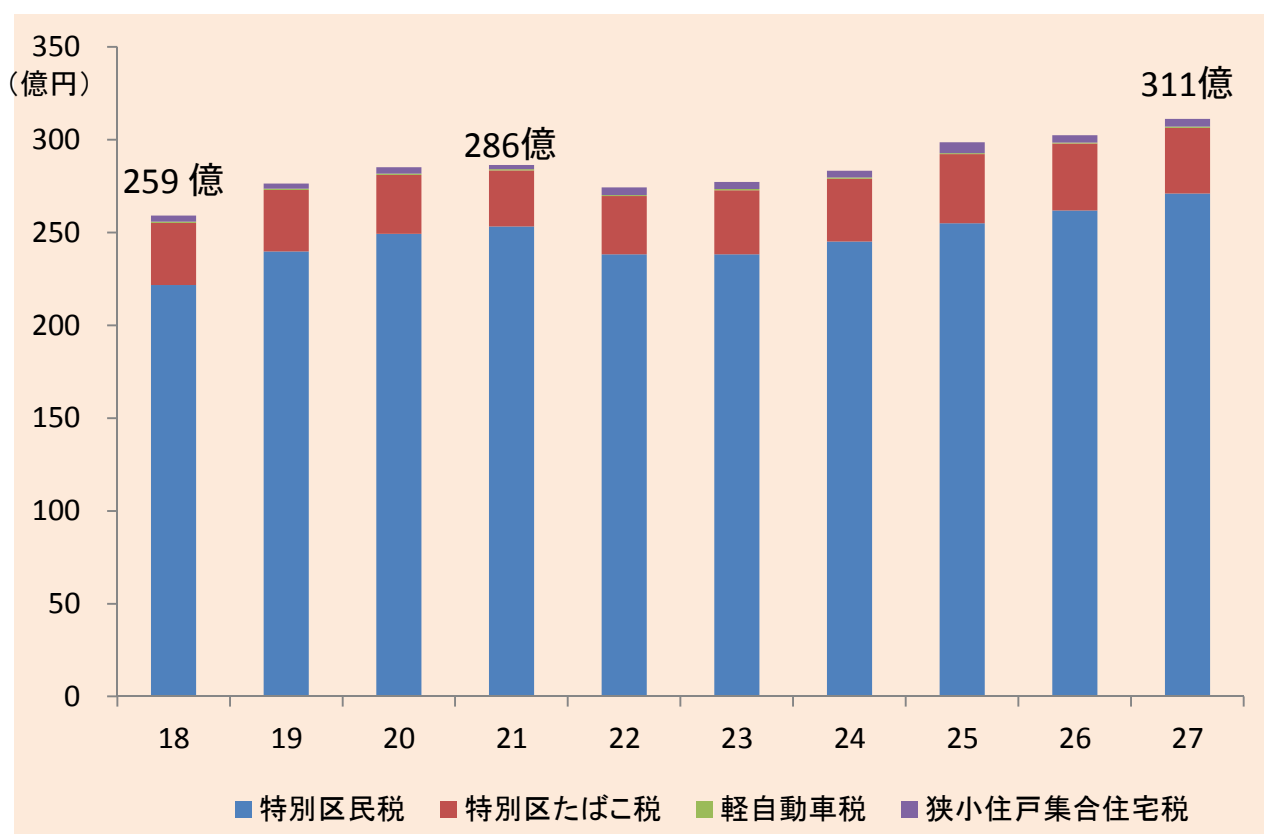
Q

豊島区の税収はどれくらいあるのですか？

A

27年度決算で、豊島区の税収は4つの税を合計して311億円です。

特別区税の内訳と収入額の推移



P O I N T

豊島区の税収は、大半を占める特別区民税の増減に大きく影響を受けます。

特別区民税の増に伴って平成17年度から増加を続け、21年度には286億円となりました。その後リーマンショックの影響を受け一旦は減少しましたが、23年度には増加に転じています。27年度は4税合計で311億円で、過去最高となりました。また、特別区民税の収納額は271億円で、高税収となりました。

-第3章-

特別区民税の課税状況

コラム 住民税とは？住民税の計算方法

1. 納税義務者数と課税額の推移
2. 1人あたりの特別区民税負担額の比較
3. 所得区分別 納税義務者数
4. 課税標準段階別 納税義務者数（豊島区）
5. 課税標準段階別 納税義務者数割合（23区）
6. 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係（23区）
7. 納税義務者の年齢構成（豊島区）
8. ふるさと納税の推移

コラム ふるさと納税とは？

9. 特別区民税の主な改正内容（平成28年度）

コラム 税源移譲とは？

コラム 特別徴収とは？

住民税とは…？

住民税は地方の税金のひとつで、その年の1月1日現在、豊島区にお住まいの方や、豊島区内で個人事業を行なっている方に納めていただく税金で、「特別区民税」と「都民税」に分かれます。

都民税は特別区民税と同時に計算し、特別区民税とあわせて納めていただく仕組みになっています。

住民税は、定額の「均等割」と、所得に応じた「所得割」に分かれています。前年1年間の所得をもとに、「所得割」と「均等割」を計算して年間の住民税額を決定します。

住民税

<p>都民税</p> <p>所得割(税率 4%)</p>	<p>特別区民税</p> <p>所得割(税率 6%)</p>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>前年の所得に応じて課税されます</p> </div>	
<p>均等割(定額 1,500円)</p>	<p>均等割(定額 3,500円)</p>

また、納付方法には、普通徴収(納税者ご本人が直接納める場合)と特別徴収(納税者の分を会社などが給与から差し引いて納める場合)とがあります。

普通徴収は納税者ご本人が直接納めていただく方法で年4回払いになります。

特別徴収は毎月の給与から住民税分を差し引いて、会社が区役所に納めていただく方法です。

住民税はどのように計算するの？

住民税は、均等割と所得割にわかれています。

均等割額は定額で課税されるもので、一律5,000円です。

所得割額は所得に応じて課税されるもので、税率は特別区民税は6%、都民税は4%です。

住民税は以下のように計算します。

※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

$$\textcircled{1} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{収入金額} \\ \hline \text{その年に確定した収入金額や} \\ \text{支払を受けた金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費等} \\ \hline \text{収入を得るために費やした} \\ \text{金額や給与所得控除等} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \end{array}$$

② 収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を求めます。

所得の種類には、配当・不動産・事業・給与・譲渡・一時・雑などの種類があります。

給与収入や年金収入については、必要経費を算出するのが難しいため、一定の額を差し引くことになります。

複数の種類の所得がある場合は、それぞれで所得金額を算出します。

$$\textcircled{2} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{総所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除合計額} \\ \hline \text{社会保険料控除や} \\ \text{扶養控除などの合計額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline \text{1,000円未満は切り捨て} \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額＝所得金額の合計から繰越損失金額を差し引いたもの

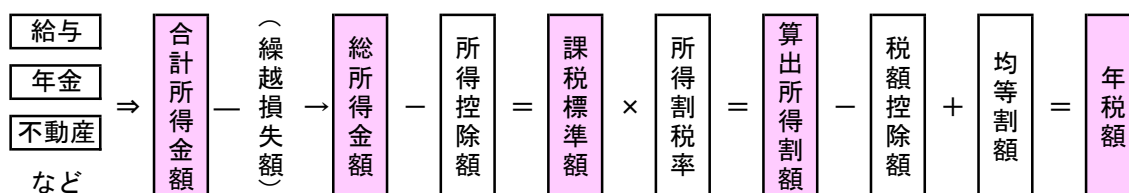
③ 総所得金額から所得控除の合計額を差し引き、課税標準額を算出します。

所得控除には、以下のような控除があります。

物的控除	人的控除
医療費控除	配偶者（配偶者特別）控除
社会保険料控除	扶養控除
生命保険料控除	障害者控除
地震保険料控除	など
など	

課税標準額とは、税金がかかる大元の金額のことです。

★計算の全体の流れ





③

課税標準額	×	特別区民税率 6%	=	特別区民税 算出所得割額
	×	都民税率 4%	=	都民税 算出所得割額

◎ 課税標準額に、特別区民税・都民税それぞれの税率をかけて所得割額を算出します。

④

特別区民税 算出所得割額	-	税額控除 寄附金税額控除、住宅ローン 控除など	+	均等割額 3,500円	=	年税額
都民税 算出所得割額				均等割額 1,500円		

◎ 算出した所得割額から、税額控除額を差し引きます。
 税額控除額を差し引いた後の所得割額と均等割額を足し合わせた金額が、
 年税額になります。
 税額控除には、以下のようなものがあります。

寄附金税額控除	※所得税で引き切れなかった控除額がある場合のみ適用 など
住宅借入金等特別控除(※)	
配当割額・株式等譲渡所得割額控除	

非課税判定とは・・・

前年の所得が一定金額以下のかたは住民税がかからないようになっています。

◎均等割・所得割ともにかからないかた（住民税が非課税になるかた）

合計所得が（扶養している人数+1）× 35万円 + 21万円 以下

◎所得割がかからないかた（均等割のみ課税されるかた）

総所得が（扶養している人数+1）× 35万円 + 32万円 以下

※扶養している人がいない場合は21万円、32万円の加算はありません。

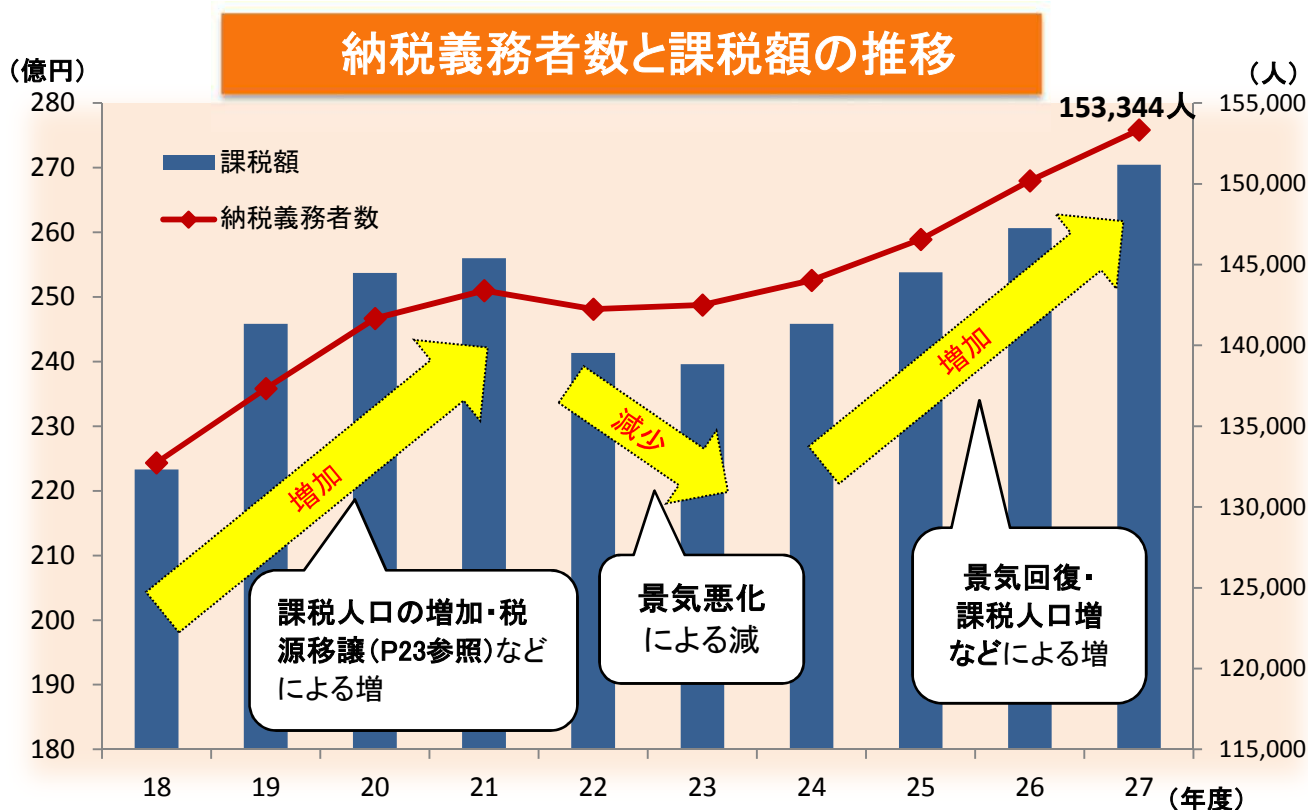
1 納税義務者数と課税額の推移

Q

豊島区の納税義務者は何人くらいいるのですか？
課税額はどれくらいの金額ですか？

A

平成27年度の納税義務者数は約15万3千人、
課税額は約270億4530万円です。



P O I N T

平成21年度まで増加が続いた課税額および納税義務者数(都民税・区民税を納めていただく方)ですが、平成22年度はリーマンショック等の景気の悪化を受け減少した後、23年度以降再び増加に転じています。

課税額が増減する要因は主に ①納税義務者数の増減 ②区民の所得状況 ③税制改正の3点です。そして、その課税額の増減に大きく影響する納税義務者数については、転出入による人の入れ替わりや区民の所得状況で増減します。例えば、大型マンションの建設に伴う転入者の増や好景気による収入増になれば納税義務者数も増加します。したがって、納税義務者数が増減すれば、それに比例して課税額も増減することになります。

2 1人あたりの特別区民税負担額の比較

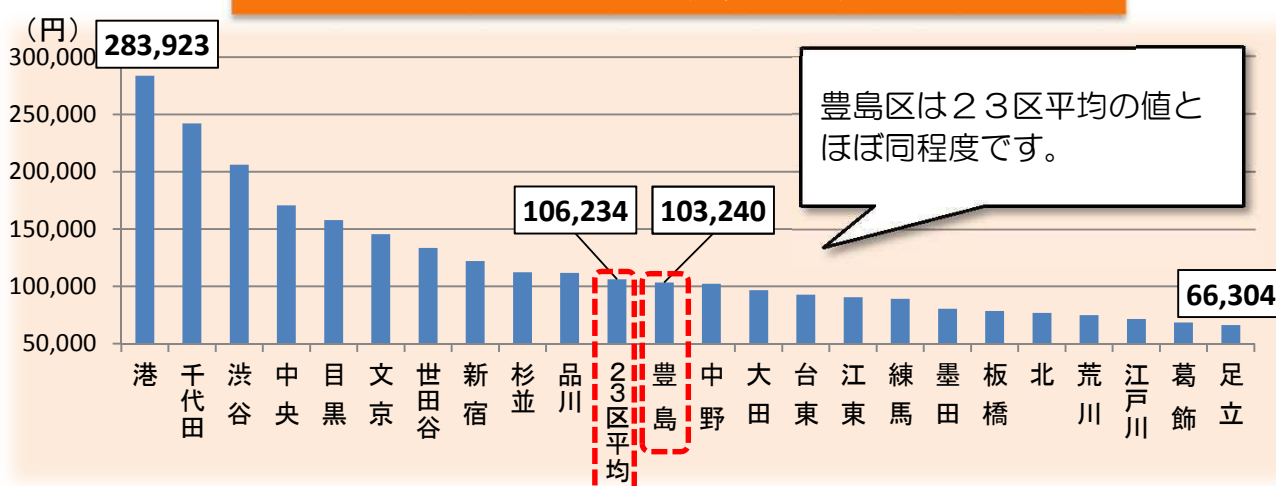
Q

区民1人あたり、課税者1人あたりの特別区民税負担額はどれくらいですか？

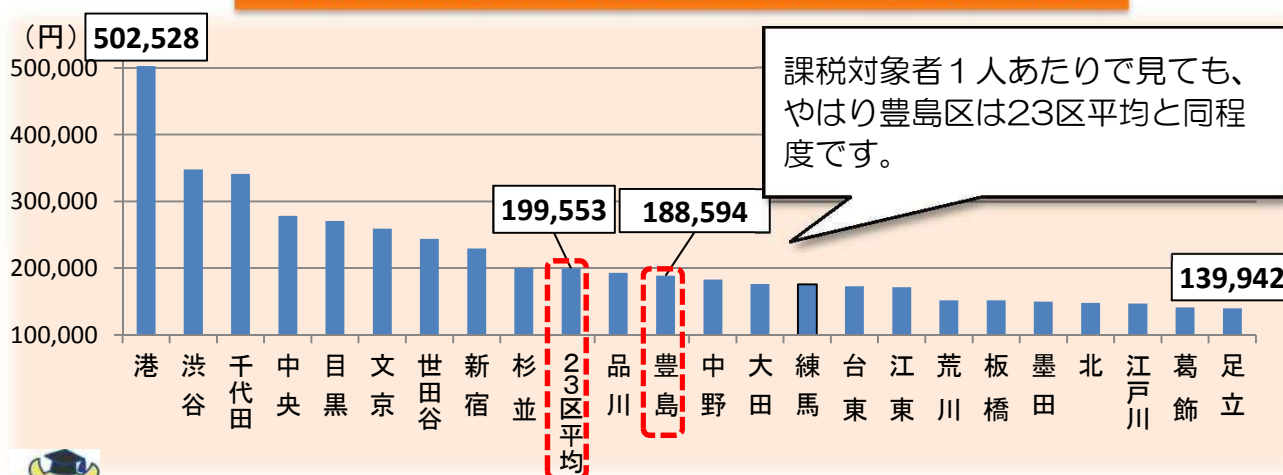
A

豊島区民1人あたり(非課税者含む)の特別区民税負担額は約103,000円、23区で比較すると11番目の規模です。課税対象者1人あたりでも、約189,000円、11番目の規模です。

区民1人当たり税負担額(23区)



課税対象者1人当たり税負担額(23区)



POINT

23区の区民・課税対象者1人あたり税収額をみると、豊島区はほぼ平均的な数値であることがわかります。また、23区で大きな差があり、最大の区と最小の区は、区民1人あたりで約4.3倍、課税対象者1人あたりでは3.6倍の差があります。

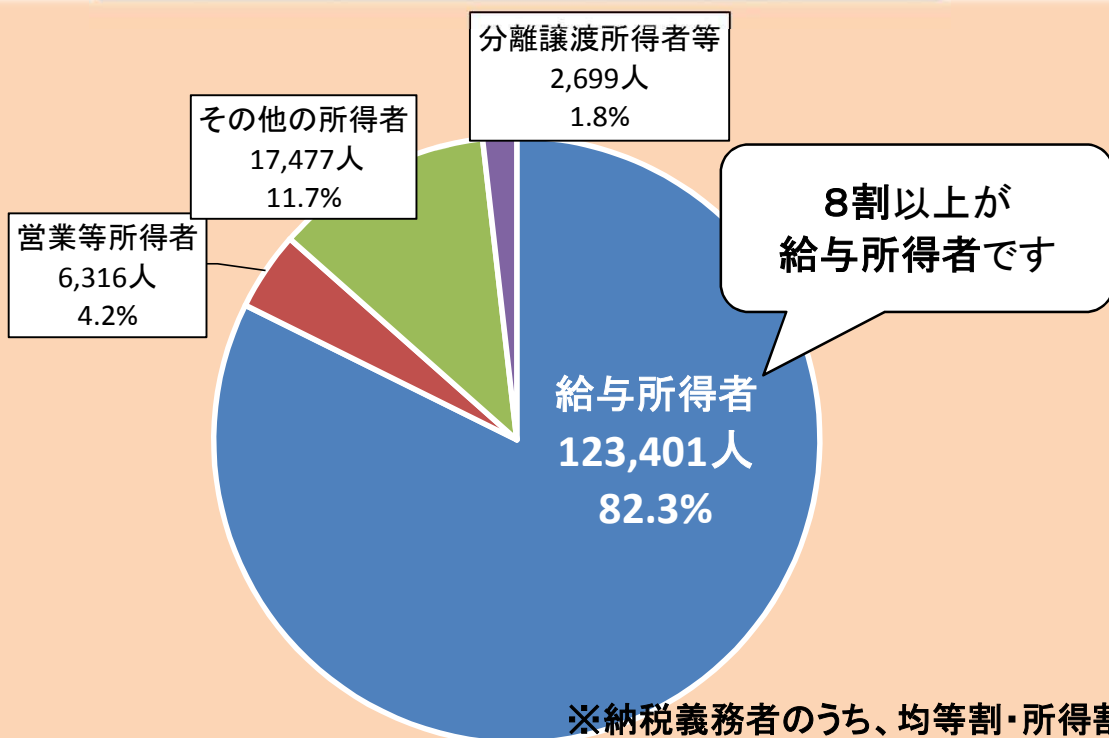
3 所得区分別 納税義務者数

Q 豊島区の納税義務者の主な所得は何ですか？

A

例年1番多いのは給与所得者で約8割を占めています。

所得区分別 納税義務者数(28年度)



※納税義務者のうち、均等割・所得割ともに課税になっている人が対象です。



P O I N T

所得の種類には、給与・公的年金・営業、農業・不動産・譲渡等があります。

平成28年度の豊島区の納税義務者の主な所得は、給与所得者が約8割を占め1番多くなっています。営業等所得者は4%、分離譲渡所得者は2%、それ以外の所得者は12%です。この割合は年度ごとに大きな変化があるわけではなく、毎年度同じような割合です。

4 課税標準段階別 納税義務者数（豊島区）



豊島区の納税義務者の所得状況はどのような状況ですか？

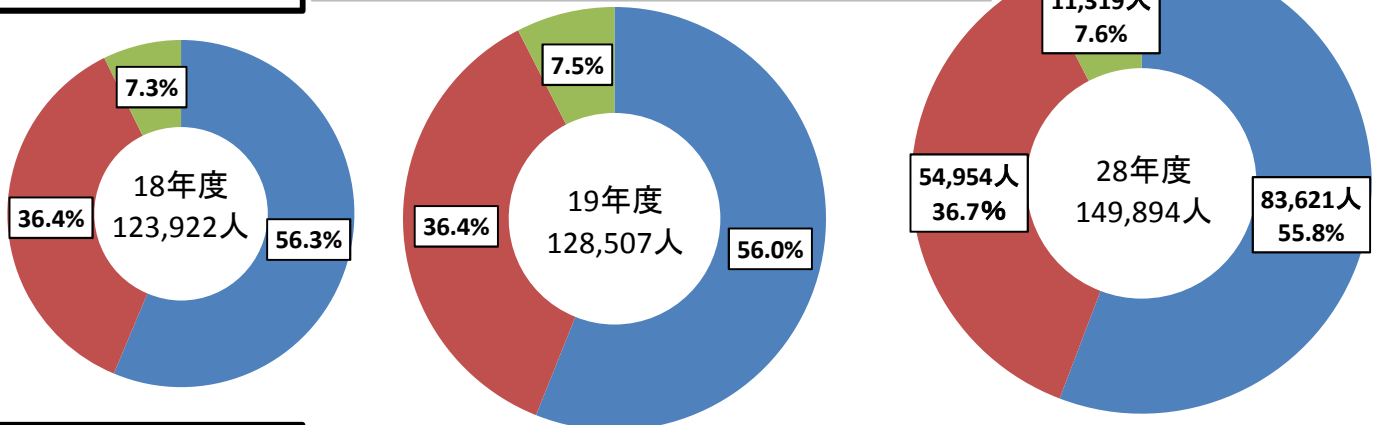


28年度においては課税標準額が200万円までの方が約6割を占めています。

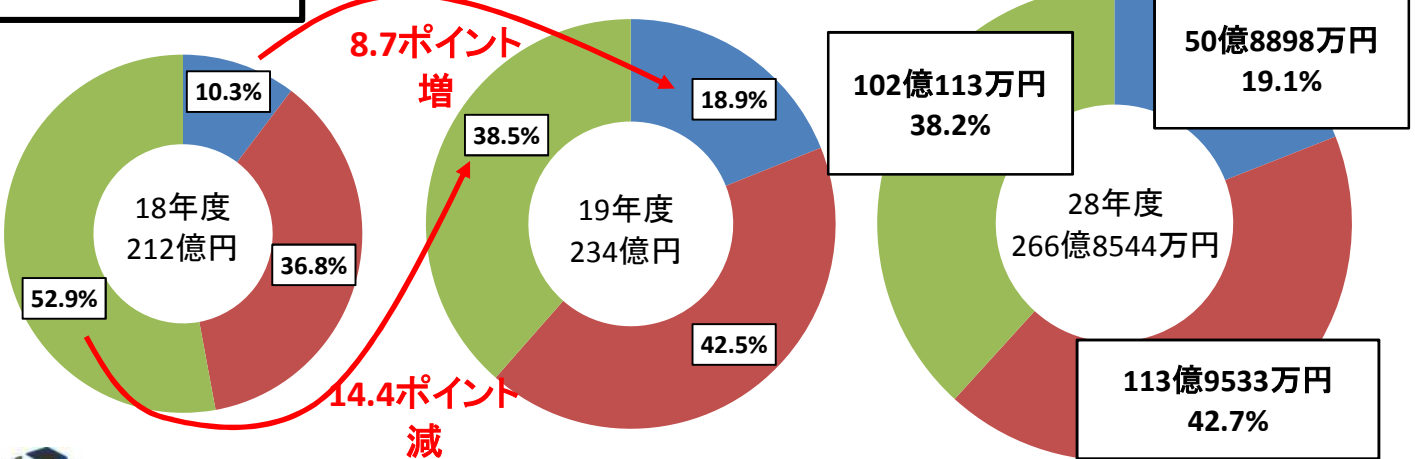
納税義務者の割合

課税標準額

■ ～ 200万円 ■ 200万円～700万円 ■ 700万円～



所得割税額の割合



P O I N T

課税標準額とは、所得から各種控除額を引いて税率をかける前の金額のことです。

平成19年度に税源移譲（※詳しくは23ページ参照）があり、所得割の税率が変更になりました。その結果、所得段階別の納税義務者数の割合はあまり変化がないものの、所得割額の割合は18年度までと19年度以降で700万円超が減少し200万円未満が増加したため、大きく変化しました。

19年度から28年度までは割合に大きな変化はありません。

5 課税標準段階別 納税義務者数割合（23区）

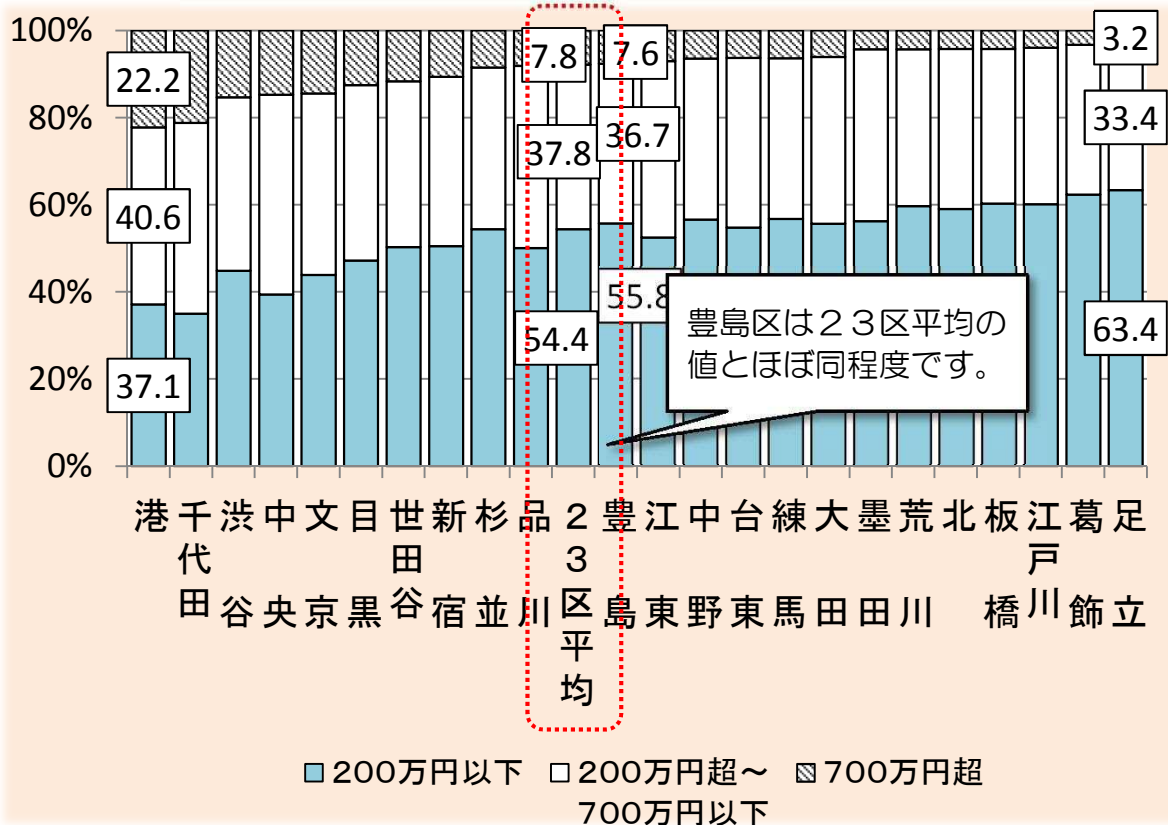
Q

課税標準段階別の納税義務者割合はどのような状況なのですか？

A

23区の状況は、下表のとおり実にさまざまです。本区は課税標準200万円以下の層が約6割、200～700万円の層が約4割、700万円超が約1割となっています。

課税標準段階別構成（23区）〔28年度〕



P O I N T

23区の課税標準段階別の納税義務者構成を比べて見ると実にさまざまであることがわかります。700万円超の層が20%を超える区もあれば、3%の区もあります。

一方で、200万円以下の層は60%を超える区もあれば、40%に達しない区もあります。

6 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係 (23区)

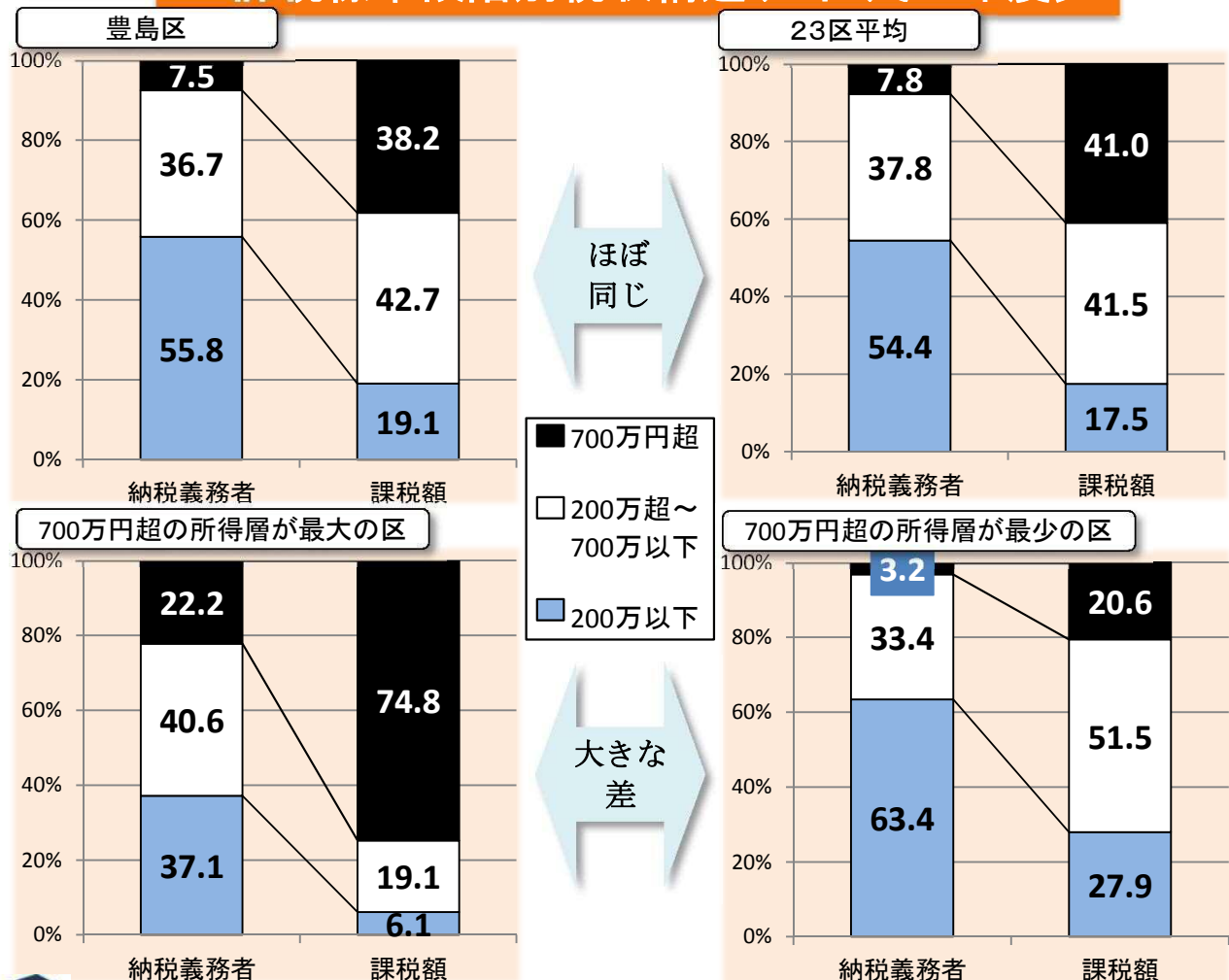
Q

23区の課税標準段階別の税収割合はどのような状況なのですか？

A

23区によって大きな差があります。本区は23区平均と概ね同様で、人数にして全体の1割である、課税標準700万円超の納税義務者層が課税額の約4割を占めています。

課税標準段階別税収構造(23区)〔28年度〕



POINT

700万円超の所得層が最大の区では、人数にして2割である課税所得700万超の層の課税割合が7割を占めています。対して700万円超の所得層が最少の区では、課税所得700万超の層が1割に満たず、課税割合では2割程度です。この結果から、税収構造においては、23区内で非常に大きな差があることがわかります。

7 納税義務者の年齢構成（豊島区）

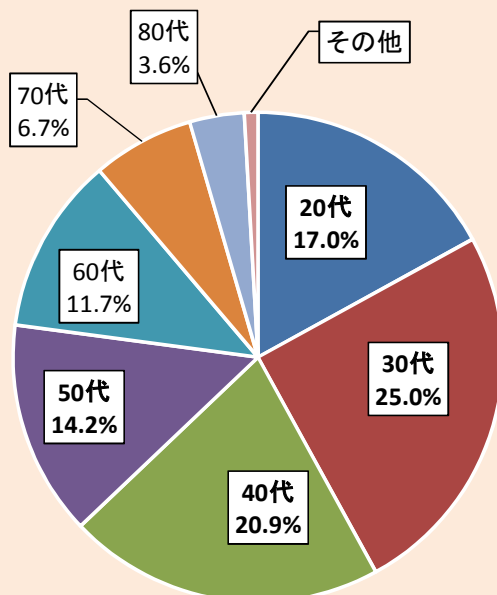
Q

豊島区の納税義務者と課税額の年齢ごとの割合はどのようになっていますか？

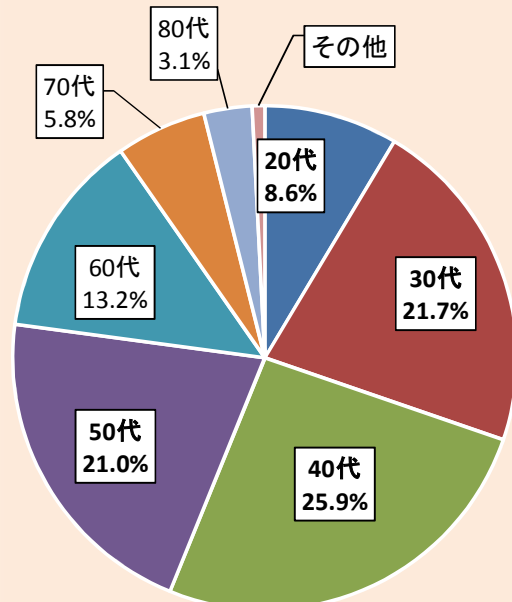
A

20代～50代で全体の約77%になりますが、その内訳は「納税義務者数」で見た場合と「課税額」で見た場合とで異なります。

年代別納税者数の割合



年代別課税額の割合



P O I N T

年代別納税者数の割合は「30代」が最も多く、次いで「40代」、「20代」と続いています。一方、年代別課税額の割合で見ると、「40代」が最も多くなり、「20代」の約3倍の割合になります。「30代」、「50代」も課税額での割合は多くなっています。

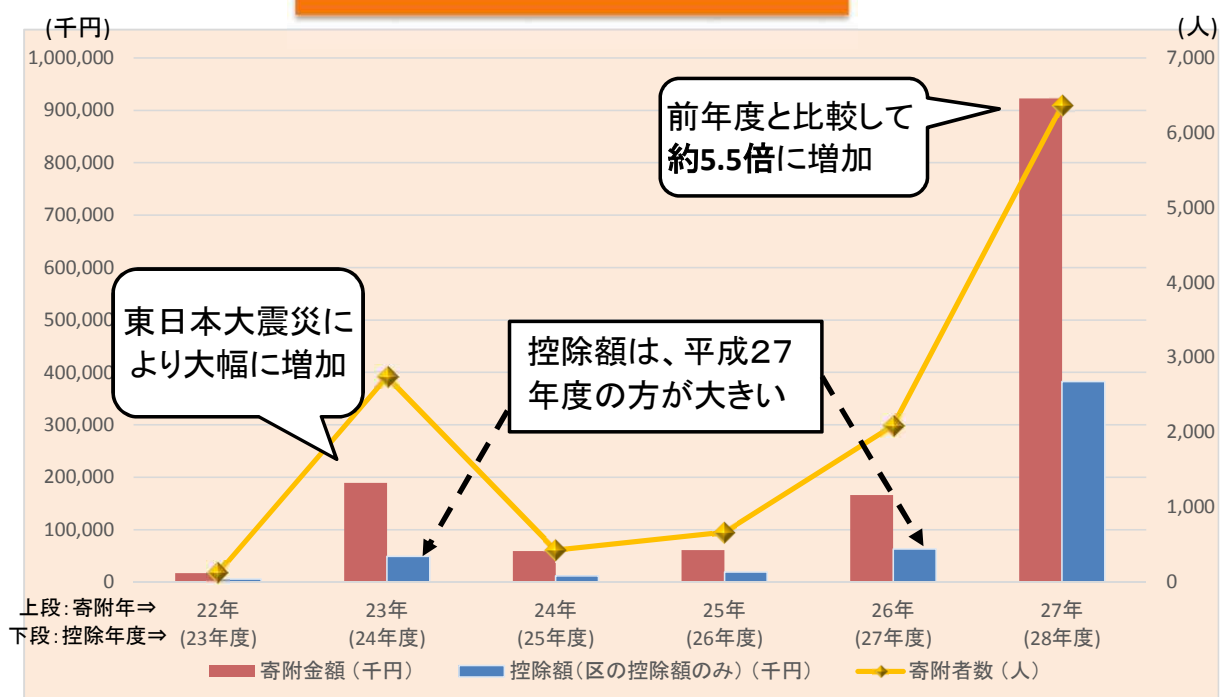
また、全体の割合から見るとごくわずかですが、その他の中には「19歳以下」や「100歳以上」の納税者もいます。

8 ふるさと納税の推移

Q 豊島区の納税義務者のふるさと納税の状況はどのようになっていますか？

A 平成27年中の寄附は、人数が約6,400人、金額が約9億2,000万円でした。これによる28年度区民税からの控除額が約3億8,000万円となっています。

ふるさと納税の推移



P O I N T

平成23年は、東日本大震災があり、これに伴う東北地方への寄附金により人数・金額ともに大幅に増加しました。

また、平成26年は、ふるさと納税に対する返礼品等の注目により、前年度と比較して人数は3.1倍、寄付金額は2.7倍と大幅に増加しており、これによる平成27年度の控除額だけでみると、平成23年中の寄附による平成24年度控除額を上回っています。東日本大震災の際は、控除限度額や返礼品等にかかわらず被災地に対して多くの寄附が行われていたと推察されます。

平成27年は、特例控除の限度額が所得割の10%から20%に拡大したことや、ワンストップ特例制度が創設されたことの影響もあり、寄付金額が前年度と比較して約5.5倍に増加しており、控除額のさらなる拡大が懸念されます。

ふるさとと納税とは…？

「納税」という言葉がついていますが、実際には、自治体(都道府県・区市町村)への「寄附金」のことをいいます。

ふるさと納税の意義

ふるさと納税には以下の3つの大きな意義があります。
(総務省ふるさと納税ポータルサイトより)

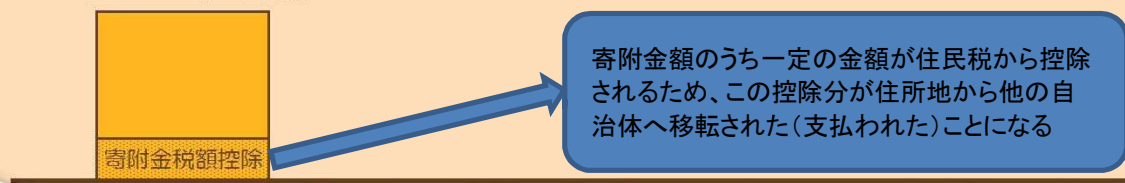
- 納税者が寄附先を選択する制度であり、その使われ方を考えるきっかけとなる
- 地域への力になれる
- 自治体が国民に取組をアピールすることで、地域のあり方を改めて考えるきっかけとなる

ふるさと納税の仕組み

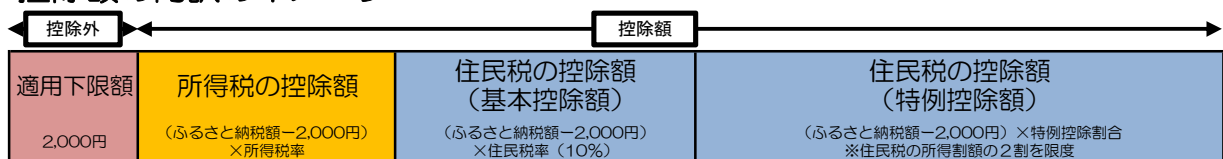
寄附金税制を活用して、寄附とそれに伴う税の軽減を組み合わせたものです。

税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みを検討した結果、ふるさと納税という制度が導入されました。自治体への寄附金は、確定申告等の一定の手続きをすることにより、実際の寄附金額に応じて税金が控除されるため、住所地へ納税する住民税を実質的に移転する効果があります。

居住地の自治体の住民税



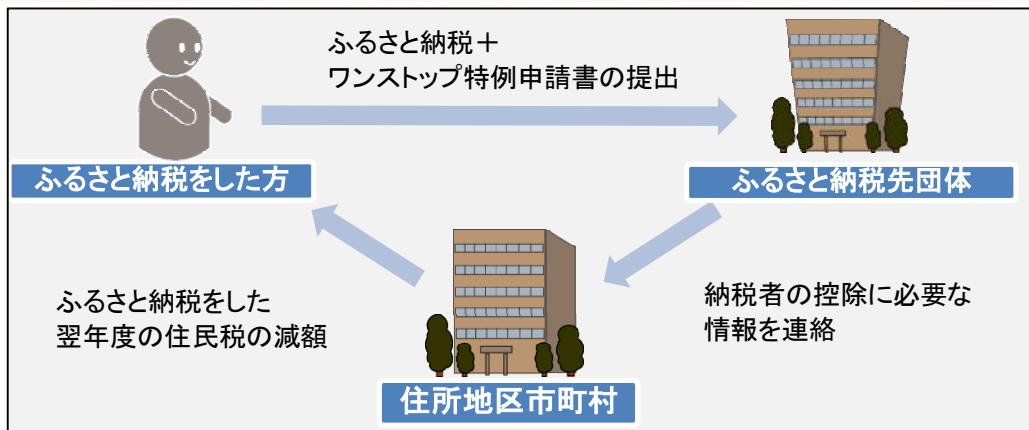
控除額の内訳のイメージ



適用下限額を超える寄附金額のうち、所得税の税率に応じた金額が所得税から控除され、それ以外の部分は住民税から控除されます。(控除には一定の限度額があります)
すなわち、住民税から控除されるということは、自分が住んでいる自治体の税収は減少することになります。

ワンストップ特例制度

申告手続きの簡素化のため、申告不要となる給与所得者等について、一定の条件手続きをすることにより、確定申告をしなくても寄附金税額控除が受けられる特例的な仕組みが創設されました。



※以下に該当する場合は、ワンストップ特例は適用されません。

- ・ 申告が必要な人
- ・ 申告不要条件に該当するが、寄附金以外の控除（医療費等）があるため申告をする人
- ・ 申告不要条件に該当するが、6以上の自治体にワンストップ特例の申請をする人

ワンストップ特例の場合の控除額の内訳のイメージ

控除外	控除額		
適用下限額 2,000円	住民税の控除額 (基本控除額) (ふるさと納税額-2,000円) ×住民税率(10%)	住民税の控除額 (特例控除額) (ふるさと納税額-2,000円)×特例控除割合 ※住民税の所得割額の2割を限度	住民税の控除額 (申告特例控除額) 特例控除額×申告特例控除率

所得税からの控除はなくなり、すべて住民税からの控除となります。

全体の控除額は、原則として確定申告をした場合と変わりません。

(所得税の控除に相当する金額が、「申告特例控除額」として住民税から控除されます)

ワンストップ特例を利用すると手続きは簡素化されますが、所得税の控除分も住民税の控除となるため、自分が住んでいる自治体の税収がより減少することになります。

ふるさと納税に関する税制改正の経過

平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金による控除が所得控除から税額控除となる ・ 自治体への寄附（ふるさと納税）分は、適用下限額を超える部分について、原則として全額が控除される制度となる
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用下限額が、5,000円から2,000円となる
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興特別所得税の導入に伴い、特例控除の計算方法を一部変更
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例控除の限度額が、所得割の10%から20%に拡大 ・ ワンストップ特例制度の導入

9 特別区民税の主な改正内容（平成28年度）

1. 住宅借入金等特別控除の延長

消費税増税の延期により、住宅借入金等特別控除（いわゆる「住宅ローン控除」）の適用期限が平成33年12月31日まで延長されました。控除額は以下の通りです。

居住開始年月日	控除限度額
平成26年4月1日から平成33年12月31日まで	所得税の課税総所得金額の7% （上限は136,500円）

2. スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の新設

セルフメディケーションの推進及び、適切な健康管理のもと、医療用医薬品からの代替を進め、医療費の適正化をすすめることを目的として新設されました。

制度概要につきましては以下のとおりです。

制度利用可能者	その年中に健康増進及び疾患の予防への取組として、医師の関与のある一定の取組（特定健康診断・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診）を行った個人
支出期間	平成29年1月1日から平成33年12月31日
対象支出	自己又は自己と生計を一にする配偶者・その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の代金
所得控除額	その年中に購入したOTC医薬品の代金の合計額－12,000円（上限控除額は88,000円）

○スイッチOTC医薬品とは

OTC医薬品とは、「Over The Counter Drug」の略で、医師の処方箋なしにカウンター越しに購入できる様な市販薬のことをいいます。

また、これまで医師の判断がなければ使用することのできなかつた医療用医薬品を、薬局で店頭販売できるよう転換（スイッチ）されたものをスイッチOTC医薬品といいます。

詳しくは厚生労働省HPのセルフメディケーション税制対象品目一覧をご覧ください。

○申告時の注意点

控除を受けるためには、スイッチOTC医薬品を購入したことがわかる領収書等と、一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提出が必要になります。

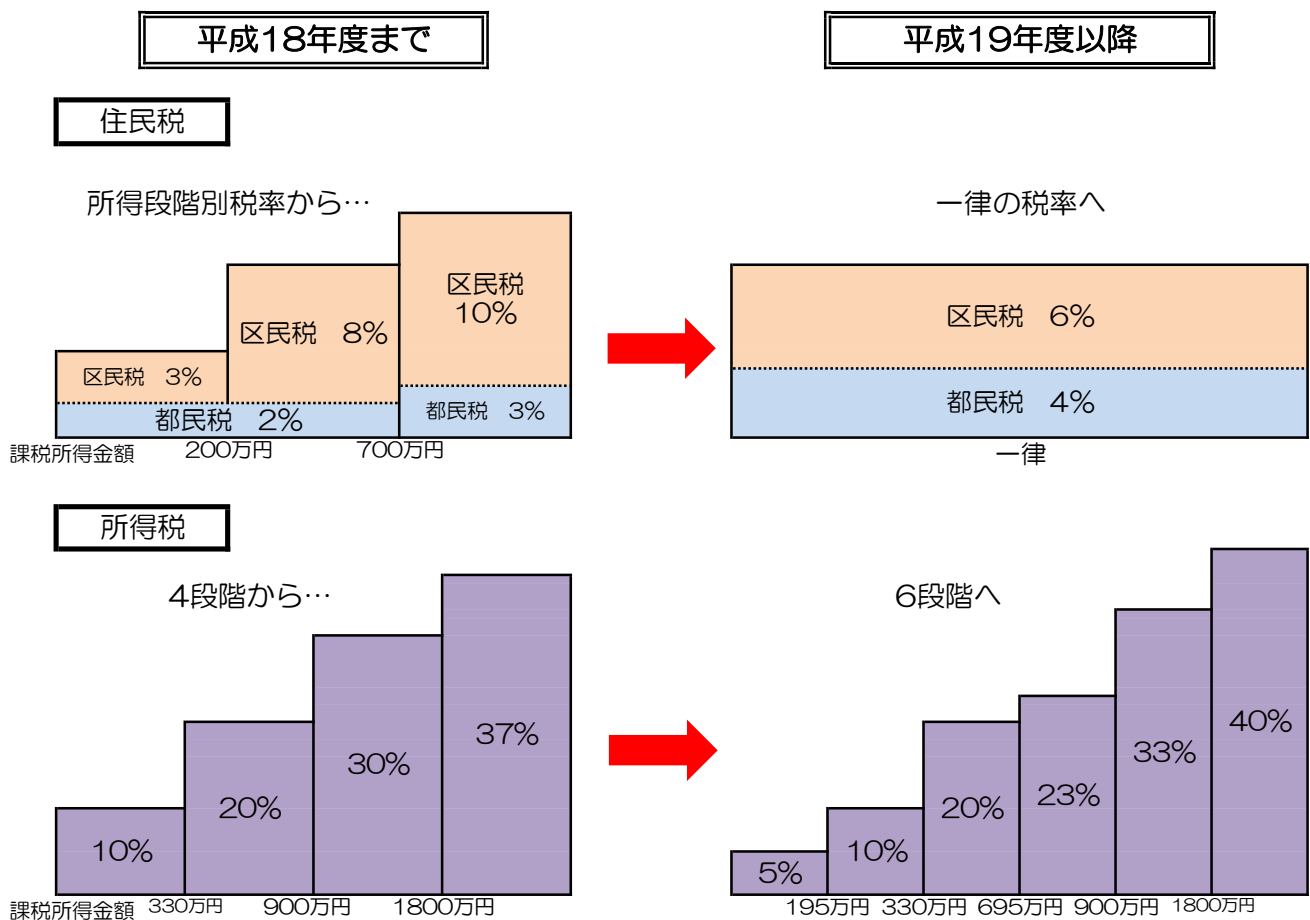
また、スイッチOTC薬控除は、通常の医療費控除との選択適用になるため、両方の控除を受けることは出来ませんのでお気をつけください。

税源移譲とは…？

地方分権を目的とした「三位一体の改革」の一環で行われたもので、国の税金である所得税を減らし、地方の税金である住民税（都民税・区民税）を増やすことで税源を国から地方へ移すことです。

これにより、約3兆円の税源が国から地方へ移ることとなりました。

税源移譲は平成19年に実施され、所得税と住民税の税率は以下のように変化しました。



税率が変更になったことにより、所得税が減り住民税が増えることとなりましたが、全体的な税負担は変わっていません。

また、税負担が変わらないようにするため住民税に調整控除が設けられ、所得税のみが控除対象であった住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）も、所得税で引ききれなかった場合は住民税でも控除できるようになりました。

特別徴収とは・・・？

○個人住民税の特別徴収とは、事業主の方(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に払う給与から個人住民税(※1)を引き去り(給与天引きし)、納入していただく制度です。

○事業主(給与支払者)は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。(地方税法第321条の4)

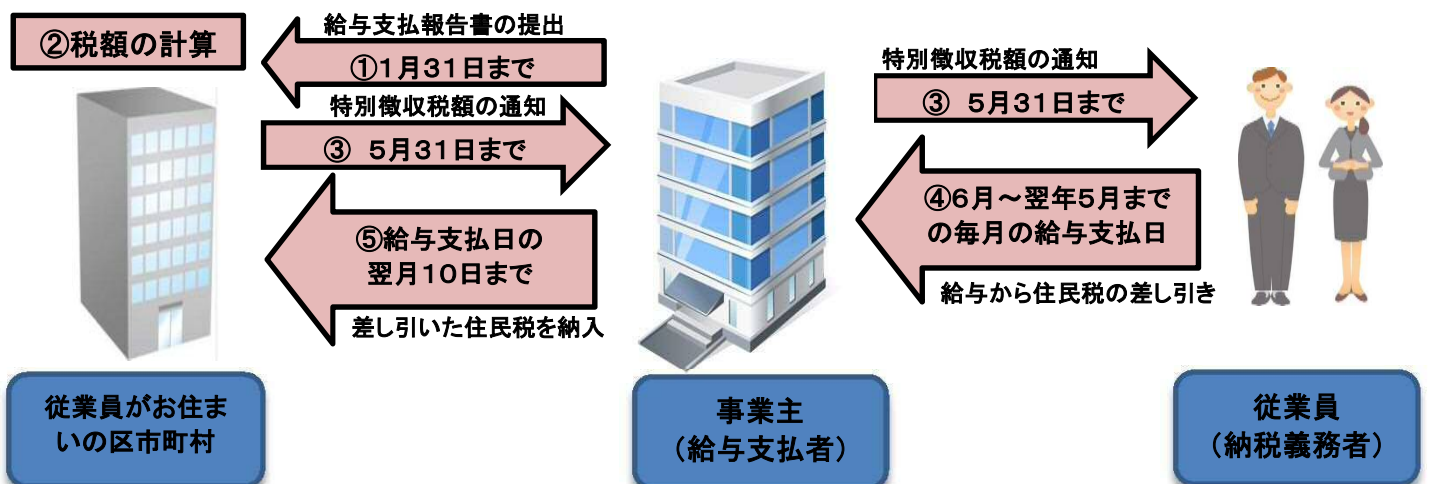
特別徴収義務者となる
事業主の方

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

特別徴収の対象となる
従業員の方

前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員が特別徴収の対象となります。

特別徴収の仕組み



特別徴収制度のメリット

○事業主の方

個人住民税の税額計算を区市町村が行うため、所得税のように税額の計算や年末調整する手間がかかりません。

○従業員の方

金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納になったり、延滞金が掛かる心配がありません。

○区市町村

特別徴収は普通徴収に比べ、納め忘れもなく徴収率が高い傾向があります。

特別徴収義務者 全件指定推進の取り組み

地方税法では、従業員の住民税の徴収方法は特別徴収が原則とされていますが、これまで普通徴収と特別徴収の区分は事実上選択制となっていました。

これを「普通徴収切替理由」に定める一定の基準(当面普通徴収を認める基準※2)に当てはまる場合のみ普通徴収を認めることとし、特別徴収義務者の全件指定に向けた取り組みを進めています。

都及び近県における全件指定の取組状況

開始年度	自治体
平成27年度	埼玉県
平成28年度	千葉県、神奈川県
平成29年度	東京都内全62区市町村

《当面普通徴収を認める基準》※2

- 普A 総従業員数が2人以下
(他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数)
- 普B 他の事業所で特別徴収
- 普C 給与が少なく税額が引けない
- 普D 給与の支払いが不定期(例:給与の支払いが毎月でない)
- 普E 事業専従者(個人事業主のみ対象)
- 普F 退職者または退職予定者(5月末日まで)
(休職等により4月1日現在で給与の支払いを受けていない方を含む)

-第4章- 納税状況等

1. 納税の方法（収納方法の種類と割合）
2. 収納率の推移
3. 滞納者の年齢及び滞納額
4. 分割納付と納税の猶予

コラム こんなときはどうすればいいの？納税Q&A

5. 督促状・催告書の推移（発付・収納）
6. 差押え件数と滞納額の推移
7. 口座振替加入数・率の推移
8. 税証明発行数の推移

コラム 税金の還付について

1 納税の方法（収納方法の種類と割合）

Q

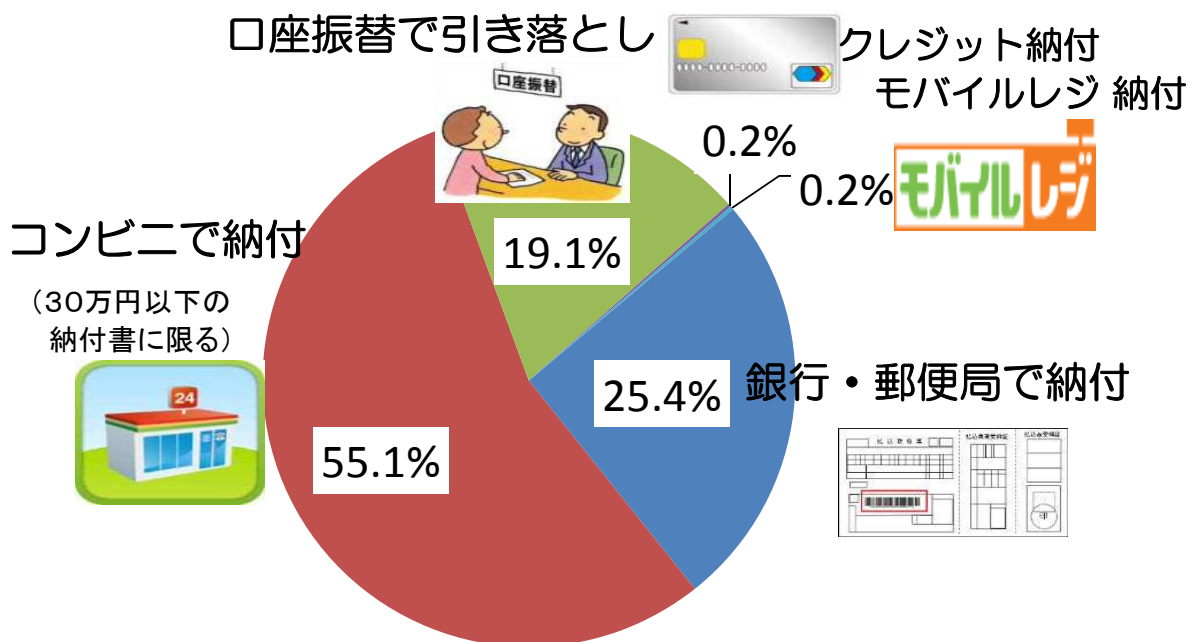
税額通知と一緒に納付書が送られてきましたが、どこで納付すればいいのですか？

A

納付書は銀行・郵便局・コンビニで使用できます。また、納付書でなく、口座振替・クレジット・モバイルレジでも手続きをすれば納付することができます。

豊島区の納税方法別の収納割合

（平成27年度決算における普通徴収の納付件数割合）



P O I N T

住民税は様々な方法で納付することが可能です。納付方法を件数で見ると、コンビニ納付の件数が半数以上を占めていることがわかります。

また、次に銀行・郵便局での納付、口座振替払いが多い状況となっており、クレジット納付やモバイルレジ納付(※)も最近は増えてきています。

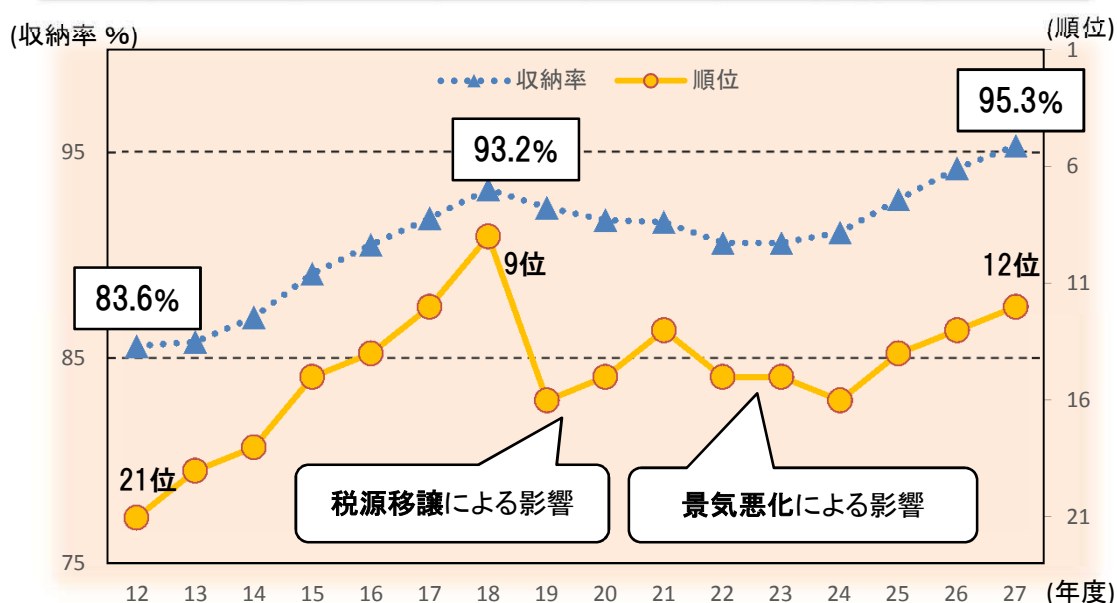
※モバイルレジ納付とは、納付書のバーコードを携帯電話のカメラで読み取り、ネットバンキングを利用して税金や保険料を納付できるサービスです。

2 収納率の推移

Q 27年度の豊島区の収納率はどのくらいですか？

A 27年度の収納率は95.3%で、豊島区は23区の中で12位でした。

特別区民税の収納率及び23区順位の推移



収納率とは？

⇒ 課税額に対して納付された金額の割合のことです。

計算方法 【 収納額 ÷ 課税額 × 100 = 収納率 】



P O I N T

平成12年度には83.6% (21位)でしたが、休日・夜間の納税相談や差押えを強化するなどの対策を講じてきた結果、18年度には93.2% (9位)まで上昇しました。19年度以降は税源移譲やリーマンショック等の影響により率・順位ともに下降しましたが、納税方法の多角化(コンビニ・モバイル収納など)や滞納整理業務体制の変更や催告を強化したことで、27年度には95.3% (12位)まで順位を上げています。

3 滞納者の年齢及び滞納額

Q

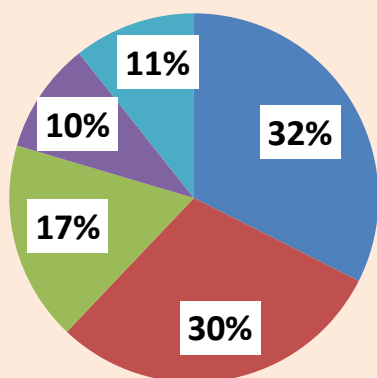
滞納者の年齢層や滞納額は、どのような状況なのですか？

A

最近の調査結果では、年齢では30代の方が最も多く、滞納額では10万超～20万以下の滞納を抱えている方が半数以上であることが分かりました。

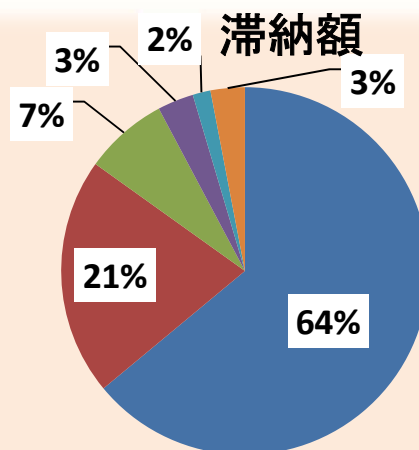
滞納者の年齢・滞納額の構成割合(27年度末)

滞納者の年齢



■ 30未満 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代以上

滞納額



■ 10万以下 ■ 10万超～20万 ■ 20万超～30万
■ 30万超～40万 ■ 40万超～50万 ■ 50万超



P O I N T

納税相談の内容を分析すると、滞納する主な理由は下記のとおりであることがわかりました。

【経済的困窮】 失業、倒産、などで世帯の収入が減少。
病気、育児、加齢などで就労できない。
就労先が見つからない。

【その他】 忙しくて納付を忘れていた。他の支払いと勘違いしていた。
個人的債務を優先した。
住民税が翌年度課税であることを知らなかった。
会社のほうで給料から差し引いていると思っていた。

4 分割納付と納税の猶予

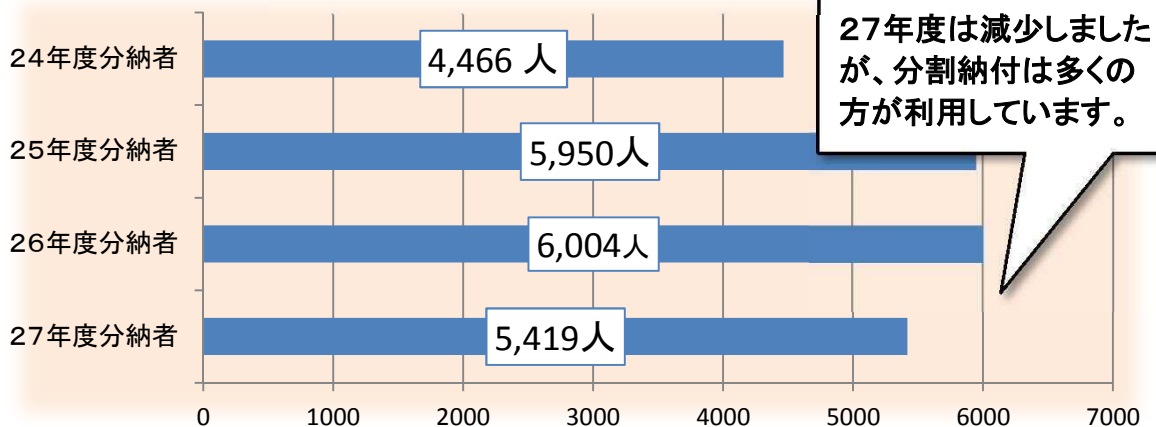
Q

退職したり、入院などで納付書の期限に納付できないときはどうすればいいのですか？

A

住民税は昨年の収入によって決定しているため、退職等で現在収入が無くても納付しなければなりません。納税が困難になったときには、まずご相談ください。生活状況をお伺いしたうえで、原則1年以内に限り、分割して納付することができます。ただし、原則として延滞金が発生します。

分納者数の推移



POINT

【地方税法第15条の要旨】

地方団体の長は、納税者が次の各号に該当する場合において納税できないと認めるときは、一年以内に限り、その徴収を猶予することができます。この場合、納入することができない金額については分割納付できます。

(例示)

- ①納税者がその財産について震災、風水害、火災その他の災害を受け又は盗難にあったとき。
- ②納税者又は生計を同一にする親族が病気にかかり又は負傷したとき。
- ③納税者が事業を休廃止したとき。
- ④納税者が事業について著しい損失があったとき。



こんなときはどうすればいいの？ 納税Q&A

ここでは、税務課整理グループに日々寄せられるお問い合わせの中から、よくある質問をご紹介します。

Q: 引っ越した後の住民税はどうなるの？

A: 住民税は、**1月1日に住んでいる（住民票がある）自治体**から前年中の所得金額が一定以上ある方に対して課税されます。
例えば、28年1月2日にA区からB区へ引越したとしても、28年度の住民税はA区に納付する必要があります。

Q: 亡くなった親族の住民税はどうなるの？

A: 住民税が課税されている場合、**納税義務は相続人に承継**されます。
豊島区では相続人代表者指定通知をお送りし、納税を相続人代表者へ依頼しています。
※相続放棄した場合は、相続放棄申述受理証明書を提示していただければ支払いは免れます。

退職時の住民税はどうするの？

A: 2種類の方法があります。
①残りの住民税をまとめて給与から天引きと
する方法
②「普通徴収の切り替え」手続きをおこない
個人で納付とする方法
まずは会社の経理担当に相談してください。

海外へ行くとき納税はどうするの？

A: 納税通知書の受け取りや納税していただく**納税管理人の選任が必要**です。
ただし、出国前に全額納付いただいた場合は不要となります。

大学に通学している外国人は免除になると聞きました。本当ですか？

A: ①**租税条約の適用対象となる国である** ②**学校教育法第1条に規定する学校の学生である**
上記2点を満たす方は在学期間に限り免除になります。
詳しくは税務課課税第一、第二グループまでお問い合わせください。



ご不明な点は区役所担当までお問い合わせください！



5 督促状・催告書の推移(発付、収納)

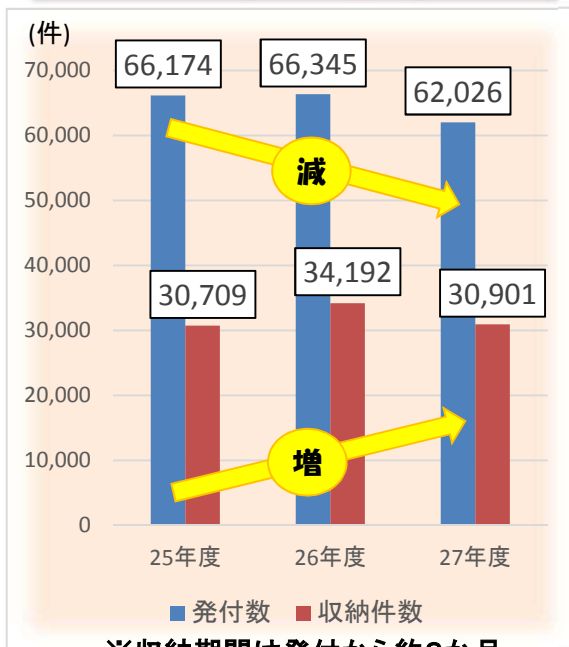
Q

督促状・催告書はどのくらい発付し、そのうちどれくらい納付されているのですか？

A

平成27年度は、督促状を約62,000通発付して約12億円が納付されています。催告書は7・12月の合計で約21,000通発付しており、約2億3千万円が納付されています。

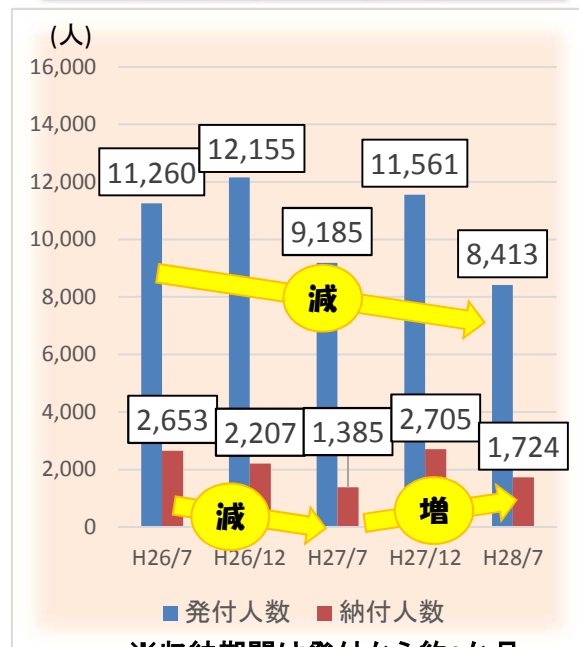
督促状の推移



※収納期間は発付から約2か月

発付件数減少傾向
収納件数増加傾向

催告書の推移



※収納期間は発付から約1か月

発付人数減少傾向
収納人数減少⇒増加傾向



POINT

①督促状 (納期限までに納付がない全ての方へ送付しています。)

近年、期限内納付していただける方が増加しており、発付数は減少傾向にあります。一方、督促状発付後の納付件数・金額は増加傾向にあり、発付件数・金額の半分程度を納めていただいています。

②催告書 (督促状を送付してもなお納めていただけない方へ送付しています。)

滞納額の減少に伴い、発付件数は毎年減少していますが、催告状送付後の納付人数・金額も同様に減少傾向にあります。ただ、27年度12月の催告から納付人数・金額は多少の増加となりました。

6 差押え件数と滞納額の推移

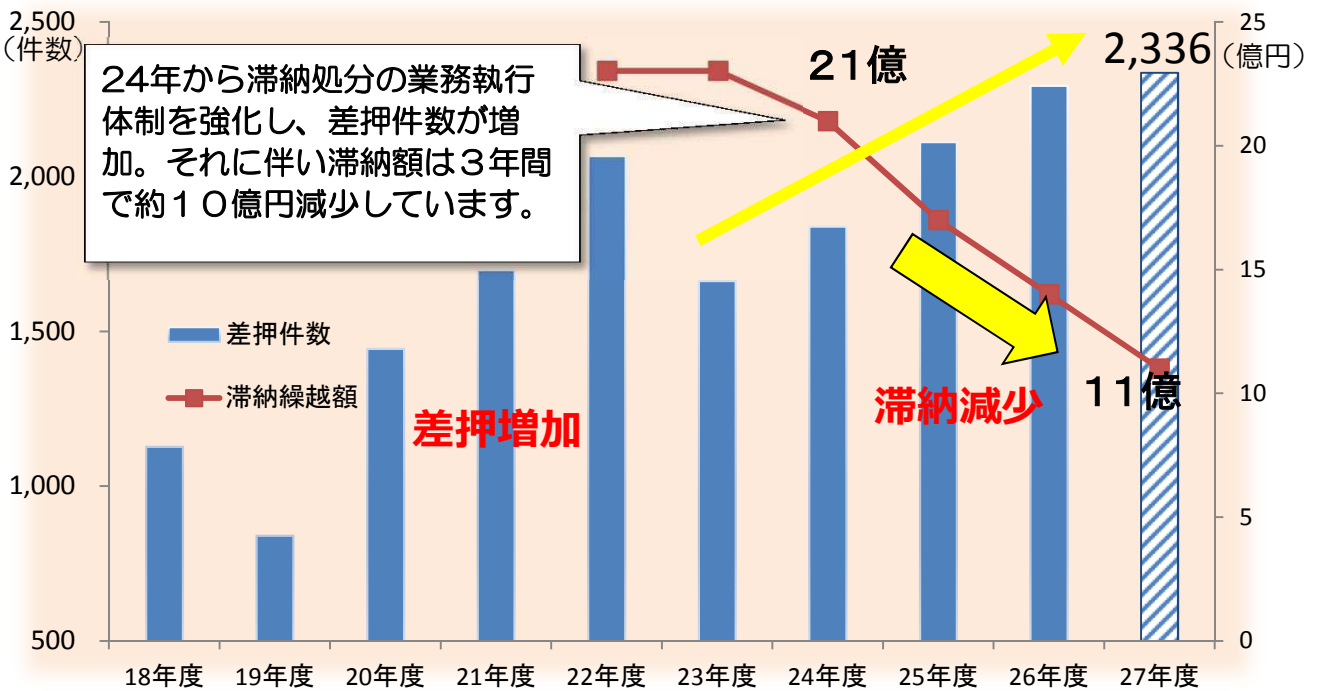
Q

豊島区では滞納者に対してどのくらい差押えを実施し、滞納額はどのような推移になっていますか？

A

27年度は2,300件超の差押えを実施しました。差押えの増加により滞納額は減少傾向にあります。

差押え件数の推移



POINT

差押え件数増加の要因

平成24年11月より滞納処分の業務執行体制を地区担当制から機能分担制(=電話と窓口対応に特化した交渉班と、財産調査や滞納処分に特化した差押班に役割分担することで、各々の分野の業務を集中的に行うことを可能とした体制)へ移行しました。

これにより、集中的な財産調査・滞納処分が可能となり、平成27年度の滞納額は約11億円となっています。

7 口座振替加入者数・率の推移

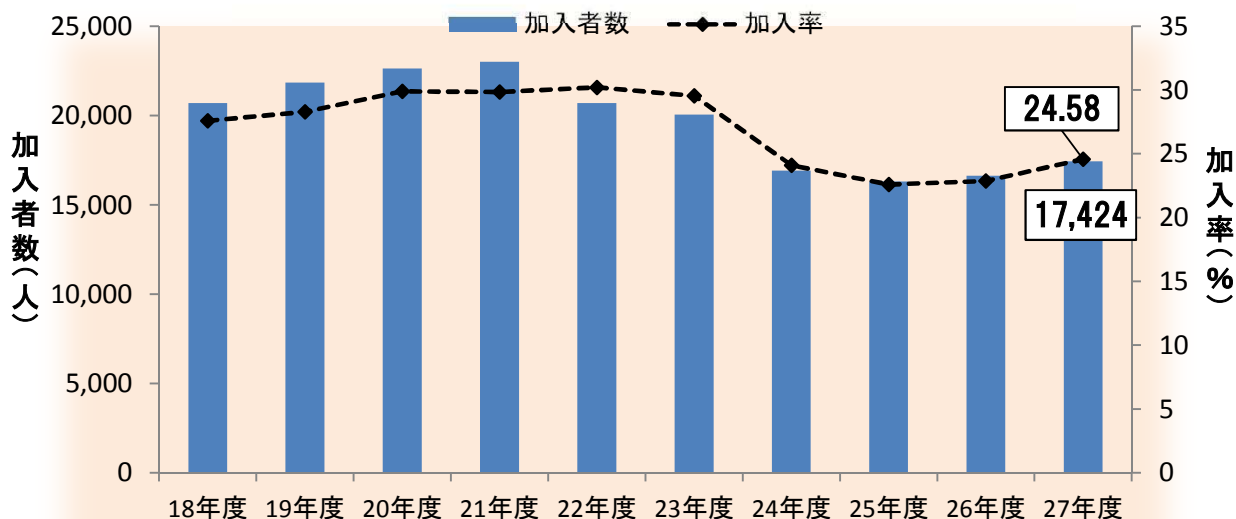
Q

口座振替に加入している人はどれくらいいるのですか？

A

口座振替加入者は平成27年度で約17,000人で、普通徴収の納税義務者に占める割合は約2割です。

口座振替加入者数(率)の推移



※加入率：現年課税分(普通徴収)の納税義務者数に占める口座振替加入者数の割合



POINT

納税義務者の高齢化に伴い、住民税を年金から差し引いて納める方が増えているため、平成21年度以降は口座振替加入者数が減少傾向にあります。

しかし、26年度から口座振替受付に関する手続きが電子化され、区役所の窓口でキャッシュカードがあれば手続きできる「ペイジー」を導入したため、26年度以降は加入者数、口座振替率ともに微増しています。

※非課税、特別徴収等で2年間口座振替を利用しなかった場合は、自動的に取り消されることがあります。

8 税証明発行数の推移

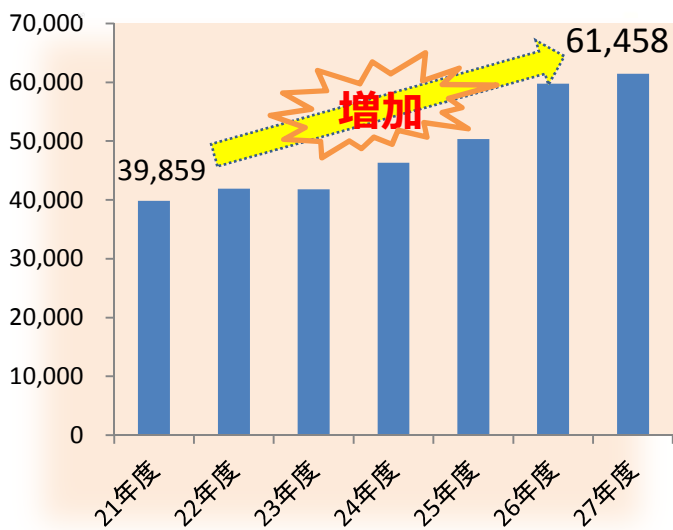
Q

税証明はどれくらい発行されているのですか？

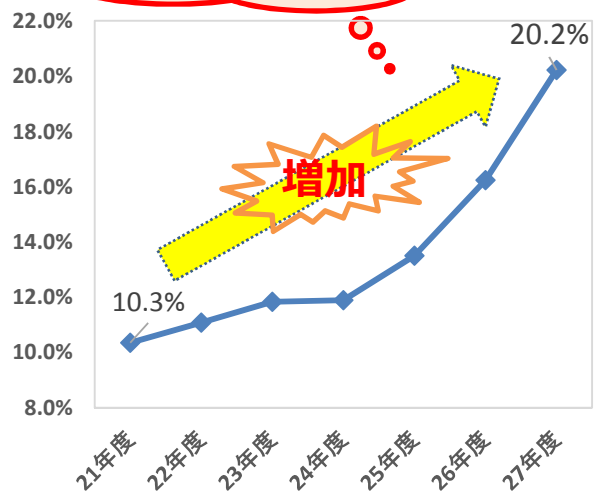
A

税証明の発行は近年増加傾向にあり、平成27年度は約6万件を発行しています。

税証明発行数の推移



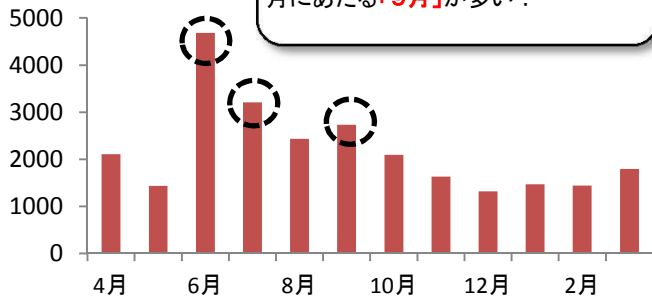
「自動交付機の割合」を見ると...



「月別」に見ると...

月別・発行人数

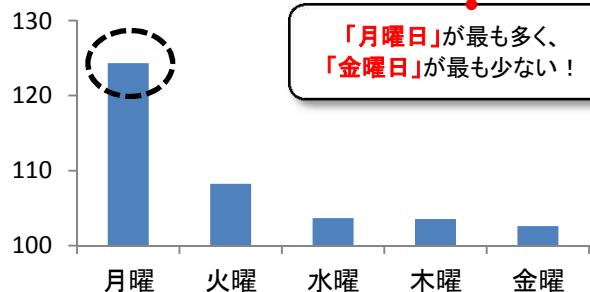
最新年度分の証明書が発行開始になる「6月・7月」や、シルバーパス更新月にあたる「9月」が多い！



「曜日別」に見ると...

曜日別・平均発行人数

「月曜日」が最も多く、「金曜日」が最も少ない！



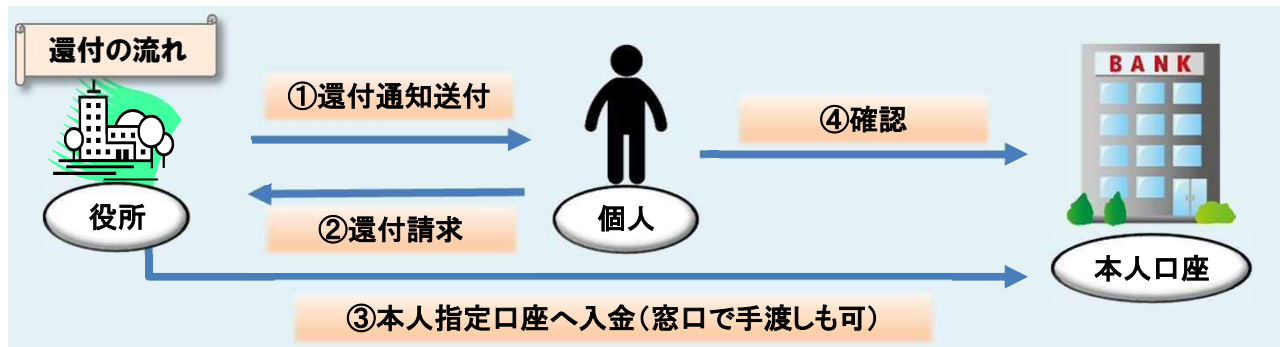
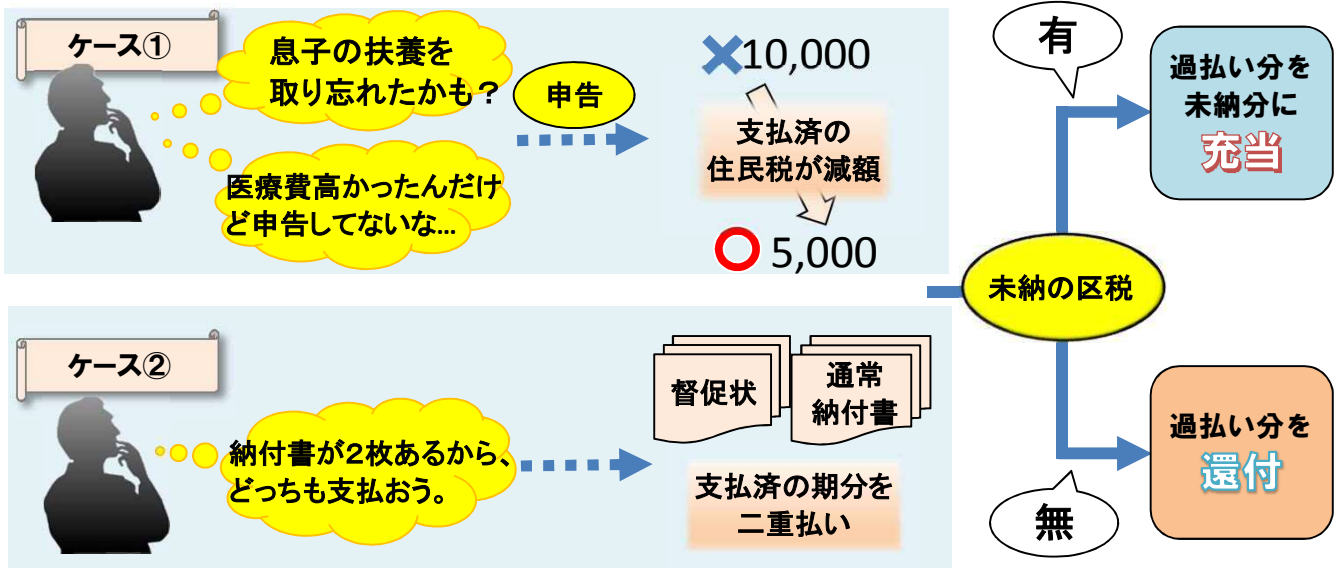
P O I N T

税証明は、近年、シルバーパスなど収入や所得の制限がある行政サービスが増加し、その審査のため税証明書の発行件数も増加しています。平成21年度には約40,000件でしたが、27年度には約61,000件まで増加しました。

税金の還付って何？



税金を多く払いすぎてしまったり、間違っ
てしまった時に、その分を返すことです。



区役所では区税の還付にあたり、次のようなご案内は行っておりません。
悪質な還付金詐欺に注意しましょう！



電話のみでご案内

口座番号の電話での聞き取り

非通知での電話

ATMの操作指示

ご不明な点は区役所担当までお問い合わせください！

-第5章-

軽自動車税

1. 軽自動車税（登録台数・税収）の推移
2. 普通自動車と軽自動車登録台数の比較
3. 23区別人口に対する軽自動車保有台数

コラム 軽自動車税の歴史と税率の変遷

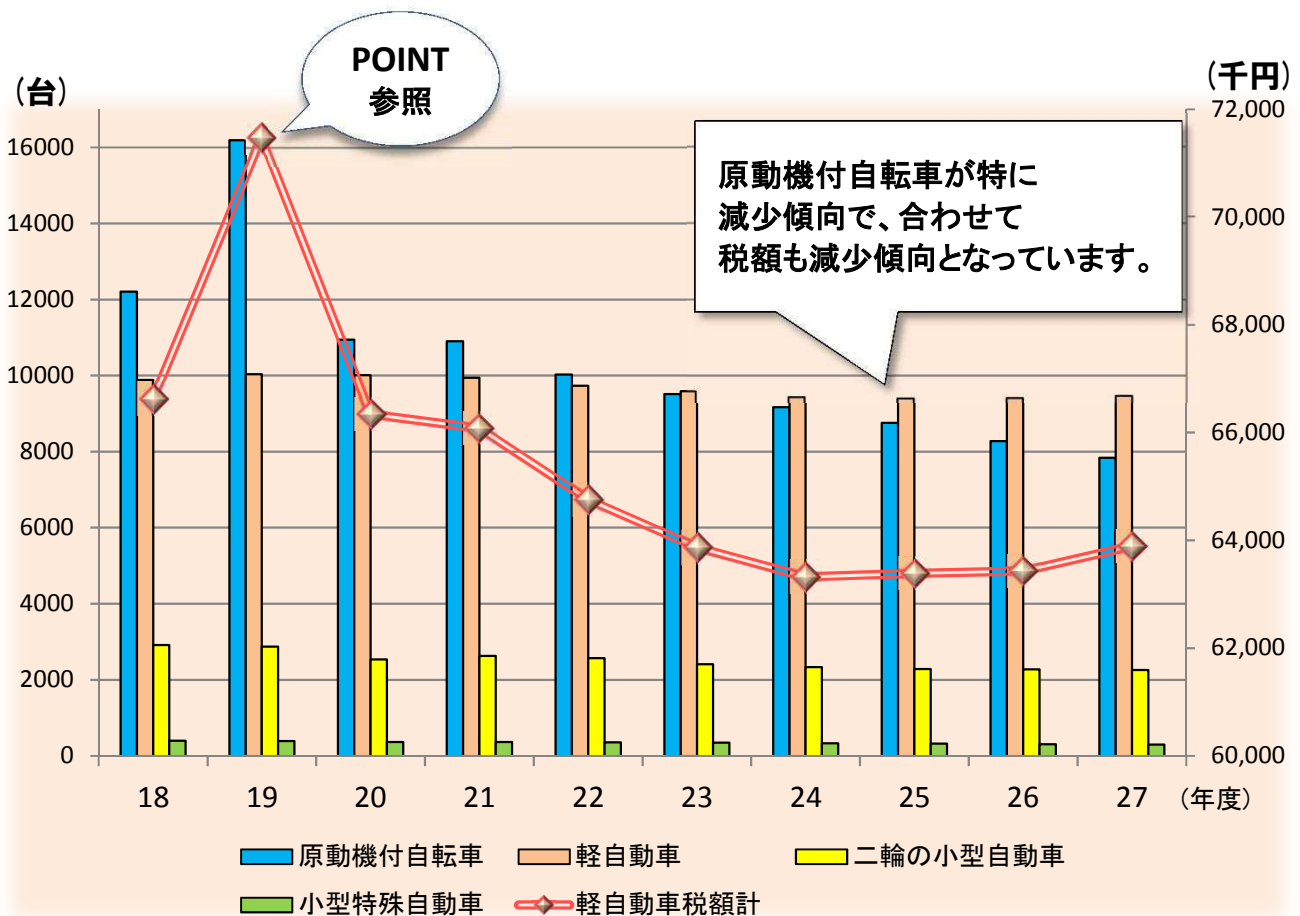
1 軽自動車税（登録台数・税収）の推移

Q

軽自動車税の税額・登録台数推移を教えてください。

A

軽自動車の登録台数が減少しており、税額も同様に減少傾向にあります。



P O I N T

27年度軽自動車税の登録台数は、全体で約2万台。税額は6千4百万円です。

近年軽自動車の性能向上等により、四輪の軽自動車登録台数はほぼ横ばいとなっていますが、原動機付自転車はニーズの低下により登録台数が減少しています。

平成19年には、業者がセールのために大量登録を行ったことで、原動機付自転車が1年のみ大幅に増加しています。

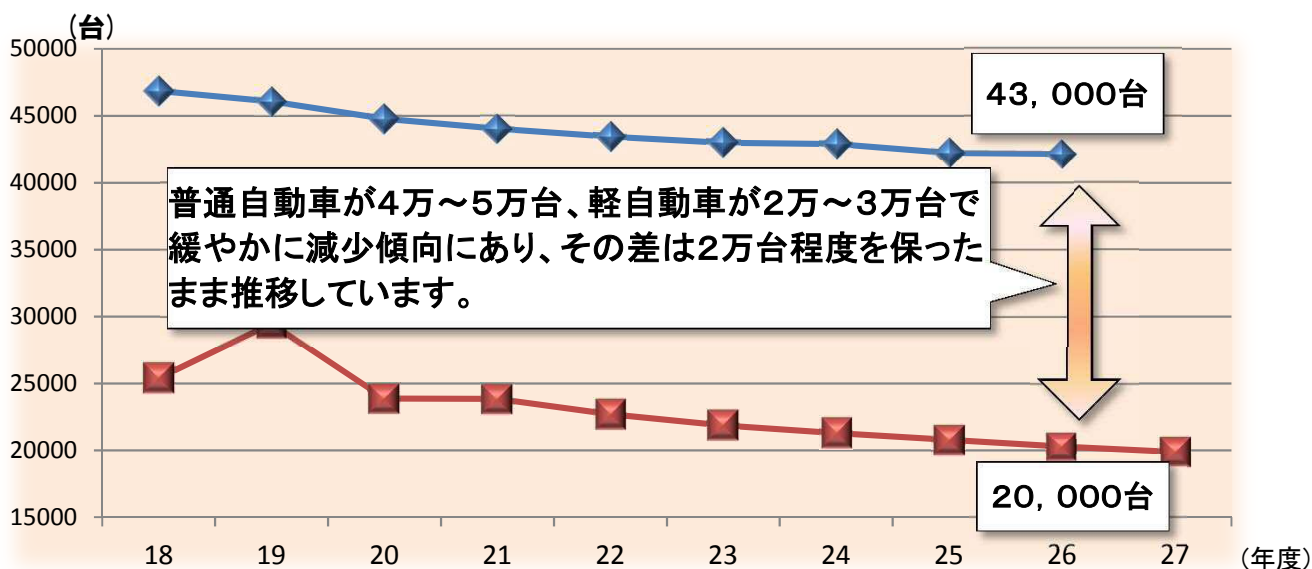
2 普通自動車と軽自動車登録台数の比較

Q

豊島区民の軽自動車と普通自動車の保有台数はどちらが多いのですか？

A

概ね2対1の割合で一般自動車の保有台数の方が多くなっています。



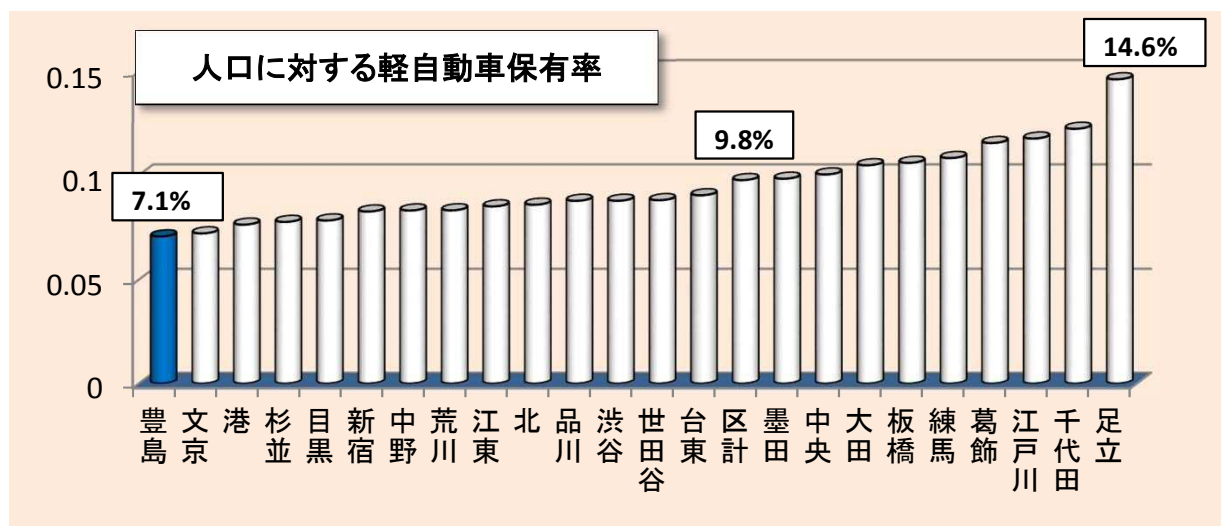
3 23区別人口に対する軽自動車保有台数

Q

豊島区では軽自動車を持っている人の割合はどれくらいですか？

A

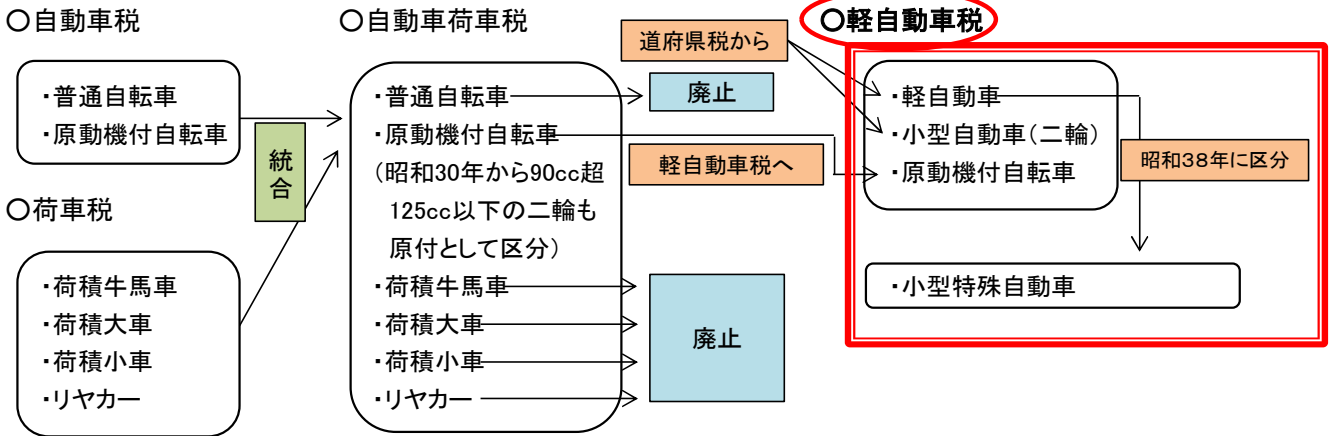
豊島区は交通の利便性が良く、また人口密度が高いため、23区で最も軽自動車保有率が低くなっています。



軽自動車の歴史と
税率の変遷



昭和33年に税制度等が整理され、軽自動車税が創設されました。



昭和15年 昭和29年

昭和33年

※上表、下表とも「自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書」を参照。



昭和33年以降の軽自動車税の税率は下記のとおりです。
平成28年度に、約30年ぶりに大幅な改正がありました。

(円)

区 分		昭和33年	昭和36年	昭和37年	昭和40年	昭和51年	昭和54年	昭和59年	昭和60年	平成28年		
原動機付 自転車 (125cc以下)	50cc以下	500				650	700	1,000		2,000		
	50cc超90cc以下	800				1,000	1,100	1,200		2,000		
	90cc超	1,000				1,300	1,450	1,600		2,400		
	ミニカー	-	-	-	-	-	-	-	2,500	3,700		
軽自動車 (660cc以下)	二輪(250cc以下)	1,500	1,500			2,000	2,200	2,400		3,600		
	三輪		2,000			2,600	2,850	3,100		3,900		
	四輪		乗用	営業用	3,000		4,500	5,200		5,500		6,900
				自家用				5,900	6,500	7,200		10,800
			貨物用	営業用	2,500			2,900		3,000		3,800
				自家用				3,300	3,650	4,000		5,000
二輪の小型自動車(250cc超)	2,500				3,300	3,650	4,000		6,000			

※

※平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた三輪及び四輪について新税額を適用。

-第6章-

たばこ税

1. たばこ税（売渡本数・税込）の推移
2. たばこ税収入の23区比較
3. 23区税収に占めるたばこ税の割合
4. たばこ税率の変遷（旧三級品除く）

コラム たばこ税とは？

1 たばこ税（売渡本数・税収）の推移

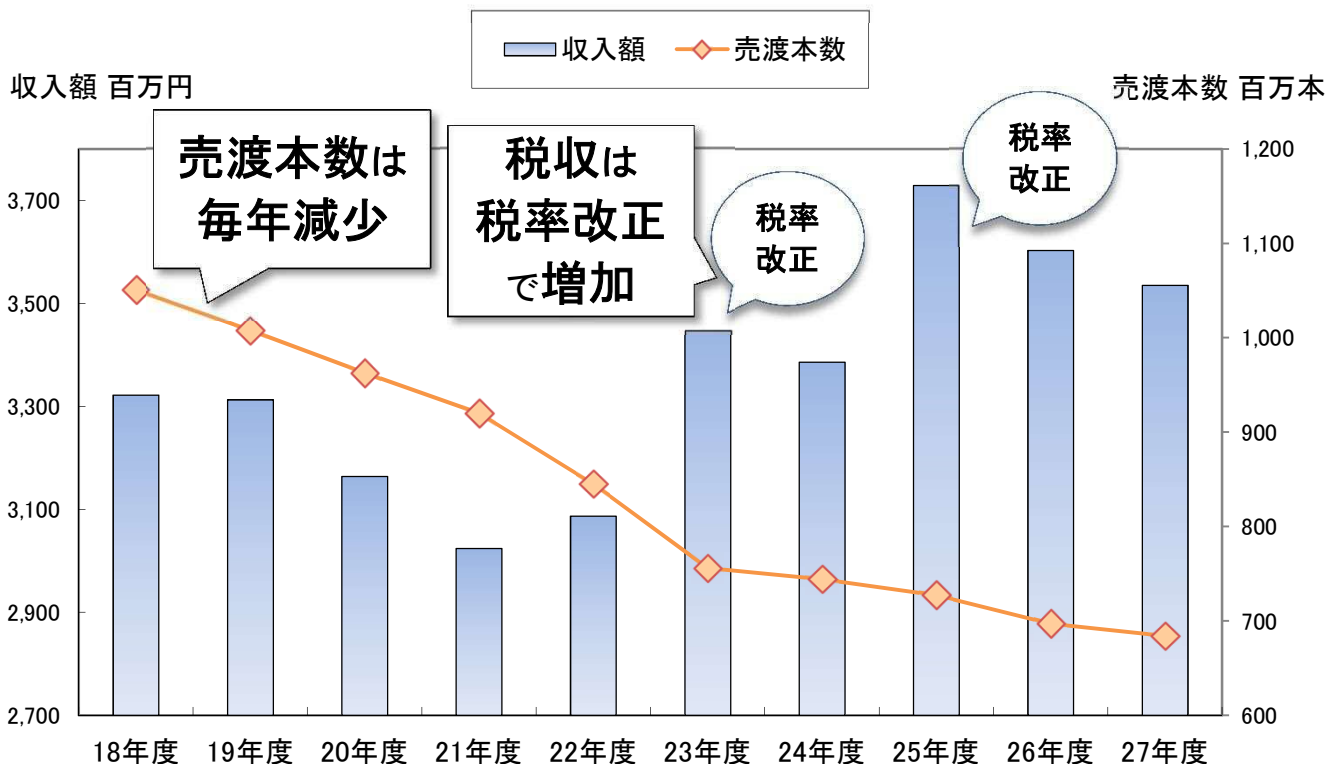
Q

近年、喫煙者が減っていますが、たばこ税収も減っているのですか？

A

たばこの売り上げは減っていますが、税率の改正（引き上げ）により区の税収は増えています。

たばこ税の本数と税収の推移



P O I N T

27年度たばこ税の課税額は約35億円、売渡本数は約7億本です。

喫煙者の減少に伴い、売渡本数は年々減少していますが、収入額は23年度、25年度に大きく増加しています。これは、23年度、25年度に特別区たばこ税の税率が引き上げられたことによるものです。

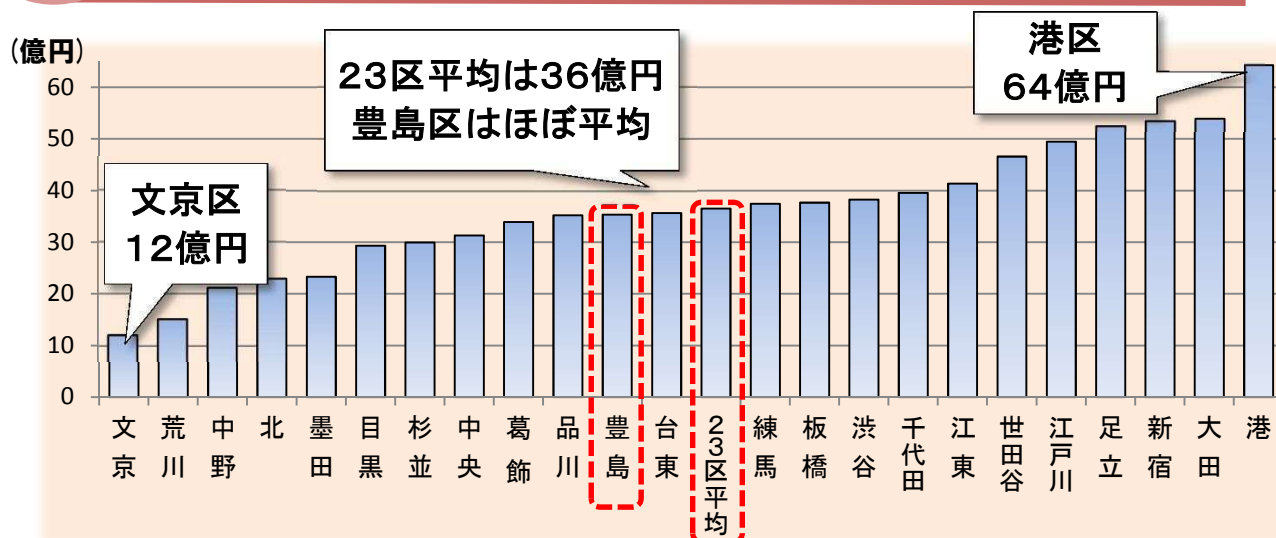
2 たばこ税収入の23区比較

Q

23区のたばこ税収入の状況を教えてください。

A

最も税収が多い港区と、最も低い文京区では52億円の差があります。豊島区は35億円で、ほぼ23区平均と同じです。



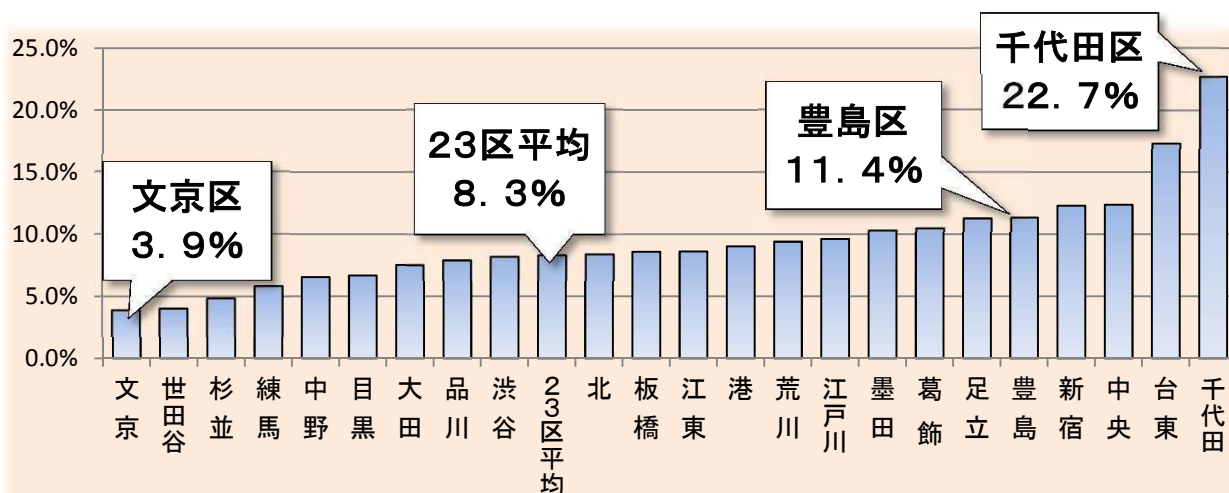
3 23区税収に占めるたばこ税の割合

Q

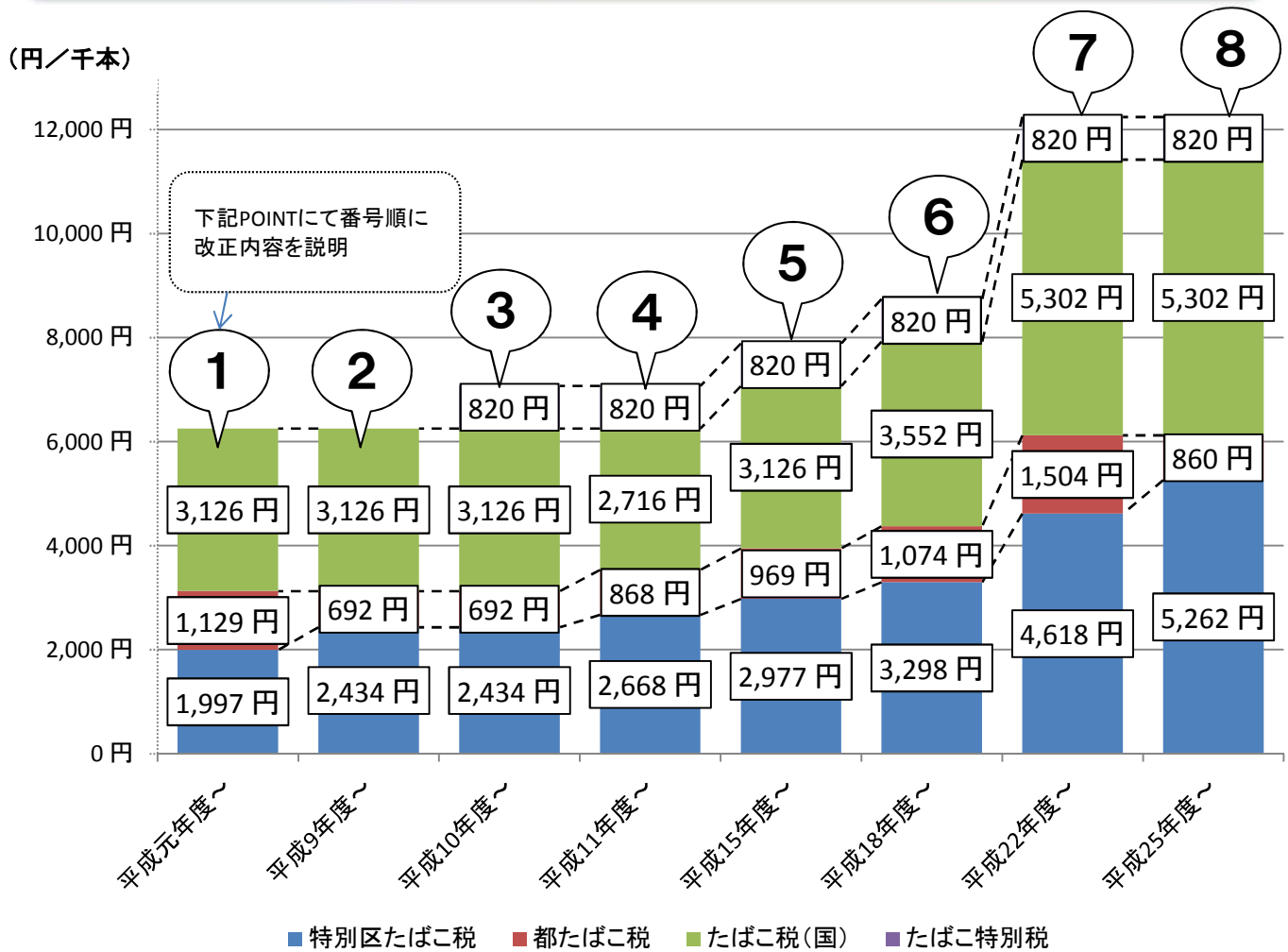
たばこ税は非常に大きい税収ですが、各区の税収に占める割合はどの位ですか？

A

最も割合が大きい千代田区では、税収の約4分の1がたばこ税で、最も小さい文京区では3.9%です。豊島区は税収の約1割をたばこ税が占めています。



4 たばこ税税率の変遷（旧三級品除く）



P O I N T

- ①消費税創設に伴い、たばこ消費税と呼ばれていた税を改変し、たばこ税創設。
- ②都から区への税源移譲
- ③10年12月1日たばこ特別税(国税)創設。旧国鉄及び林野事業の債務返済に使用。
- ④11年5月1日から、国から区・都への税源移譲。
- ⑤15年7月よりたばこ税率改定。手持ち品課税(※)実施。
- ⑥18年7月よりたばこ税率改定。手持ち品課税実施。
- ⑦22年10月よりたばこ税率改定。手持ち品課税実施。
- ⑧25年4月から、都から区への税源移譲。

※手持ち品課税とは…税率改正前に売渡しがされた小売店の手持たばこに対して、税率引き上げ分に相当する課税を行い、改正後と同一の税負担を求めるものです。

なお、旧三級品の特例税率の廃止に伴い、28年度から4年間手持ち品課税が実施されます。

たばこ税とは…？

たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金です。たばこの価格には、下の表のように5種類の税金が含まれています。

特別区たばこ税は、区の税収であり、たばこの製造業者や卸販売業者などが区内の小売販売業者(たばこ店など)に売り渡した時に課税されますが、たばこの小売価格には、すでにたばこ税が含まれていますので、実質的には消費者が負担していることとなります。

区内の売り上げが多くなれば、豊島区の収入が増えることとなります。



税の種類	1箱あたりの税額	1本当たりの税額
特別区たばこ税	105.24円	5.262円
都たばこ税	17.20円	0.860円
国たばこ税	106.04円	5.302円
たばこ特別税	16.40円	1.593円
消費税(地方消費税含む)	31.85円	0.820円
合計	276.73円	13.837円

地方税

国税

手持品課税について

たばこ税関係法令の改正により、旧三級品(※)にかかる特例税率が廃止され、平成28年度より4年間をかけて、段階的に税率が引き上げられます。これに伴い、たばこ販売業者等の方が、店舗、倉庫、居宅等で合計5,000本以上のたばこを販売のために所持している場合には、税率の引き上げ分に相当するたばこ税が課税されます。これを「手持品課税」といいます。

※旧三級品とは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバッド、バイオレット、ウルマの6銘柄

税の種類	平成27年度 まで	平成28年 4月1日から	平成29年 4月1日から	平成30年 4月1日から	平成31年 4月1日から	旧三級品以外
特別区たばこ税	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円	5,262円
都たばこ税	411円	481円	551円	656円	860円	860円
国たばこ税	2,517円	2,950円	3,383円	4,032円	5,302円	5,302円
たばこ特別税	389円	456円	523円	624円	820円	820円
合計	5,812円	6,812円	7,812円	9,312円	12,244円	12,244円

4年をかけて、特例税率を廃止し、旧三級品以外と同税率にする。

-第7章-

狭小住戸集合住宅税

1. 狭小住戸集合住宅税の課税概要
2. 税創設の経緯
3. 税収の推移
4. 税による効果

1 狭小住戸集合住宅税の課税概要

Q

狭小住戸集合住宅税（通称ワンルームマンション税）とはどのような税ですか？

A

30㎡未満の住戸が9戸以上ある集合住宅の建築等に課税する税です。

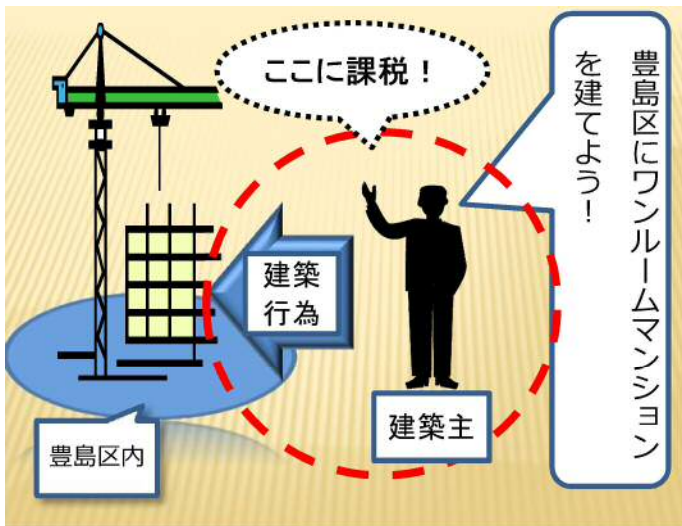
① 納税義務者

豊島区内に狭小住戸を有する集合住宅を建築する **建築主に課税** します。

② 課税対象・税率

30㎡未満の住戸が9戸以上ある集合住宅の建築等を行うときに課税。

税率は **狭小住戸1戸につき50万円**



〔計算例；全住戸が10戸である住戸を建築する場合〕

30㎡未満の住戸数	30㎡以上の住戸数	税額
10戸	0戸	10戸 × 50万円 = 500万円
9戸	1戸	9戸 × 50万円 = 450万円
8戸	2戸	非課税

③ 税の性質

- ・ 全国で **豊島区にしかない法定外税** です。
- ・ 法定外税の中でも **使途が定められていない普通税** です。

法定税

消費税

所得税

住民税

法律で規定
されている税

法定外税

狭小住戸

集合住宅税

宿泊税

遊漁税

自治体が独自に
新設した税

普通税

特にその使途を特定しないで
徴収される税

ex. 住民税など多数の税

目的税

税収の使いみちが決まっている税

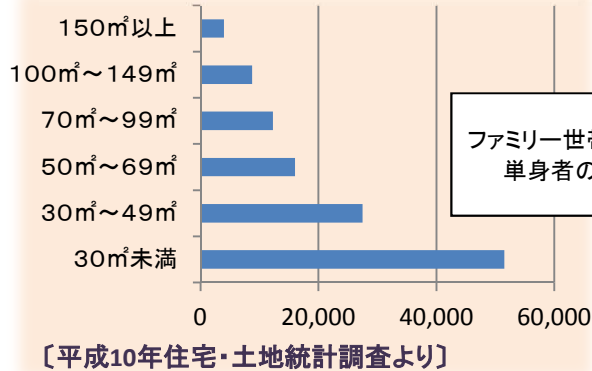
ex. 入湯税

特定施設の整備や、観光の振興に
要する費用に充てる

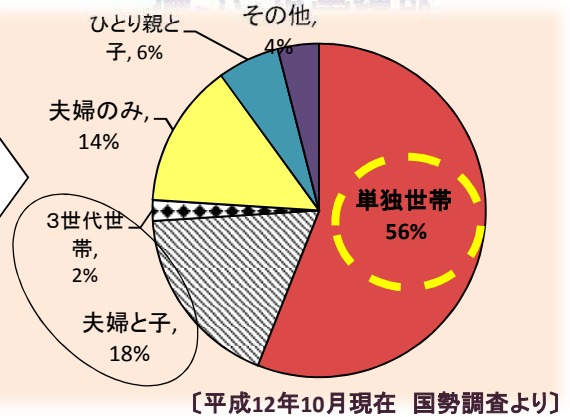
2 税創設の経緯

豊島区特有の住宅事情、世帯構成

狭小なものに偏った住宅ストック



偏った世帯構成



- 30㎡未満の住宅のほとんどは借家。
- 小規模な借家に居住するのは単身世帯が多く、居住期間も短い傾向にある。

コミュニティの希薄化
定住性の低下

これ以上、狭小なものに偏った住宅供給が続くと下記の問題が生じる

①誘導居住水準（国が定めた世帯人数に応じて確保すべき居住面積）の達成率向上を難しくする。

②定住性の一層の低下につながる。

③まちづくりに目を向ける人口の減少⇒地域の相互扶助機能弱体化

そこで、狭小住戸の抑制策として、税創設の検討が行われました。

平成14年～平成15年…法定外税検討会議

（学識経験者・事業者代表・関係団体代表・区民代表による検討）

平成16年…総務大臣により狭小住戸集合住宅税新説の同意

“平成16年6月” から本税の条例を施行

税は条例施行後5年ごとに見直しを行うこととなっており、平成20年、平成25年に「税制度調査検討会議」を開催し、検討の結果、**平成30年まで本税が継続することが決定**しています。

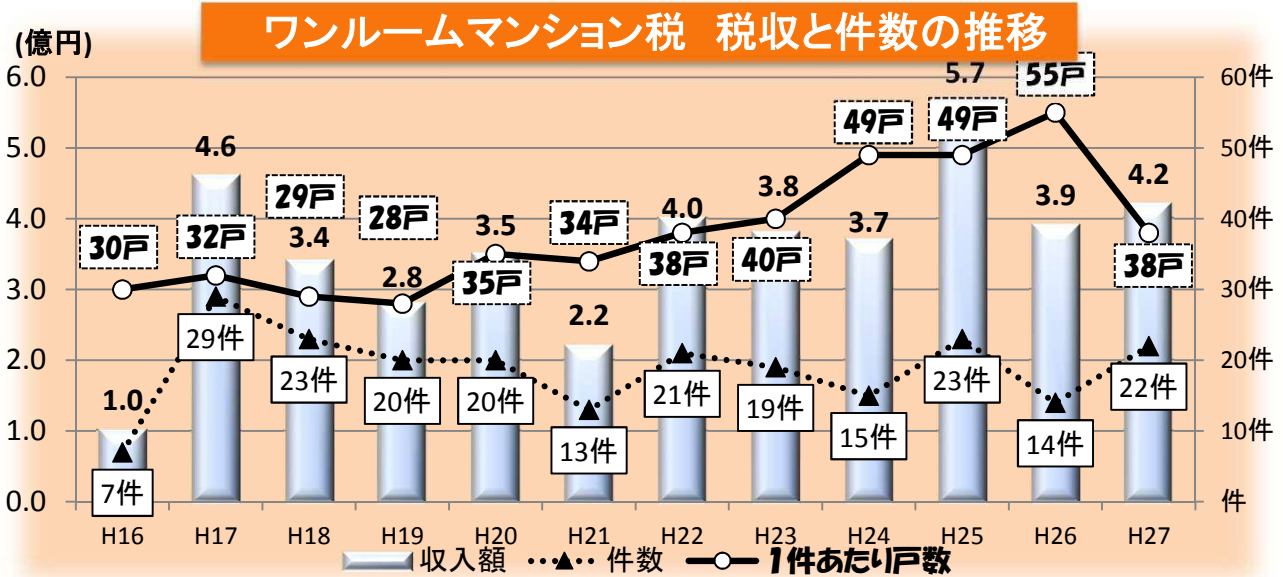
3 税収の推移

Q

狭小住戸集合住宅税が施行されてからの実績を教えてください。

A

平成16年の税施行から27年度までの12年間で約43億円、226件の収入実績があります。1年平均で約3.5億円の税収です。



4 税による効果

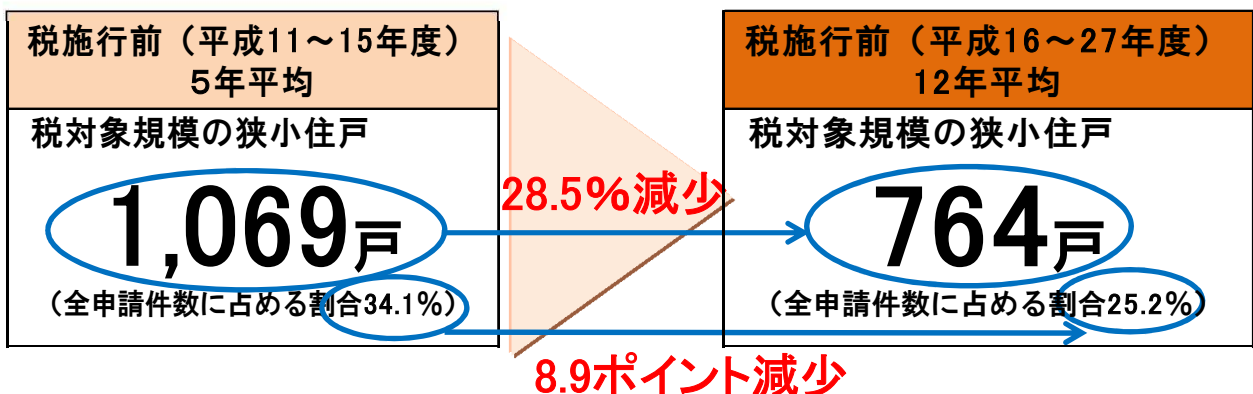
Q

狭小住戸集合住宅税の効果はあるのですか？

A

税施行前後の建築確認実績より、税対象規模の住戸が数、割合ともに減少していることから、税の建築抑制効果が確認されています。

税施行前後の「建築確認申請戸数」の平均値を比較すると…



使用データ

1-1 豊島区の収入【27年度決算】

(単位:千円)

	金額	構成比
歳入合計	140,040,704	100.00
特別区税	31,119,455	22.22
地方譲与税	435,949	0.31
利子割交付金	385,951	0.28
配当割交付金	465,992	0.33
株式等譲渡所得割交付金	460,530	0.33
地方消費税交付金	8,361,454	5.97
自動車取得税交付金	195,308	0.14
地方特例交付金	93,828	0.07
特別区交付金	30,678,312	21.91
交通安全対策特別交付金	26,478	0.02
分担金及び負担金	878,303	0.63
使用料及び手数料	3,512,733	2.51
国庫支出金	18,831,891	13.45
都支出金	7,241,526	5.17
財産収入	19,379,911	13.84
寄附金	14,012	0.01
繰入金	10,864,681	7.76
繰越金	800,085	0.57
諸収入	3,553,305	2.54
特別区債	2,741,000	1.96

1-2 特別区(23区)の収入【27年度決算】

(単位:千円)

区名	特別区税収入 ①	一般会計歳入(区税除く) ②	一般会計歳入 ③(①+②)	割合 ①/③	順位
千代田	17,435,488	40,289,414	57,724,902	30.2%	8
中央	25,327,512	63,031,290	88,358,802	28.7%	10
港	71,267,956	58,165,893	129,433,849	55.1%	1
新宿	43,433,693	100,275,762	143,709,455	30.2%	7
文京	31,005,120	57,630,492	88,635,612	35.0%	6
台東	20,530,403	79,616,218	100,146,621	20.5%	18
墨田	22,588,652	89,828,431	112,417,083	20.1%	20
江東	47,978,336	147,442,404	195,420,740	24.6%	14
品川	44,442,511	105,855,674	150,298,185	29.6%	9
目黒	43,822,377	56,526,927	100,349,304	43.7%	3
大田	71,569,584	185,743,786	257,313,370	27.8%	11
世田谷	115,493,241	166,779,632	282,272,873	40.9%	4
渋谷	46,650,370	47,004,472	93,654,842	49.8%	2
中野	32,334,953	102,156,041	134,490,994	24.0%	15
杉並	61,664,073	113,061,628	174,725,701	35.3%	5
豊島	31,119,455	108,921,249	140,040,704	22.2%	16
北	27,287,553	118,582,928	145,870,481	18.7%	21
荒川	16,107,268	79,126,855	95,234,123	16.9%	22
板橋	43,806,593	160,184,415	203,991,008	21.5%	17
練馬	64,231,683	188,763,829	252,995,512	25.4%	13
足立	46,467,405	235,164,575	281,631,980	16.5%	24
葛飾	32,297,562	160,454,404	192,751,966	16.8%	23
江戸川	51,402,079	202,625,869	254,027,948	20.2%	19
足立	46,467,405	235,164,575	281,631,980	16.5%	24
23区計	1,008,263,867	2,667,232,189	3,675,496,056	27.4%	-

2-1 特別区税の内訳【27年度決算】

(単位;千円)

	税額	構成割合
特別区民税	27,100,249	87.1%
特別区たばこ税	3,535,425	11.4%
軽自動車税	63,281	0.2%
狭小住戸集合住宅税	420,500	1.4%
合計	31,119,455	100.0%

2-2 豊島区の税収の推移【各年度決算】

(単位;千円)

年度	特別区民税	特別区たばこ税	軽自動車税	狭小住戸集合住宅税	合計
平成18年度	22,174,112	3,334,890	66,059	337,500	25,912,561
平成19年度	23,969,767	3,312,943	69,080	279,500	27,631,290
平成20年度	24,931,215	3,163,624	63,174	353,500	28,511,513
平成21年度	25,319,288	3,023,542	64,926	223,000	28,630,756
平成22年度	23,818,276	3,132,834	63,272	403,300	27,417,682
平成23年度	23,825,821	3,449,293	62,368	383,350	27,720,832
平成24年度	24,507,915	3,386,411	62,987	368,850	28,326,163
平成25年度	25,486,393	3,728,698	63,377	582,000	29,860,468
平成26年度	26,176,984	3,603,399	63,295	385,500	30,229,178
平成27年度	27,100,249	3,535,425	63,281	420,500	31,119,455

3-1 納税義務者数と課税額の推移【各年度決算】

【納税義務者数】 (単位;人)

年度	納税義務者数
平成18年度	132,739
平成19年度	137,324
平成20年度	141,662
平成21年度	143,392
平成22年度	142,254
平成23年度	142,496
平成24年度	144,019
平成25年度	146,570
平成26年度	150,184
平成27年度	153,344

【課税額】 (単位;千円)

年度	普通徴収	特別徴収	過年度課税分	課税額 計 (現年課税分)
平成18年度	9,590,395	12,517,457	220,696	22,328,548
平成19年度	10,436,406	13,841,713	306,514	24,584,633
平成20年度	10,203,521	14,962,769	202,361	25,368,651
平成21年度	10,060,173	15,366,487	170,902	25,597,562
平成22年度	8,462,514	15,469,736	200,303	24,132,553
平成23年度	8,356,306	15,442,481	161,712	23,960,499
平成24年度	8,459,718	15,999,350	125,375	24,584,443
平成25年度	8,654,052	16,564,027	163,008	25,381,087
平成26年度	8,758,342	17,163,848	140,715	26,062,905
平成27年度	8,733,222	18,166,638	145,444	27,045,304

3-2 区民・課税者1人あたり特別区民税負担額【平成27年度】

区名	①特別区民税税額 (平成27年度) (単位:千円)	②人口 (H27.1.1現在) (単位:人)	③課税対象者 (H27.7.1現在) (単位:人)	①/② 区民1人あたり 特別区民税 負担額 (単位:円)	①/③ 課税対象者1人あたり 特別区民税 負担額 (単位:円)
千代田	13,778,756	56,873	40,383	242,272	341,202
中央	23,555,757	138,088	84,630	170,585	278,338
港	68,307,657	240,585	135,928	283,923	502,528
新宿	40,008,344	327,712	174,475	122,084	229,307
文京	30,193,466	207,413	116,446	145,572	259,292
台東	17,609,481	189,795	101,901	92,782	172,810
墨田	20,800,274	258,423	138,984	80,489	149,659
江東	44,746,751	493,952	260,847	90,589	171,544
品川	41,593,339	372,077	215,401	111,787	193,097
目黒	42,538,528	269,689	157,311	157,732	270,410
大田	68,261,455	707,455	387,428	96,489	176,191
世田谷	116,839,700	874,332	479,354	133,633	243,744
渋谷	44,724,836	217,008	128,595	206,098	347,796
中野	32,328,022	316,625	176,952	102,102	182,694
杉並	61,397,599	547,165	307,036	112,210	199,969
豊島	28,443,350	275,507	150,818	103,240	188,594
北	25,968,416	338,084	175,543	76,811	147,932
荒川	15,653,926	209,087	103,161	74,868	151,743
板橋	42,623,555	544,172	281,134	78,327	151,613
練馬	63,560,951	714,656	361,425	88,939	175,862
足立	44,696,240	674,111	319,391	66,304	139,942
葛飾	30,790,320	449,527	218,418	68,495	140,970
江戸川	48,583,576	680,262	330,283	71,419	147,097
23区計	967,004,299	9,102,598	4,845,844	106,234	199,553

3-3 所得区分別 所得割納税義務者数【平成28年度当初】

(単位:人)

区分	平成28年度	構成割合
給与所得者	123,401	82.3%
営業等所得者	6,316	4.2%
その他の所得者	17,477	11.7%
分離譲渡所得者等	2,699	1.8%
計	149,893	100.0%

※7月1日現在、市町村課税状況調による

3-4 課税標準段階別 納税義務者数・所得割課税額の推移【各年度当初】

【納税義務者数】

課税標準額の段階		200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	計
19年度	人数	72,026	46,780	9,701	128,507
	構成比	56.0	36.4	7.5	100.0
20年度	人数	73,636	48,687	10,223	132,546
	構成比	55.6	36.7	7.7	100.0
21年度	人数	74,496	49,320	10,258	134,074
	構成比	55.6	36.8	7.7	100.0
22年度	人数	76,475	47,692	9,552	133,719
	構成比	57.2	35.7	7.1	100.0
23年度	人数	76,375	47,486	9,488	133,349
	構成比	57.3	35.6	7.1	100.0
24年度	人数	76,138	49,073	9,996	135,207
	構成比	56.3	36.3	7.4	100.0
25年度	人数	77,735	50,490	10,061	138,286
	構成比	56.2	36.5	7.3	100.0
26年度	人数	79,420	51,760	10,258	141,438
	構成比	56.2	36.6	7.3	100.0
27年度	人数	80,670	53,214	10,738	144,622
	構成比	55.8	36.8	7.4	100.0
28年度	人数	83,621	54,954	11,319	149,894
	構成比	55.8	36.7	7.6	100.0

※各年7月1日現在、市町村課税状況調による

【所得割課税額】

課税標準額の段階		200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	計
19年度	金額(千円)	4,454,693	9,990,713	9,051,914	23,497,320
	構成比	19.0	42.5	38.5	100.0
20年度	金額(千円)	4,616,219	10,334,249	9,315,741	24,266,209
	構成比	19.0	42.6	38.4	100.0
21年度	金額(千円)	4,583,382	10,348,007	9,353,198	24,284,587
	構成比	18.9	42.6	38.5	100.0
22年度	金額(千円)	4,556,486	9,888,709	8,519,011	22,964,206
	構成比	19.8	43.1	37.1	100.0
23年度	金額(千円)	4,575,052	9,797,711	8,516,499	22,889,262
	構成比	20.0	42.8	37.2	100.0
24年度	金額(千円)	4,573,345	10,229,401	8,906,634	23,709,380
	構成比	19.3	43.1	37.6	100.0
25年度	金額(千円)	4,763,533	10,499,868	9,116,791	24,380,192
	構成比	19.5	43.1	37.4	100.0
26年度	金額(千円)	4,876,334	10,815,046	9,417,788	25,109,168
	構成比	19.4	43.1	37.5	100.0
27年度	金額(千円)	4,951,074	11,173,828	9,963,306	26,088,208
	構成比	19.0	42.8	38.2	100.0
28年度	金額(千円)	5,088,987	11,395,327	10,201,132	26,685,446
	構成比	19.1	42.7	38.2	100.0

※各年7月1日現在、市町村課税状況調による

3-5 課税標準段階別 納税義務者数(23区)【28年度当初】

課税標準額 区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
千代田	12,022	35.0	15,023	43.8	7,279	21.2	34,324	100.0
中央	33,099	39.4	38,635	45.9	12,368	14.7	84,102	100.0
港	49,832	37.1	54,514	40.6	29,794	22.2	134,140	100.0
新宿	87,833	50.6	67,489	38.9	18,353	10.6	173,675	100.0
文京	50,443	43.9	47,937	41.7	16,608	14.4	114,988	100.0
台東	54,975	54.8	38,995	38.9	6,286	6.3	100,256	100.0
墨田	77,268	56.2	54,159	39.4	5,940	4.3	137,367	100.0
江東	136,114	52.5	104,793	40.5	18,156	7.0	259,063	100.0
品川	107,391	50.1	89,450	41.8	17,377	8.1	214,218	100.0
目黒	72,723	47.2	62,083	40.3	19,338	12.5	154,144	100.0
大田	212,646	55.7	146,093	38.3	22,951	6.0	381,690	100.0
世田谷	237,341	50.3	179,628	38.1	54,690	11.6	471,659	100.0
渋谷	56,510	44.9	50,142	39.8	19,338	15.3	125,990	100.0
中野	100,174	56.7	65,365	37.0	11,226	6.4	176,765	100.0
杉並	165,574	54.4	112,823	37.1	25,857	8.5	304,254	100.0
豊島	83,621	55.8	54,954	36.7	11,319	7.5	149,894	100.0
北	102,351	59.0	63,724	36.7	7,324	4.2	173,399	100.0
荒川	61,266	59.7	36,861	35.9	4,412	4.3	102,539	100.0
板橋	167,726	60.3	98,684	35.5	11,688	4.2	278,098	100.0
練馬	202,643	56.8	131,604	36.9	22,427	6.3	356,674	100.0
足立	199,413	63.4	104,997	33.4	9,986	3.2	314,396	100.0
葛飾	134,280	62.3	74,272	34.4	7,053	3.3	215,605	100.0
江戸川	196,823	60.2	117,438	35.9	12,819	3.9	327,080	100.0
23区計	2,602,068	54.4	1,809,663	37.8	372,589	7.8	4,784,320	100.0

※7月1日現在、市町村課税状況調による

3-6 課税標準段階別 所得割額(23区)【28年度当初】

課税標準額 区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比
千代田	941,610	6.6	3,801,865	26.7	9,491,408	66.7	14,234,883	100.0
中央	2,415,100	10.6	8,757,758	38.6	11,529,746	50.8	22,702,604	100.0
港	4,120,565	6.1	12,879,906	19.1	50,536,876	74.8	67,537,347	100.0
新宿	5,602,318	14.4	14,599,336	37.6	18,592,312	47.9	38,793,966	100.0
文京	3,399,979	11.4	10,693,221	36.0	15,624,973	52.6	29,718,173	100.0
台東	3,315,780	19.7	8,156,751	48.4	5,376,553	31.9	16,849,084	100.0
墨田	4,619,068	22.9	10,968,139	54.4	4,561,162	22.6	20,148,369	100.0
江東	7,974,154	18.1	22,247,024	50.4	13,913,201	31.5	44,134,379	100.0
品川	6,711,584	16.0	19,059,641	45.4	16,231,027	38.6	42,002,252	100.0
目黒	4,819,190	12.2	13,749,276	34.7	21,026,989	53.1	39,595,455	100.0
大田	13,539,921	20.9	30,199,219	46.7	20,974,778	32.4	64,713,918	100.0
世田谷	15,560,862	14.2	39,557,493	36.1	54,547,701	49.7	109,666,056	100.0
渋谷	4,022,540	9.2	11,172,254	25.5	28,589,533	65.3	43,784,327	100.0
中野	6,265,306	21.1	13,573,293	45.7	9,892,368	33.3	29,730,967	100.0
杉並	10,553,074	18.1	23,947,889	41.2	23,688,887	40.7	58,189,850	100.0
豊島	5,088,987	19.1	11,395,327	42.7	10,201,132	38.2	26,685,446	100.0
北	5,964,441	24.2	12,970,554	52.5	5,754,549	23.3	24,689,544	100.0
荒川	3,545,120	24.4	7,459,829	51.3	3,534,224	24.3	14,539,173	100.0
板橋	9,792,502	25.1	19,796,180	50.7	9,491,676	24.3	39,080,358	100.0
練馬	12,158,843	20.8	27,659,717	47.3	18,600,729	31.8	58,419,289	100.0
足立	11,187,091	27.9	20,645,127	51.5	8,257,407	20.6	40,089,625	100.0
葛飾	7,546,425	26.7	14,778,227	52.4	5,903,689	20.9	28,228,341	100.0
江戸川	11,277,770	24.9	23,637,243	52.2	10,406,070	23.0	45,321,083	100.0
23区計	160,422,230	17.5	381,705,269	41.5	376,726,990	41.0	918,854,489	100.0

※7月1日現在、市町村課税状況調による

3-7 納税義務者の年齢構成【28年度当初】

年齢	人数	納税者数割合	課税額(区民税) 円	課税額割合
20代	26,578	17.0%	2,334,157,000	8.6%
30代	38,988	25.0%	5,906,463,700	21.7%
40代	32,612	20.9%	7,058,857,700	25.9%
50代	22,191	14.2%	5,716,457,700	21.0%
60代	18,197	11.7%	3,587,051,000	13.2%
70代	10,524	6.7%	1,573,879,500	5.8%
80代	5,660	3.6%	834,547,600	3.1%
その他	1,340	0.9%	219,198,100	0.8%

※上記数値は平成28年7月1日現在の現年課税分の人数・金額である。

3-8 ふるさと納税の推移【各年度当初】

(単位;人)

(単位;千円)

時期		寄附者数	寄附金額	控除額 (区の控除額のみ)
寄附した年	控除適用年度			
21年	22年度	184	11,523	5,914
22年	23年度	119	17,208	5,418
23年	24年度	2,741	188,990	48,917
24年	25年度	426	58,998	11,840
25年	26年度	667	61,263	19,282
26年	27年度	2,088	165,943	63,119
27年	28年度	6,370	922,564	382,527

4-1 収納チャンネルの種類と割合【27年度決算】

	件数	構成割合
銀行・郵便局で納付	60,969	25.4%
口座振替払い	45,927	19.1%
コンビニ納付	132,233	55.1%
クレジット納付	543	0.2%
モバイルレジ納付	396	0.2%
合計(普通徴収)	240,068	100.0%

※上記数値は27年度決算普通徴収における数値である。

4-2 豊島区の収納率、収納率23区中順位の推移【各年度決算】

	現年課税分		滞納繰越分		区民税計	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
平成13年度	96.7	17	18.2	13	85.8	19
平成14年度	96.7	19	19.5	8	87.0	18
平成15年度	97.0	19	24.9	4	89.1	15
平成16年度	97.1	17	28	2	90.5	14
平成17年度	97.2	16	28.3	5	91.8	12
平成18年度	97.3	17	31.1	4	93.2	9
平成19年度	95.9	23	28.2	12	92.4	16
平成20年度	96.2	16	28.2	7	91.7	15
平成21年度	96.7	14	28.3	5	91.6	13
平成22年度	96.1	19	28.5	3	90.6	15
平成23年度	96.8	17	26.5	7	90.6	15
平成24年度	97.3	17	25.6	15	91.1	16
平成25年度	97.6	16	34.0	8	92.7	14
平成26年度	98.0	14	36.6	8	94.2	13
平成27年度	98.3	16	37.1	8	95.3	12

4-3 滞納者の年齢及び滞納額【平成27年度決算】

【年齢別構成】

	30未満	30代	40代	50代	60代以上	計
滞納者数	3,862	3,531	2,085	1,161	1,272	11,911
構成比	32.4%	29.6%	17.5%	9.7%	10.7%	100.0%

【滞納額別構成】

	10万以下	10万超 ～20万	20万超 ～30万	30万超 ～40万	40万超 ～50万	50万超	計
滞納者数	7,621	2,489	877	378	188	358	11,911
構成比	64.0%	20.9%	7.4%	3.2%	1.6%	3.0%	100.0%

※上記数値は平成28年6月1日現在で、27年度以前の滞納について抽出した数値である。

4-4 分割納付者数の推移【各年度決算】

(単位:人)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
分割納付者数	2,427	4,466	5,950	6,004	5,419

4-5 督促状、催告書(発付・収納件数)の推移

【督促状(各年度合計)】

(単位:件)

	24年度	25年度	26年度	27年度
発付数	67,578	66,174	66,345	62,026
収納件数	27,084	30,709	34,192	30,901
収納率 (件数ベース)	40.1%	46.4%	51.5%	49.8%

【催告書(各発付期ごとの集計)】

(単位:件)

	H25/12	H26/7	H26/12	H27/7	H27/12	H28/7
発付人数	15,668	11,260	12,155	9,185	11,561	8,413
納付人数	3,291	2,653	2,207	1,385	2,705	1,724
収納率 (件数ベース)	21.0%	23.6%	18.2%	15.1%	23.4%	20.5%

4-6 差押件数の推移【各年度決算】

(単位:件)

	差押件数
18年度	1,128
19年度	840
20年度	1,444
21年度	1,700
22年度	2,066
23年度	1,663
24年度	1,839
25年度	2,112
26年度	2,294
27年度	2,336

4-7 口座振替加入者数・加入率の推移【各年度決算】

【口座振替加入者数】

(単位:人)

	加入者数
18年度	20,701
19年度	21,846
20年度	22,633
21年度	22,998
22年度	20,699
23年度	20,050
24年度	16,904
25年度	16,309
26年度	16,623
27年度	17,424

【口座振替加入率】

(単位:%)

	加入率
18年度	27.6
19年度	28.3
20年度	29.9
21年度	29.8
22年度	30.2
23年度	29.6
24年度	24.1
25年度	22.6
26年度	22.9
27年度	24.6

4-8 税証明書発行数の推移

【税証明書発行数および自動交付機の発行数、割合】【各年度決算】

	発行数(枚)	うち自動交付機	割合
20年度	36,465	3,501	9.6%
21年度	39,859	4,125	10.3%
22年度	41,909	4,645	11.1%
23年度	41,825	4,951	11.8%
24年度	46,330	5,508	11.9%
25年度	50,357	6,800	13.5%
26年度	59,750	9,698	16.2%
27年度	61,458	12,423	20.2%

【27年度月別 税証明書発行人数(税務課窓口のみ)】

月	人数(人)
27年4月	2,106
5月	1,434
6月	4,685
7月	3,207
8月	2,433
9月	2,733
10月	2,092
11月	1,628
12月	1,322
28年1月	1,467
2月	1,442
3月	1,792

【27年度曜日別 税証明書平均発行人数(税務課窓口のみ)】

曜日	人数(人)
月曜	124
火曜	108
水曜	104
木曜	104
金曜	103
日曜	33

5-1 軽自動車税(登録台数・決算額)の推移【各年度決算】

【登録台数】

(単位:台)

	原動機付自転車	軽自動車	二輪の小型自動車	小型特殊自動車	計
18年度	12,207	9,880	2,919	397	25,403
19年度	16,184	10,038	2,872	391	29,485
20年度	10,945	10,011	2,539	368	23,863
21年度	10,903	9,942	2,626	366	23,837
22年度	10,024	9,733	2,574	356	22,687
23年度	9,511	9,586	2,410	346	21,853
24年度	9,172	9,440	2,333	334	21,279
25年度	8,755	9,408	2,288	323	20,774
26年度	8,278	9,409	2,277	309	20,273
27年度	7,838	9,473	2,258	300	19,869

【軽自動車税課税額】

(単位:千円)

	軽自動車税額計
18年度	66,626
19年度	71,483
20年度	66,340
21年度	66,080
22年度	64,754
23年度	63,870
24年度	63,322
25年度	63,390
26年度	63,430
27年度	63,896

5-2 普通自動車と軽自動車保有台数の比較【各年度決算】

(単位:台)

	普通自動車(※)	軽自動車
平成18年度	46,853	25,403
平成19年度	46,056	29,485
平成20年度	44,767	23,863
平成21年度	44,036	23,837
平成22年度	43,436	22,687
平成23年度	42,985	21,853
平成24年度	42,883	21,279
平成25年度	42,214	20,774
平成26年度	42,145	20,273
平成27年度	-	19,869

※普通自動車の保有台数は東京都統計年鑑によるものである。
普通自動車の平成27年度実績は本資料作成時点で公表されていない。

5-3 23区別人口に対する軽自動車保有台数【27年度当初】

	台数			人口 (H27.7.1)	人口に対する保有率		
	原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計		原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計
千代田	19,051	4,937	23,988	59,375	32.1%	8.3%	40.4%
中央	29,250	7,379	36,629	146,289	20.0%	5.0%	25.0%
港	15,797	4,199	19,996	247,745	6.4%	1.7%	8.1%
新宿	19,153	4,833	23,986	337,427	5.7%	1.4%	7.1%
文京	27,311	7,827	35,138	212,730	12.8%	3.7%	16.5%
台東	44,475	13,452	57,927	193,156	23.0%	7.0%	30.0%
墨田	33,866	9,466	43,332	264,350	12.8%	3.6%	16.4%
江東	20,944	6,358	27,302	504,362	4.2%	1.3%	5.4%
品川	76,260	23,550	99,810	381,723	20.0%	6.2%	26.1%
目黒	78,233	26,044	104,277	273,413	28.6%	9.5%	38.1%
大田	19,407	5,695	25,102	716,449	2.7%	0.8%	3.5%
世田谷	27,276	8,836	36,112	891,476	3.1%	1.0%	4.1%
渋谷	44,174	14,796	58,970	222,030	19.9%	6.7%	26.6%
中野	21,080	6,498	27,578	325,082	6.5%	2.0%	8.5%
杉並	30,243	9,454	39,697	557,562	5.4%	1.7%	7.1%
豊島	19,042	5,491	24,533	283,410	6.7%	1.9%	8.7%
北	60,696	19,758	80,454	344,155	17.6%	5.7%	23.4%
荒川	81,971	28,723	110,694	212,373	38.6%	13.5%	52.1%
板橋	105,944	38,345	144,289	555,791	19.1%	6.9%	26.0%
練馬	55,011	20,713	75,724	722,492	7.6%	2.9%	10.5%
足立	84,169	30,233	114,402	680,687	12.4%	4.4%	16.8%
葛飾	937,066	301,935	1,239,001	455,563	205.7%	66.3%	272.0%
江戸川	825,751	353,164	1,178,915	690,422	119.6%	51.2%	170.8%
23区計	2,676,170	951,686	3,627,856	9,278,062	28.8%	10.3%	39.1%

※台数は平成27年度課税状況調によるものである。

6-1 たばこ税(売渡本数・決算額)の推移【各年度決算】

	収入額(百万円)	売渡本数(百万本)
18年度	3,322	1,051
19年度	3,313	1,008
20年度	3,164	963
21年度	3,024	920
22年度	3,087	845
23年度	3,449	756
24年度	3,386	744
25年度	3,729	727
26年度	3,603	697
27年度	3,535	684

6-2 たばこ税収入の23区比較【27年度決算】

(単位:千円)

区名	たばこ税収入 (平成27年度決算)
文京	1,209,196
荒川	1,515,165
中野	2,118,108
北	2,293,613
墨田	2,331,024
目黒	2,934,056
杉並	2,994,615
中央	3,135,387
葛飾	3,391,332
品川	3,521,551
豊島	3,535,425
台東	3,569,012
23区平均	3,653,494
練馬	3,749,109
板橋	3,768,010
渋谷	3,828,668
千代田	3,957,338
江東	4,139,804
世田谷	4,661,502
江戸川	4,951,118
足立	5,250,682
新宿	5,349,678
大田	5,393,590
港	6,432,382

6-3 23区税収に占めるたばこ税の割合【27年度決算】

(単位;千円)

区名	たばこ税収 ①	全税収 ②	たばこ税の割合 ①/②
千代田	3,957,338	17,435,488	22.7%
台 東	3,569,012	20,530,403	17.4%
中 央	3,135,387	25,327,512	12.4%
新 宿	5,349,678	43,433,693	12.3%
豊 島	3,535,425	31,119,455	11.4%
足 立	5,250,682	46,467,405	11.3%
葛 飾	3,391,332	32,297,562	10.5%
墨 田	2,331,024	22,588,652	10.3%
江戸川	4,951,118	51,402,079	9.6%
荒 川	1,515,165	16,107,268	9.4%
港	6,432,382	71,267,956	9.0%
江 東	4,139,804	47,978,336	8.6%
板 橋	3,768,010	43,806,593	8.6%
北	2,293,613	27,287,553	8.4%
23区平均	3,653,494	43,837,559	8.3%
渋 谷	3,828,668	46,650,370	8.2%
品 川	3,521,551	44,442,511	7.9%
大 田	5,393,590	71,569,584	7.5%
目 黒	2,934,056	43,822,377	6.7%
中 野	2,118,108	32,334,953	6.6%
練 馬	3,749,109	64,231,683	5.8%
杉 並	2,994,615	61,664,073	4.9%
世田谷	4,661,502	115,493,241	4.0%
文 京	1,209,196	31,005,120	3.9%

7-1 狭小住戸集合住宅税の収等の推移【各年度決算】

	収入額（千円） （現年課税分）	総戸数 ①	件数 ②	1件あたり戸数 ①／②
16年度	104,500	209戸	7件	30戸
17年度	458,000	916戸	29件	32戸
18年度	337,500	675戸	23件	29戸
19年度	279,500	559戸	20件	28戸
20年度	353,500	707戸	20件	35戸
21年度	223,000	446戸	13件	34戸
22年度	402,500	805戸	21件	38戸
23年度	383,000	766戸	19件	40戸
24年度	365,000	730戸	15件	49戸
25年度	569,000	1138戸	23件	49戸
26年度	385,500	771戸	14件	55戸
27年度	420,500	841戸	22件	38戸

■図で見る豊島区の税 作成メンバー

所 属	氏 名
税務課 庶務グループ	宮崎 正
	厚井 智美
税務課 課税調整グループ	加藤 美里
	内藤 蓮
税務課 整理グループ	竹若 悠
	栗原 耕一

税 務 概 要

(データ版)

平 成 28 年 度

目 次

I	豊島区の概要	
1	位 置	74
2	人口、世帯数	75
3	年齢別人口構成調 (図)	75
II	財 政	
1	一般会計決算額 (歳入)	76
2	一般会計決算額 (歳出)	76
3	一般会計歳入額の推移 (決算額) (図)	78
4	決算収入額に占める特別区税収入額の割合 (図)	79
III	特別区税の予算・決算 (法定外税除く)	
1	当初予算額	80
2	決算額	80
3	特別区税決算額と対前年度伸び率の推移 (図)	83
4	特別区税税目別構成比 (図)	83
5	特別区税当初予算対決算	84
IV	賦 課	
1	特別区民税	
(1)	現年度納税義務者数	85
(2)	所得区分別納税義務者数	85
(3)	給与所得者の特別徴収比率に関する調	85
(4)	特別区民税決算調定額	86
(5)	賦課徴収別調定額の推移 (図)	87
(6)	人口・納税義務者・調定額の対前年度伸び率の推移 (図)	87
(7)	所得区分別所得金額	88
(8)	特別区民税 課税標準段階別 納税義務者数	88
(9)	特別区民税 課税標準段階別 所得割額	88
(10)	法第 295 条等による非課税者数	88
(11)	標準世帯における課税最低限度額及び生活保護基準額	88
(12)	退職分離分調定額・調定件数	90
(13)	分離譲渡所得に係る調定額	90
(14)	減免税額及び該当人数	90
(15)	納税義務者・人口 1 人当りの特別区民税課税額・収入額	90

2	軽自動車税	
(1)	車種別台数	92
(2)	車種別調定額	92
(図)	車種別台数および調定額の推移	93
3	特別区たばこ税	
(1)	現年課税分 調定額・収入額等	94
(2)	滞納繰越分 調定額・収入額等	94
(3)	売渡し本数	94
(図)	特別区たばこ税額、売渡し本数の推移（現年度）	94
V	徴収等	
1	徴収	
(1)	特別区税の納付状況	95
(2)	前納報奨金交付状況	95
(3)	差押処分状況	95
(4)	督促状、催告書の発付状況	96
(5)	滞納繰越状況	96
(6)	処分停止状況	96
(7)	不納欠損処分状況	97
2	口座振替	
(1)	口座振替加入状況	97
(2)	口座振替収入金額状況	97
3	証明	
(1)	税証明発行状況	97
VI	法定外税	
1	経緯	98
2	狭小住戸集合住宅税	98
(1)	課税概要	98
(2)	狭小住戸集合住宅税の課税状況	99
VII	機構	
1	区の機構	100
2	税務課分掌事務	101
VIII	その他	
1	税率の変遷	102
◎	所得税及び住民税における所得控除等一覧	124
2	23区の状況	
(1)	特別区税徴収実績調	126
(2)	人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額	134

I 豊島区の概要

1. 位置

- ・位置：都心の北西に位置し、東は文京区、南は文京・新宿区、西は新宿・練馬区、北は板橋・北区に隣接している。
- ・面積：13.01km²
- ・人口：280,639人
(平成28年1月1日現在 住民基本台帳による人口(24年7月9日より、外国人住民も住民基本台帳に登録されている。))
- ・世帯数：171,610世帯
(平成28年1月1日現在 住民基本台帳による世帯)
- ・環境：副都心地域とそれを取りまく高密度住宅地の商業都市

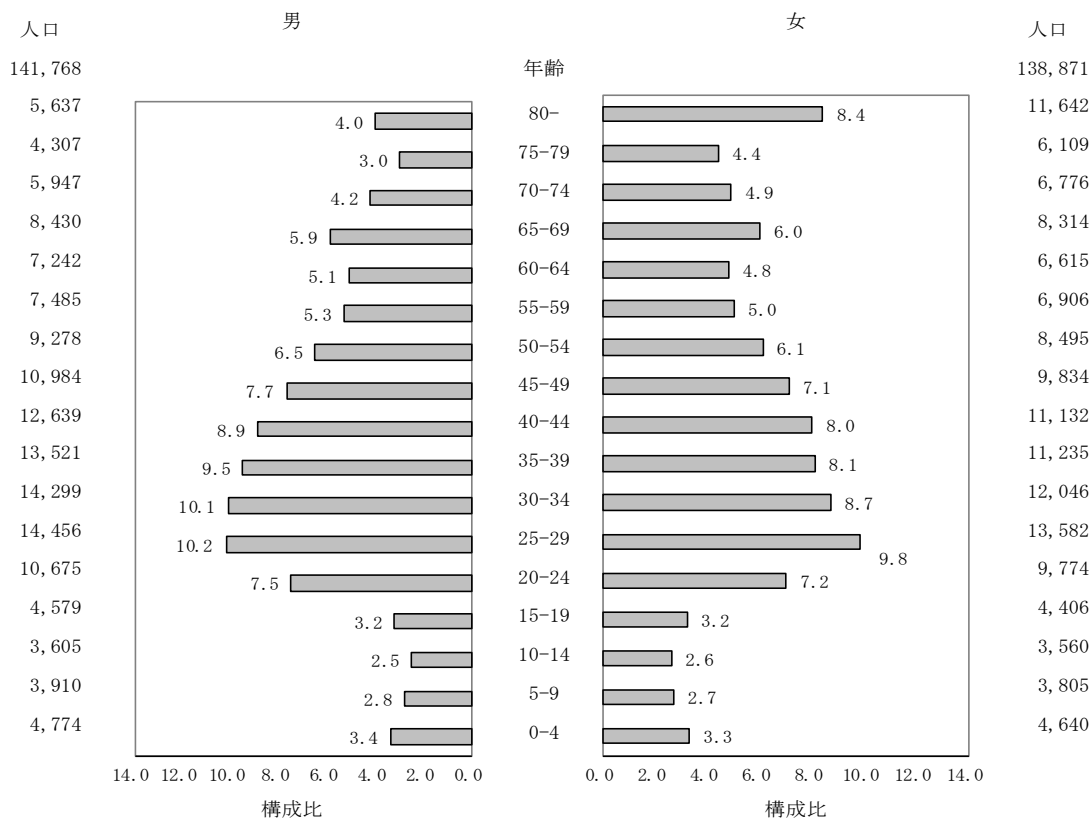


2. 人口、世帯数（各年1月1日現在）（単位：人、世帯：％）

区分 年		住民基本台帳									
		日本人				外国人		世帯数		合計	
		住基総数		生産年齢		人口	伸率	世帯数	伸率	人口	伸率
平成 23	246,029	0.6	173,616	0.5	19,868						
24	248,299	0.9	175,094	0.9	19,324	△2.7	146,626	1.0	267,623	0.7	
25	249,894	0.6	174,992	△0.1	19,065	△1.3	161,197	9.9	268,959	0.5	
26	252,110	0.9	175,437	0.3	19,533	2.5	163,481	1.4	271,643	1.0	
27	253,891	0.7	175,394	△0.0	21,616	10.7	166,782	2.0	275,507	1.4	
28	256,099	0.9	176,328	0.5	24,540	13.5	171,610	2.9	280,639	1.9	

※平成25年度の世帯数の増は、平成24年7月9日より外国人が住民基本台帳に登録されたことによる。

3. 年齢別人口構成調（平成28年1月1日現在・住民基本台帳より）



Ⅱ 財 政

1. 一般会計決算額（歳入）

	22 年度決算		23 年度決算		24 年度決算	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
歳入合計	99,467,272	100.00	102,102,261	100.00	105,219,686	100.00
特別区税	27,417,682	27.56	27,720,832	27.15	28,326,163	26.92
地方譲与税	455,492	0.46	482,369	0.47	457,483	0.43
利子割交付金	360,094	0.36	341,949	0.33	333,808	0.32
配当割交付金	136,198	0.14	152,652	0.15	169,238	0.16
株式等譲渡所得割交付金	42,203	0.04	34,148	0.03	43,682	0.04
地方消費税交付金	4,224,674	4.25	4,366,467	4.28	4,487,976	4.27
自動車取得税交付金	269,888	0.27	240,731	0.24	272,710	0.26
地方特例交付金	323,870	0.33	440,803	0.43	114,478	0.11
特別区交付金	28,177,879	28.33	27,595,868	27.03	28,892,065	27.46
交通安全対策特別交付金	32,352	0.03	32,317	0.03	32,188	0.03
分担金及び負担金	1,273,097	1.28	1,296,717	1.27	1,337,449	1.27
使用料及び手数料	3,032,395	3.05	2,981,021	2.92	2,959,468	2.81
国庫支出金	17,317,354	17.41	18,719,123	18.33	18,542,328	17.62
都支出金	6,032,469	6.06	5,758,140	5.64	6,500,284	6.18
財産収入	222,674	0.22	338,680	0.33	447,739	0.43
寄附金	7,457	0.01	13,745	0.01	12,689	0.01
繰入金	4,242,750	4.27	6,093,400	5.97	5,442,345	5.17
繰越金	2,420,951	2.43	1,829,211	1.79	2,124,651	2.02
諸収入	1,958,493	1.97	2,280,688	2.23	1,947,542	1.85
特別区債	1,519,300	1.53	1,383,400	1.35	2,775,400	2.64
運用金	-----	----	-----	----	-----	----

2. 一般会計決算額（歳出）

	22 年度決算		23 年度決算		24 年度決算	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
歳出合計	96,885,980	100.00	99,076,924	100.00	101,991,299	100.00
議会費	607,654	0.63	790,083	0.80	734,989	0.72
総務費	11,091,628	11.45	12,301,892	12.42	13,785,807	13.52
福祉費	36,185,134	37.35	38,163,947	38.52	38,094,635	37.35
衛生費	2,798,026	2.89	2,865,930	2.89	3,016,438	2.96
環境清掃費	4,422,908	4.57	4,383,887	4.42	4,204,963	4.12
都市整備費	6,315,849	6.52	5,650,052	5.70	5,253,598	5.15
土木費	9,228,169	9.52	4,328,339	4.37	4,611,870	4.52
文化商工費	2,237,574	2.31	2,489,216	2.51	3,333,076	3.27
教育費	6,762,145	6.98	6,649,703	6.71	8,738,575	8.57
公債費	5,881,399	6.07	8,070,469	8.15	5,148,104	5.05
諸支出金	11,355,494	11.72	13,383,406	13.51	15,069,244	14.78
予備費	0	0.00	0	0.00	0	0.00
歳入歳出差引額	2,581,292		3,025,337		3,228,387	

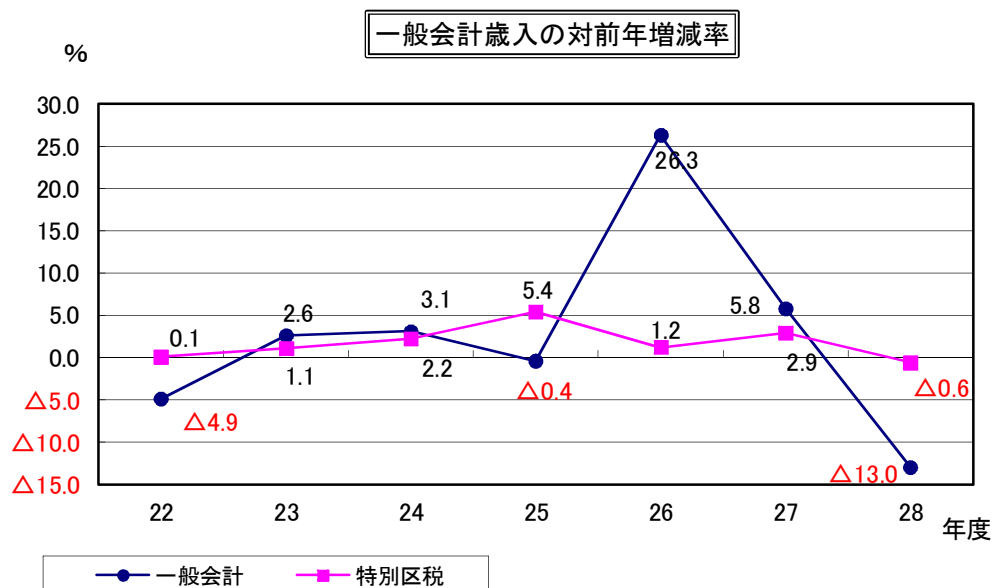
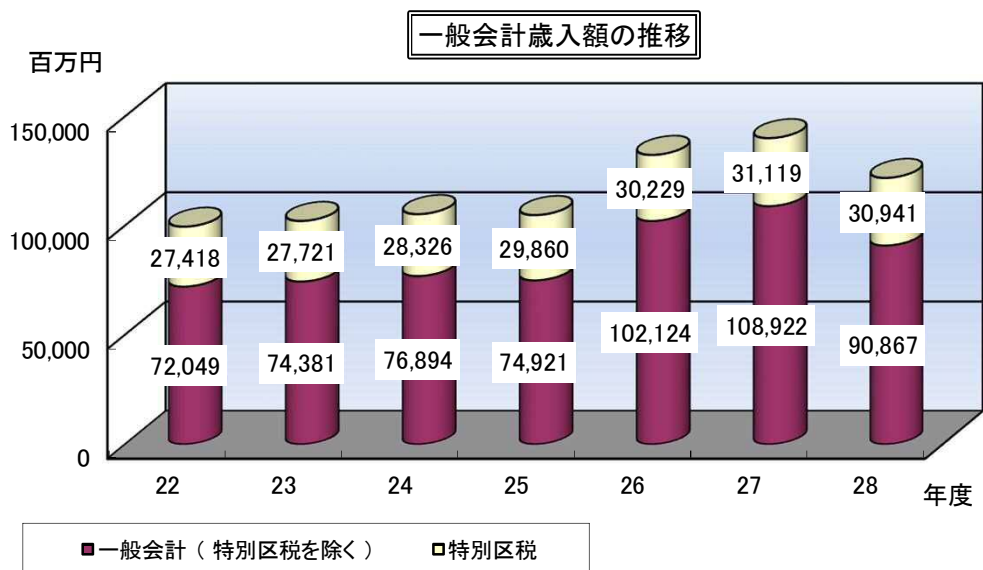
(単位：千円、%) *平成28年度は当初予算

25 年度決算		26 年度決算		27 年度決算		28 年度予算	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
104,780,593	100.00	132,353,332	100.00	140,040,704	100.00	121,807,691	100.00
29,860,468	28.50	30,229,178	22.84	31,119,455	22.22	30,940,770	25.40
437,413	0.42	416,331	0.31	435,949	0.31	399,000	0.33
431,156	0.41	441,994	0.33	385,951	0.28	439,000	0.36
294,517	0.28	560,557	0.42	465,992	0.33	517,000	0.42
384,809	0.37	473,125	0.36	460,530	0.33	200,000	0.16
4,449,726	4.25	5,253,493	3.97	8,361,454	5.97	7,012,000	5.76
269,657	0.26	138,362	0.10	195,308	0.14	185,000	0.15
113,416	0.11	98,418	0.07	93,828	0.07	85,000	0.07
29,236,878	27.90	30,309,038	22.90	30,678,312	21.91	29,700,000	24.38
29,692	0.03	25,113	0.02	26,478	0.02	26,000	0.02
1,426,760	1.36	1,451,849	1.10	878,303	0.63	1,059,426	0.87
3,024,024	2.89	2,956,311	2.23	3,512,733	2.51	3,546,122	2.91
19,685,514	18.79	19,607,187	14.81	18,831,891	13.45	19,885,273	16.33
6,635,618	6.33	6,683,812	5.05	7,241,526	5.17	8,264,595	6.78
65,290	0.06	258,086	0.19	19,379,911	13.84	282,955	0.23
9,330	0.01	59,368	0.04	14,012	0.01	11,051	0.01
4,763,094	4.55	28,062,810	21.20	10,864,681	7.76	4,017,346	3.30
1,213,135	1.16	49,462	0.04	800,085	0.57	1	0.00
2,140,096	2.04	2,215,836	1.67	3,553,305	2.54	3,825,152	3.14
310,000	0.30	3,063,000	2.31	2,741,000	1.96	11,412,000	9.37
-----	----	-----	----	-----	----	-----	----

(単位：千円、%) *平成28年度は当初予算

25 年度決算		26 年度決算		27 年度決算		28 年度予算	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
102,075,621	100.00	129,579,386	100.00	136,717,629	100.00	121,807,691	100.00
671,462	0.66	648,434	0.50	858,268	0.63	698,294	0.57
12,293,748	12.04	26,842,971	20.72	15,807,673	11.56	13,488,646	11.07
38,940,397	38.15	41,721,905	32.20	43,738,684	31.99	46,772,356	38.40
3,070,641	3.01	3,219,839	2.48	3,463,328	2.53	3,935,487	3.23
3,973,136	3.89	3,823,122	2.95	3,720,300	2.72	4,036,696	3.31
8,070,073	7.91	6,613,761	5.10	4,100,873	3.00	5,838,232	4.79
4,723,537	4.63	4,916,546	3.79	5,088,437	3.72	8,339,225	6.85
2,714,898	2.66	3,449,374	2.66	3,921,523	2.87	5,002,891	4.11
6,984,912	6.84	10,116,510	7.81	9,949,396	7.28	17,664,484	14.50
4,239,091	4.15	3,241,494	2.50	4,111,773	3.01	2,746,446	2.25
16,393,726	16.06	24,985,429	19.28	41,957,373	30.69	13,134,934	10.78
0	0.00	0	0.00	0	0.00	150,000	0.12
2,704,972		2,773,946		3,323,075		0	

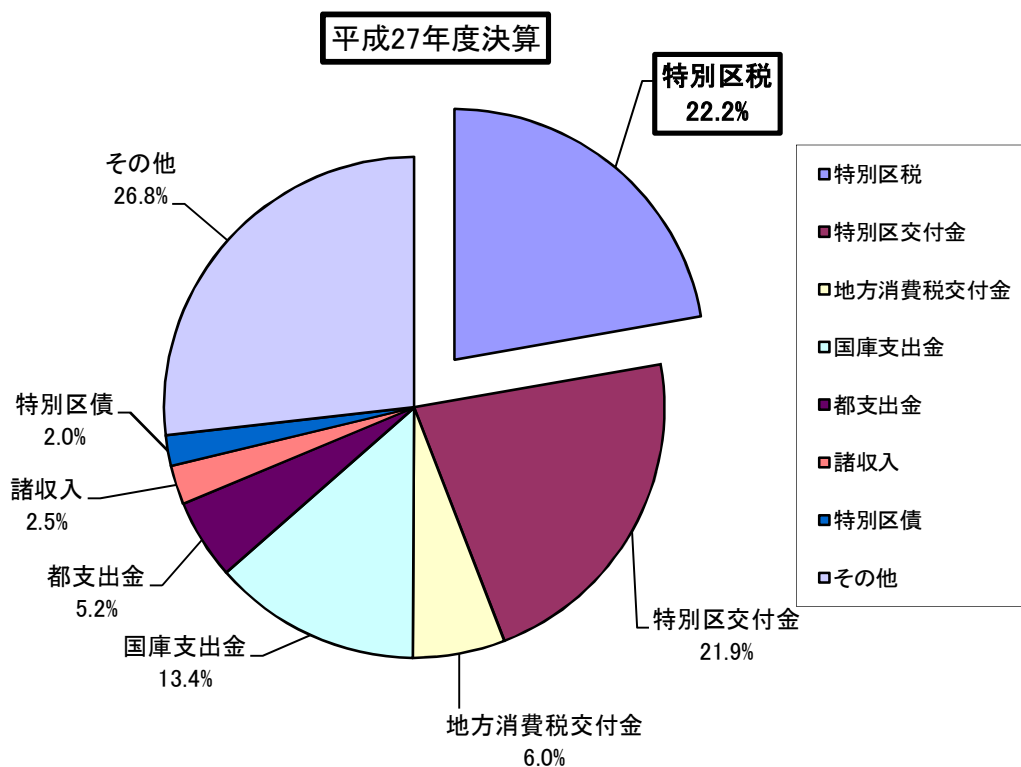
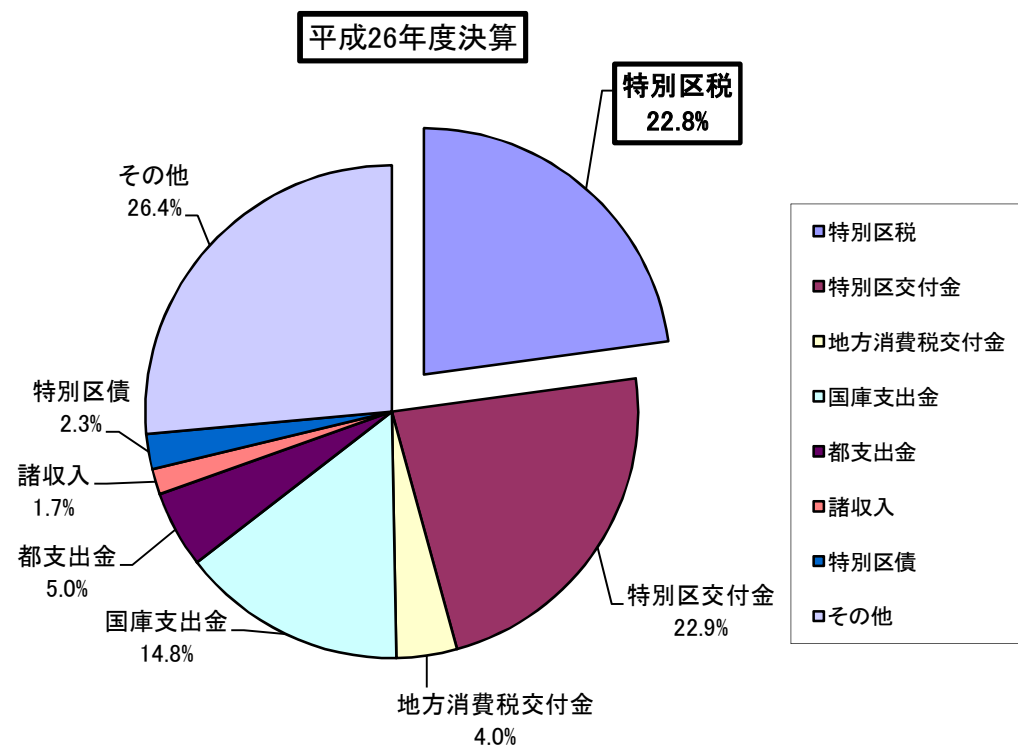
3. 一般会計歳入額の推移（決算額）



年 度	22	23	24	25	26	27	28	
一般会計歳入決算額	99,467	102,102	105,220	104,781	132,353	140,041	121,808	
対前年比		△4.9	2.6	3.1	△0.4	26.3	5.8	△13.0
特別区税除く	72,049	74,381	76,894	74,921	102,124	108,922	90,867	
対前年比		△6.6	3.2	3.4	△2.6	36.3	6.7	△16.6
特別区税歳入額	27,418	27,721	28,326	29,860	30,229	31,119	30,941	
対前年比		0.1	1.1	2.2	5.4	1.2	2.9	△0.6

※最新年度は、当初予算額である。

4. 決算収入額に占める特別区税収入額の割合（決算額）



Ⅲ 特別区税の予算・決算（法定外税除く）

1. 当初予算額

（単位：千円、％）

		平成23年度				平成24年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	24,108,142	23,333,480	96.79%	△ 0.64	24,223,990	23,419,937	96.68%	0.37	
	内 訳	普通徴収	8,546,123	7,819,703	91.50%	△ 2.09	8,449,318	7,702,398	91.16%	△ 1.50
		特別徴収	15,562,019	15,513,777	99.69%	0.11	15,774,672	15,717,539	99.64%	1.31
	過年度	143,662	106,568	74.18%	△ 26.25	174,223	129,238	74.18%	21.27	
	現年課税分	24,251,804	23,440,048	96.65%	△ 0.79	24,398,213	23,549,175	96.52%	0.47	
	滞納繰越分	2,230,997	606,385	27.18%	△ 6.95	2,351,690	646,714	27.50%	6.65	
	計	26,482,801	24,046,433	90.80%	△ 0.96	26,749,903	24,195,889	90.45%	0.62	
軽 自 動 車 税	現年課税分	64,028	60,353	94.26%	△ 2.60	63,132	59,754	94.65%	△ 0.99	
	滞納繰越分	12,671	2,304	18.18%	16.95	11,510	1,706	14.82%	△ 25.95	
	計	76,699	62,657	81.69%	△ 1.99	74,642	61,460	82.34%	△ 1.91	
た ば こ 税	現年課税分	3,243,011	3,243,011	100.00%	10.09	3,162,000	3,162,000	100.00%	△ 2.50	
	滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00	
	計	3,243,012	3,243,012	100.00%	10.09	3,162,001	3,162,001	100.00%	△ 2.50	
現年課税分計		27,558,843	26,743,412	97.04%	0.40	27,623,345	26,770,929	96.91%	0.10	
滞納繰越分計		2,243,669	608,690	27.13%	△ 6.88	2,363,201	648,421	27.44%	6.53	
合計		29,802,512	27,352,102	91.78%	0.23	29,986,546	27,419,350	91.44%	0.25	

2. 決算額

（単位：千円、％）

		平成23年度				平成24年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	23,798,787	23,113,257	97.12%	0.18	24,459,068	23,820,004	97.39%	3.06	
	内 訳	普通徴収	8,356,306	7,686,966	91.99%	△ 0.36	8,459,718	7,834,544	92.61%	1.92
		特別徴収	15,442,481	15,426,291	99.90%	0.45	15,999,350	15,985,460	99.91%	3.62
	過年度	161,712	91,779	56.75%	△ 28.68	125,375	91,868	73.27%	0.10	
	現年課税分	23,960,499	23,205,036	96.85%	0.02	24,584,443	23,911,872	97.26%	3.05	
	滞納繰越分	2,338,956	620,785	26.54%	0.38	2,325,422	596,043	25.63%	△ 3.99	
	計	26,299,455	23,825,821	90.59%	0.03	26,909,865	24,507,915	91.07%	2.86	
軽 自 動 車 税	現年課税分	63,871	60,539	94.78%	△ 1.22	63,315	60,508	95.57%	△ 0.05	
	滞納繰越分	12,440	1,829	14.70%	△ 7.77	12,646	2,479	19.60%	35.54	
	計	76,311	62,368	81.73%	△ 1.43	75,961	62,987	82.92%	0.99	
た ば こ 税	現年課税分	3,449,293	3,449,293	100.00%	10.10	3,386,411	3,386,411	100.00%	△ 1.82	
	滞納繰越分	0	0	--	--	0	0	--	--	
	計	3,449,293	3,449,293	100.00%	10.10	3,386,411	3,386,411	100.00%	△ 1.82	
現年課税分計		27,473,663	26,714,868	97.24%	1.22	28,034,169	27,358,791	97.59%	2.41	
滞納繰越分計		2,351,396	622,614	26.48%	0.36	2,338,068	598,522	25.60%	△ 3.87	
合計		29,825,059	27,337,482	91.66%	1.20	30,372,237	27,957,313	92.05%	2.27	

当初予算額

(単位：千円、%)

		平成25年度				平成26年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	24,376,566	23,676,382	97.13%	1.09	25,740,527	25,122,104	97.60%	6.11	
	内 訳	普通徴収	8,337,053	7,695,101	92.30%	△ 0.09	8,844,218	8,272,741	93.54%	7.51
		特別徴収	16,039,513	15,981,281	99.64%	1.68	16,896,309	16,849,363	99.72%	5.43
	過年度	163,203	110,978	68.00%	△ 14.13	161,712	109,965	68.00%	△ 0.91	
	現年課税分	24,539,769	23,787,360	96.93%	1.01	25,902,239	25,232,069	97.41%	6.07	
	滞納繰越分	2,378,450	631,240	26.54%	△ 2.39	1,983,097	594,929	30.00%	△ 5.75	
	計	26,918,219	24,418,600	90.71%	0.92	27,885,336	25,826,998	92.62%	5.77	
軽 自 動 車 税	現年課税分	62,642	59,291	94.65%	△ 0.77	62,368	59,605	95.57%	0.53	
	滞納繰越分	12,700	1,867	14.70%	9.44	10,121	1,984	19.60%	6.27	
	計	75,342	61,158	81.17%	△ 0.49	72,489	61,589	84.96%	0.70	
た ば こ 税	現年課税分	3,676,617	3,676,617	100.00%	16.28	3,573,972	3,573,972	100.00%	△ 2.79	
	滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00	
	計	3,676,618	3,676,618	100.00%	16.28	3,573,973	3,573,973	100.00%	△ 2.79	
現年課税分計		28,279,028	27,523,268	97.33%	2.81	29,538,579	28,865,646	97.72%	4.88	
滞納繰越分計		2,391,151	633,108	26.48%	△ 2.36	1,993,219	596,914	29.95%	△ 5.72	
合計		30,670,179	28,156,376	91.80%	2.69	31,531,798	29,462,560	93.44%	4.64	

決算額

(単位：千円、%)

		平成25年度				平成26年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	25,218,079	24,637,187	97.70%	3.43	25,922,190	25,432,452	98.11%	3.23	
	内 訳	普通徴収	8,654,052	8,083,749	93.41%	3.18	8,758,342	8,282,763	94.57%	2.46
		特別徴収	16,564,027	16,553,438	99.94%	3.55	17,163,848	17,149,689	99.92%	3.60
	過年度	163,008	132,120	81.05%	43.82	140,715	110,454	78.49%	△ 16.40	
	現年課税分	25,381,087	24,769,307	97.59%	3.59	26,062,905	25,542,906	98.00%	3.12	
	滞納繰越分	2,111,594	717,086	33.96%	20.31	1,734,621	634,078	36.55%	△ 11.58	
	計	27,492,681	25,486,393	92.70%	3.99	27,797,526	26,176,984	94.17%	2.71	
軽 自 動 車 税	現年課税分	63,390	61,063	96.33%	0.92	63,430	61,586	97.09%	0.86	
	滞納繰越分	9,346	2,314	24.76%	△ 6.66	7,937	1,709	21.53%	△ 26.15	
	計	72,736	63,377	87.13%	0.62	71,367	63,295	88.69%	△ 0.13	
た ば こ 税	現年課税分	3,728,698	3,728,698	100.00%	10.11	3,603,399	3,603,399	100.00%	△ 3.36	
	滞納繰越分	0	0	--	--	0	0	--	--	
	計	3,728,698	3,728,698	100.00%	10.11	3,603,399	3,603,399	100.00%	△ 3.36	
現年課税分計		29,173,175	28,559,068	97.89%	4.39	29,729,734	29,207,891	98.24%	2.27	
滞納繰越分計		2,120,940	719,400	33.92%	20.20	1,742,558	635,787	36.49%	△ 11.62	
合計		31,294,115	29,278,468	93.56%	4.73	31,472,292	29,843,678	94.83%	1.93	

当初予算額

(単位：千円、%)

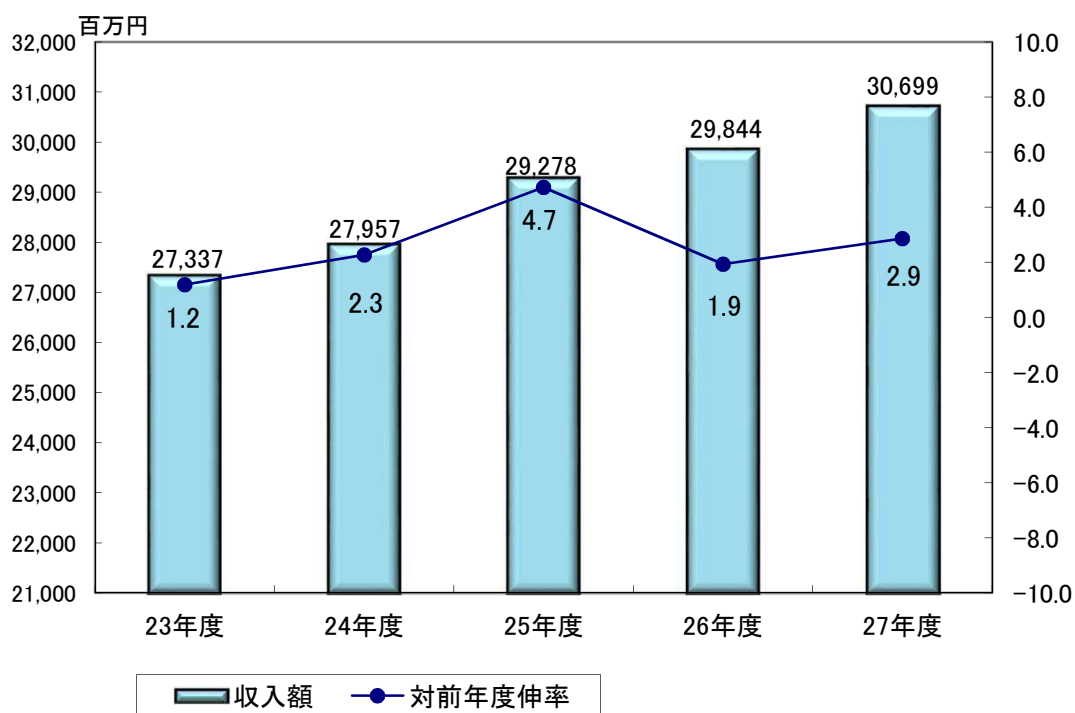
		平成27年度				平成28年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	26,263,348	25,665,889	97.73%	2.16	27,121,533	26,597,864	98.07%	3.63	
	内 訳	普通徴収	8,780,446	8,231,619	93.75%	△ 0.50	8,696,539	8,224,317	94.57%	△ 0.09
		特別徴収	17,482,902	17,434,269	99.72%	3.47	18,424,994	18,373,547	99.72%	5.39
	過年度	160,858	109,384	68.00%	△ 0.53	140,470	95,521	68.00%	△ 12.67	
	現年課税分	26,424,206	25,775,273	97.54%	2.15	27,262,003	26,693,385	97.91%	3.56	
	滞納繰越分	1,637,766	577,476	35.26%	△ 2.93	1,359,453	496,880	36.55%	△ 13.96	
	計	28,061,972	26,352,749	93.91%	2.04	28,621,456	27,190,265	95.00%	3.18	
軽 自 動 車 税	現年課税分	63,320	60,996	96.33%	2.33	77,816	74,960	96.33%	22.89	
	滞納繰越分	7,313	1,811	24.76%	△ 8.72	5,959	1,475	24.75%	△ 18.55	
	計	70,633	62,807	88.92%	1.98	83,775	76,435	91.24%	21.70	
た ば こ 税	現年課税分	3,432,317	3,432,317	100.00%	△ 3.96	3,374,068	3,374,068	100.00%	△ 1.70	
	滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00	
	計	3,432,318	3,432,318	100.00%	△ 3.96	3,374,069	3,374,069	100.00%	△ 1.70	
現年課税分計		29,919,843	29,268,586	97.82%	1.40	30,713,887	30,142,413	98.14%	2.99	
滞納繰越分計		1,645,080	579,288	35.21%	△ 2.95	1,365,413	498,356	36.50%	△ 13.97	
合計		31,564,923	29,847,874	94.56%	1.31	32,079,300	30,640,769	95.52%	2.66	

決算額

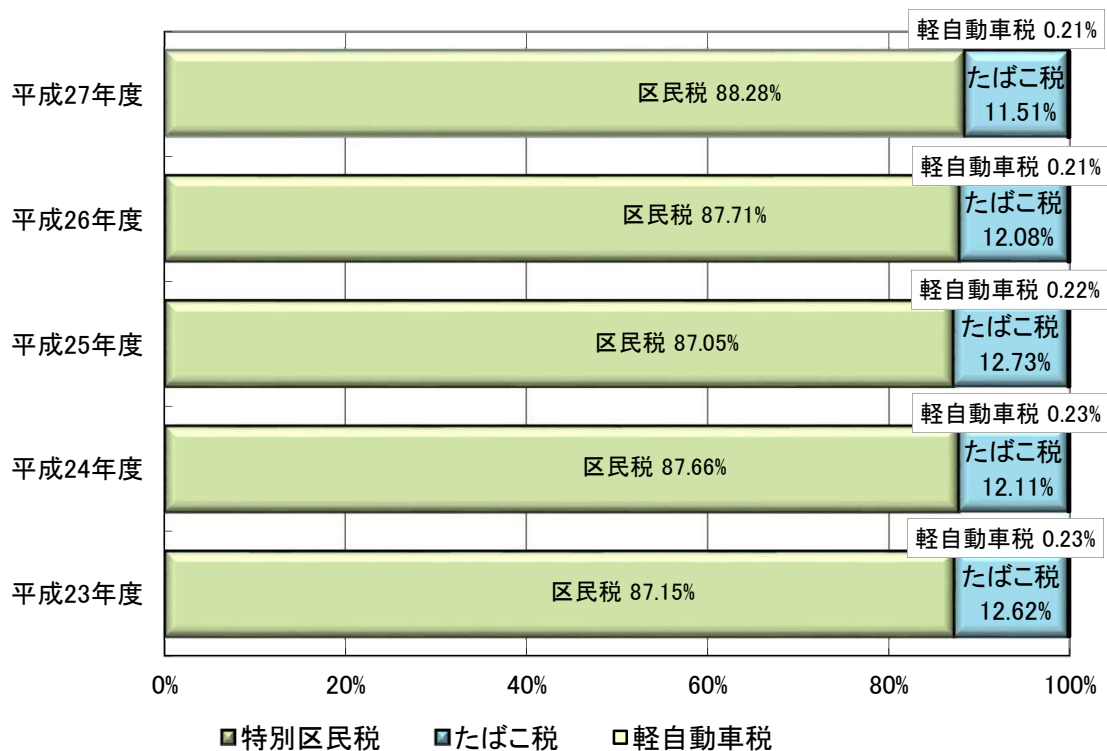
(単位：千円、%)

		平成27年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	26,899,860	26,450,901	98.33%	4.00	
	内 訳	普通徴収	8,733,222	8,301,800	95.06%	0.23
		特別徴収	18,166,638	18,149,101	99.90%	5.83
	過年度	145,444	131,396	90.34%	18.96	
	現年課税分	27,045,304	26,582,297	98.29%	4.07	
	滞納繰越分	1,398,046	517,952	37.05%	△ 18.31	
計	28,443,350	27,100,249	95.28%	3.53		
軽 自 動 車 税	現年課税分	63,896	61,993	97.02%	0.66	
	滞納繰越分	6,880	1,288	18.72%	△ 24.63	
	計	70,776	63,281	89.41%	△ 0.02	
た ば こ 税	現年課税分	3,535,425	3,535,425	100.00%	△ 1.89	
	滞納繰越分	0	0	--	--	
	計	3,535,425	3,535,425	100.00%	△ 1.89	
現年課税分計		30,644,625	30,179,715	98.48%	3.33	
滞納繰越分計		1,404,926	519,240	36.96%	△ 18.33	
合計		32,049,551	30,698,955	95.79%	2.87	

3. 特別区税決算額と対前年度伸び率の推移 (法定外税除く)



4. 特別区税税目別構成比 (決算収入額)



5. 特別区税当初予算対決算 (法定外税除く)

(1) 調定額

(単位：千円、%)

	特別区税			特別区民税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成23年度	29,802,512	29,825,059	0.08	26,482,801	26,299,455	△0.69
平成24年度	29,986,546	30,372,237	1.29	26,749,903	26,909,865	0.60
平成25年度	30,670,179	31,294,115	2.03	26,918,219	27,492,681	2.13
平成26年度	31,531,798	31,472,292	△0.19	27,885,336	27,797,526	△0.31
平成27年度	31,564,923	32,049,551	1.54	28,061,972	28,443,350	1.36

(単位：千円、%)

	軽自動車税			特別区たばこ税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成23年度	76,699	76,311	△0.51	3,243,012	3,449,293	6.36
平成24年度	74,642	75,961	1.77	3,162,001	3,386,411	7.10
平成25年度	75,342	72,736	△3.46	3,676,618	3,728,698	1.42
平成26年度	72,489	71,367	△1.55	3,573,973	3,603,399	0.82
平成27年度	70,633	70,776	0.20	3,432,318	3,535,425	3.00

(2) 収入額

(単位：千円、%)

	特別区税			特別区民税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成23年度	27,352,102	27,337,482	△0.05	24,046,433	23,825,821	△0.92
平成24年度	27,419,350	27,957,313	1.96	24,195,889	24,507,915	1.29
平成25年度	28,156,376	29,278,468	3.99	24,418,600	25,486,393	4.37
平成26年度	29,462,560	29,843,678	1.29	25,826,998	26,176,984	1.36
平成27年度	29,847,874	30,698,955	2.85	26,352,749	27,100,249	2.84

(単位：千円、%)

	軽自動車税			特別区たばこ税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成23年度	62,657	62,368	△0.46	3,243,012	3,449,293	6.36
平成24年度	61,460	62,987	2.48	3,162,001	3,386,411	7.10
平成25年度	61,158	63,377	3.63	3,676,618	3,728,698	1.42
平成26年度	61,589	63,295	2.77	3,573,973	3,603,399	0.82
平成27年度	62,807	63,281	0.75	3,432,318	3,535,425	3.00

IV 賦 課

1. 特別区民税

(1) 現年度納税義務者数(決算)

	実際納税義務者数 (A + B - C)		普通徴収 (A)		特別徴収 (B)		重複 (C)	
		前年比		前年比		前年比		前年比
平成23年度	142,496	0.17	67,849	△0.99	81,603	1.39	6,956	2.88
平成24年度	144,019	1.07	70,123	3.35	79,858	△2.14	5,962	△14.29
平成25年度	146,570	1.77	72,169	2.92	80,400	0.68	5,999	0.62
平成26年度	150,184	2.47	72,673	0.70	83,810	4.24	6,299	5.00
平成27年度	153,344	2.10	70,874	△2.48	89,085	6.29	6,615	5.02

	実際納税義務者数		均等割のみ		所得割のみ		均等割と所得割	
		前年比		前年比		前年比	相方	前年比
平成23年度	142,496	0.17	6,421	1.89	0	-----	136,075	0.09
平成24年度	144,019	1.07	6,333	△1.37	0	-----	137,686	1.18
平成25年度	146,570	1.77	6,421	1.39	0	-----	140,149	1.79
平成26年度	150,184	2.47	6,906	7.55	0	-----	143,278	2.23
平成27年度	153,344	2.10	6,831	△1.09	0	-----	146,513	2.26

(2) 所得区分別納税義務者数 (各年7月1日現在、市町村課税状況調 第2表による)

	実際納税義務者数		均等割のみ		所得割のみ		均等割、所得割	
		前年比		前年比		前年比	相方	前年比
平成24年度	140,783	1.35	5,576	0.25	0	-----	135,207	1.39
平成25年度	144,089	2.35	5,803	4.07	0	-----	138,286	2.28
平成26年度	147,753	2.54	6,315	8.82	0	-----	141,438	2.28
平成27年度	150,818	2.07	6,196	△1.88	0	-----	144,622	2.25
平成28年度	156,090	3.50	6,196	0.00	0	-----	149,894	3.65
給与所得者	127,009	-----	2,375	-----	0	-----	124,634	-----
営業等所得者	7,074	-----	647	-----	0	-----	6,427	-----
農業所得者	1	-----	0	-----	0	-----	1	-----
その他所得者	21,056	-----	2,224	-----	0	-----	18,832	-----
家屋敷等のみ	950	-----	950	-----		-----		-----

(3) 給与所得者の特別徴収比率に関する調 (各年7月1日現在、市町村課税状況調 調書3より)

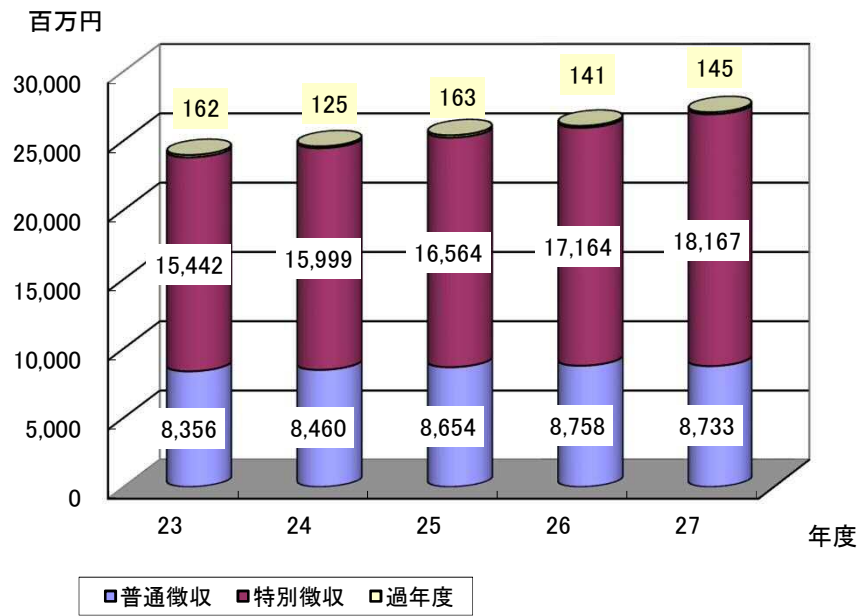
	給与特徴比率 (A/B)		給与特徴に係る 納税義務者数 (A)		給与所得者 (B)	
		前年比		前年比		前年比
平成24年度	65.31%	0.60	75,932	2.05	116,271	1.44
平成25年度	65.76%	0.70	78,397	3.25	119,208	2.53
平成26年度	66.90%	1.72	81,893	4.46	122,418	2.69
平成27年度	69.75%	4.26	87,668	7.05	125,697	2.68
平成28年度	71.55%	2.58	93,757	6.95	131,042	4.25

(4) 特別区民税決算調定額 (現年課税分)

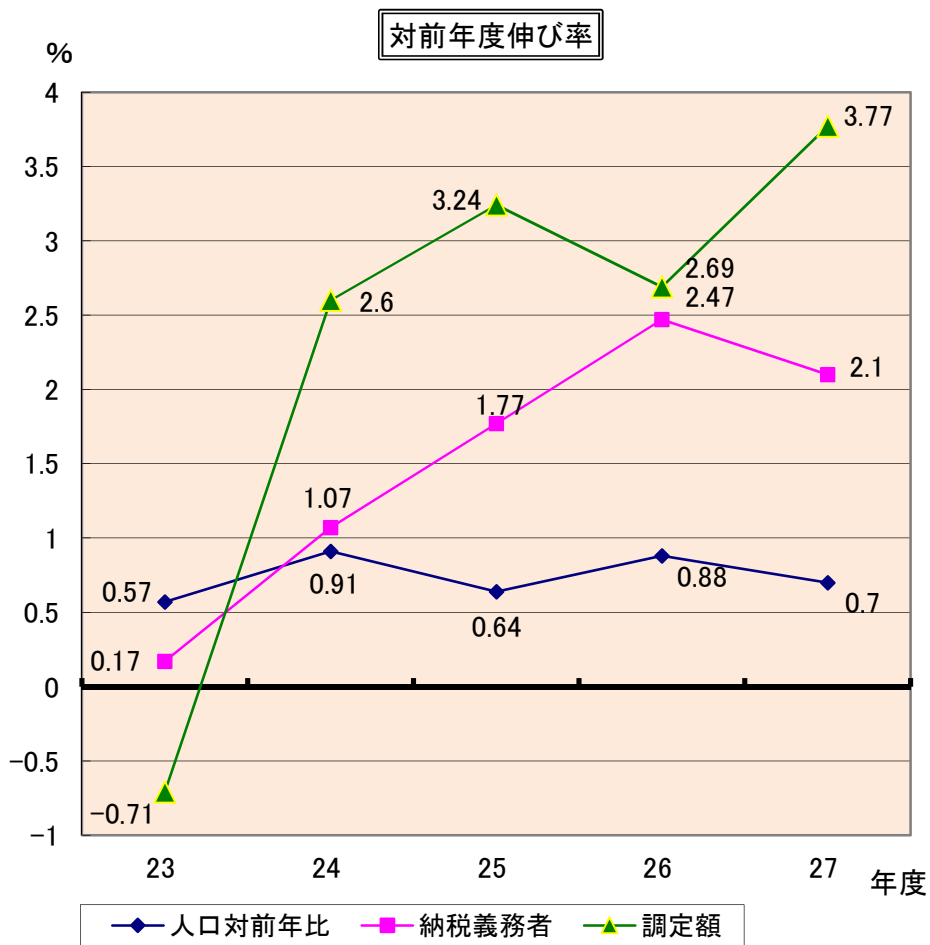
(単位：千円、%)

	総計			均等割			所得割		
		構成比	前年度比		構成比	前年度比		構成比	前年度比
平成23年度	23,960,499	100.00	△0.71	426,123	100.00	0.03	23,534,376	100.00	△0.73
普通徴収	8,356,306	34.88	△1.26	172,619	40.51	△1.20	8,183,687	34.77	△1.26
特別徴収	15,442,481	64.45	△0.18	251,709	59.07	0.95	15,190,772	64.55	△0.19
現年度分	12,386,266	51.69	0.74	180,462	42.35	1.22	12,205,804	51.86	0.73
前年度分	2,317,180	9.67	△4.19	33,861	7.95	△0.15	2,283,319	9.70	△4.25
年金 年金特徴	739,035	3.08	-----	37,386	8.77	-----	701,649	2.98	-----
過年度	161,712	0.67	△19.27	1,795	0.42	△7.81	159,917	0.68	△19.38
平成24年度	24,584,443	100.00	2.60	431,650	100.00	1.30	24,152,793	100.00	2.63
普通徴収	8,459,718	34.41	1.24	182,076	42.18	5.48	8,277,642	34.27	1.15
特別徴収	15,999,350	65.08	3.61	247,171	57.26	△1.80	15,752,179	65.22	3.70
現年度分	12,926,977	52.58	4.37	182,898	42.37	1.35	12,744,079	52.76	4.41
前年度分	2,357,076	9.59	1.72	33,718	7.81	△0.42	2,323,358	9.62	1.75
年金 年金特徴	715,297	2.91	-----	30,555	7.08	-----	684,742	2.84	-----
過年度	125,375	0.51	△22.47	2,403	0.56	33.87	122,972	0.51	△23.10
平成25年度	25,381,087	100.00	3.24	439,907	100.00	1.91	24,941,180	100.00	3.26
普通徴収	8,654,052	34.10	2.30	182,742	41.54	0.37	8,471,310	33.97	2.34
特別徴収	16,564,027	65.26	3.53	254,663	57.89	3.03	16,309,364	65.39	3.54
現年度分	13,382,887	52.73	3.53	189,198	43.01	3.44	13,193,689	52.90	3.53
前年度分	2,473,377	9.74	4.93	34,654	7.88	2.78	2,438,723	9.78	4.97
年金 年金特徴	707,763	2.79	-----	30,811	7.00	-----	676,952	2.71	-----
過年度	163,008	0.64	30.02	2,502	0.57	4.12	160,506	0.64	30.52
平成26年度	26,062,905	100.00	2.69	518,012	100.00	17.75	25,544,893	100.00	2.42
普通徴収	8,758,342	33.60	1.21	212,584	41.04	16.33	8,545,758	33.45	0.88
特別徴収	17,163,848	65.86	3.62	302,744	58.44	18.88	16,861,104	66.01	3.38
現年度分	13,907,302	53.36	3.92	230,339	44.47	21.74	13,676,963	53.54	3.66
前年度分	2,544,278	9.76	2.87	35,799	6.91	3.30	2,508,479	9.82	2.86
年金 年金特徴	712,268	2.73	-----	36,606	7.07	-----	675,662	2.64	-----
過年度	140,715	0.54	△13.68	2,684	0.52	7.27	138,031	0.54	△14.00
平成27年度	27,045,304	100.00	3.77	534,487	100.01	3.18	26,510,817	100.00	3.78
普通徴収	8,733,222	32.29	△0.29	206,019	38.55	△3.09	8,527,203	32.16	△0.22
特別徴収	18,166,638	67.17	5.84	325,915	60.98	7.65	17,840,723	67.30	5.81
現年度分	14,820,119	54.80	6.56	245,667	45.96	6.65	14,574,452	54.98	6.56
前年度分	2,661,233	9.84	4.60	43,490	8.14	21.48	2,617,743	9.87	4.36
年金 年金特徴	685,286	2.53	-----	36,758	6.88	-----	648,528	2.45	-----
過年度	145,444	0.54	3.36	2,553	0.48	△4.88	142,891	0.54	3.52

(5) 賦課徴収別調定額の推移



(6) 人口・納税義務者・調定額の対前年度伸び率の推移



(7) 所得区分別所得金額（各年7月1日現在、市町村課税状況調 第12表による）

	総所得金額等		分離長期譲渡所得金額		分離短期譲渡所得	
		対前年比		対前年比		対前年比
平成23年度	523,866,950	△0.11	10,459,040	8.05	172,902	30.64
平成24年度	533,217,876	1.78	11,618,706	11.09	140,938	△18.49
平成25年度	547,741,911	2.72	13,013,823	12.01	136,010	△3.50
平成26年度	563,838,106	2.94	13,598,392	4.49	147,805	8.67
平成27年度	584,511,756	3.67	17,660,736	29.87	555,796	276.03
平成28年度	609,528,757	4.28	13,998,086	△20.74	758,427	36.46

(8) 特別区民税 課税標準段階別 納税義務者数（各年7月1日現在、市町村課税状況調）

課税標準額の段階 （超～以下）	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	豊島区	構成比	豊島区	構成比	豊島区	構成比
～200万円	76,138	56.3	77,735	56.2	79,420	56.2
200万円～700万円	49,073	36.3	50,490	36.5	51,760	36.6
700万円～	9,996	7.4	10,061	7.3	10,258	7.3
計	135,207	100.0	138,286	100.0	141,438	100.0

(9) 特別区民税 課税標準段階別 所得割額（各年7月1日現在、市町村課税状況調）

課税標準額の段階 （超～以下）	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	豊島区	構成比	豊島区	構成比	豊島区	構成比
～200万円	4,573,345	19.3	4,763,533	19.5	4,876,334	19.4
200万円～700万円	10,229,401	43.1	10,499,868	43.1	10,815,046	43.1
700万円～	8,906,634	37.6	9,116,791	37.4	9,417,788	37.5
計	23,709,380	100.0	24,380,192	100.0	25,109,168	100.0

(10) 法第295条等による非課税者数（各年決算時）

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		対前年比		対前年比		対前年比
合計	46,590	△0.60	47,864	2.73	60,924	27.29
生活保護受給	5,653	△14.22	5,970	5.61	6,040	1.17
障害者	1,428	4.23	1,558	9.10	1,691	8.54
未成年者	457	△3.38	461	0.88	1,936	319.96
老年者	0	----	0	----	0	----
寡婦・寡夫	2,281	1.69	2,108	△7.58	2,137	1.38
生計を一にする妻 条例に定める一定金 額以下の者	36,771	1.59	37,767	2.71	49,120	30.06

(11) 標準世帯（夫婦二人の4人世帯）における課税最低限度額及び生活保護

	A, B, F, G 基準年		
	C, D, E 基準年		
		22	23
		23	24
A. 所得税課税最低限度額		2,833	1,566
B. "（特定扶養1人含む場合）		3,250	2,200
C. 住民税課税最低限度額		2,500	1,455
D. "（特定扶養1人含む場合）		2,700	1,950
E. "（所得割非課税限度額）		2,714	2,714
F. 生活保護基準額（国）		2,798	2,846
G. "（都）		3,480	3,528

(単位 : 千円 、 %)

株式等に係る譲渡所得	対前年比	先物取引に係る雑所得	対前年比	上場株式等に係る配当所得	対前年比	計	
						対前年比	対前年比
4,506,879	30.54	148,730	75.94	387,200	70.94	539,541,701	0.28
7,935,234	76.07	229,255	54.14	132,143	△65.87	553,274,152	2.55
7,464,069	△5.94	679,276	196.30	187,796	42.12	569,222,885	2.88
16,387,411	119.55	1,115,490	64.22	665,003	254.11	595,752,207	4.66
9,826,381	△40.04	1,053,276	△5.58	732,345	10.13	614,340,290	3.12
10,114,991	2.94	818,012	△22.34	542,830	△25.88	635,761,103	3.49

第12表による)

(単位 : 人 、 %)

平成27年度				平成28年度	
豊島区	構成比	23区計	構成比	豊島区	構成比
80,670	55.8	2,540,489	54.6	83,621	55.8
53,214	36.8	1,757,119	37.8	54,954	36.7
10,738	7.4	356,713	7.7	11,319	7.5
144,622	100.0	4,654,321	100.0	149,894	100.0

第12表による)

(単位 : 千円 、 %)

平成27年度				平成28年度	
豊島区	構成比	23区計	構成比	豊島区	構成比
4,951,074	19.0	153,876,597	17.4	5,088,987	19.1
11,173,828	42.8	373,127,230	42.1	11,395,327	42.7
9,963,306	38.2	359,607,511	40.6	10,201,132	38.2
26,088,208	100.0	886,611,338	100.0	26,685,446	100.0

(単位 : 人 、 %)

平成26年度		平成27年度	
	対前年比		対前年比
61,852	1.52	63,203	2.18
6,128	1.46	6,269	2.30
1,728	2.19	1,776	2.78
2,099	8.42	2,408	14.72
0	----	0	----
2,183	2.15	2,114	△3.16
----	----	----	----
49,714	1.21	50,636	1.85

基準額

* A～Eは給与収入額として算出

(単位 : 千円)

24	25	26	27
25	26	27	28
1,566	1,566	1,566	1,566
2,200	2,200	2,200	2,200
1,455	1,455	1,455	1,455
1,950	1,950	1,950	1,950
2,714	2,714	2,714	2,714
2,774	2,686	2,657	2,595
3,456	3,368	3,338	3,276

(12) 退職分離分調定額・調定件数

区分	年度	平成23年度		平成24年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
調定額		212,698	△5.40	182,794	△14.06
調定件数		700	△0.71	649	△7.29

(13) 分離譲渡所得に係る調定額

区分	年度	平成23年度		平成24年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
合計		418,147	21.12	570,589	36.46
長期譲渡所得		290,922	11.61	346,892	19.24
短期譲渡所得		9,282	54.39	7,855	△15.37
土地等に係る事業・雑所得		—		—	
株式等に係る譲渡所得		111,970	51.09	207,541	85.35
商品先物取引に係る雑所得		4,415	74.44	5,800	31.37
上場株式に係る配当所得		1,558	△19.44	2,501	60.53

(14) 減免税額及び該当人数

区分	年度	平成23年度		平成24年度	
			人数		人数
合計		4,039,200	82	4,007,700	75
生活保護受給		3,575,500	76	3,754,500	71
生活困窮		0	0	0	0
災害		463,700	6	253,200	4
水害		0	0	0	0
り災		463,700	6	253,200	4
その他		0	0	0	0

(15) 納税義務者・人口1人当りの特別区民税課税額・収入額（決算）

区分	年度	平成23年度		平成24年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
納税義務者（人）		142,496	0.17	144,019	1.07
世帯数		145,232	0.85	146,626	0.96
人口（人）		265,897	1.02	267,623	0.65
課税額（千円）		23,798,787	△0.56	24,459,068	2.77
納税義務者1人当り課税額（円）		167,013	△0.73	169,832	1.69
1世帯当り課税額（円）		163,867	△1.40	166,812	1.80
人口1人当り課税額（円）		89,503	△1.56	91,393	2.11
収入額（千円）		23,825,821	0.03	24,507,915	2.86
納税義務者1人当り収入額（円）		167,203	△0.14	170,171	1.78
1世帯当り収入額（円）		164,053	△0.81	167,145	1.88
人口1人当り収入額（円）		89,605	△0.98	91,576	2.20

注：納税義務者・・・重複分除く（現年度のみ）

世帯数・・・各年1月1日現在（住民基本台帳）

人口・・・住民基本台帳 + 外国人登録（日本人住民 + 外国人住民）

課税額・・・現年度分を対象（過年度を除く）

収入額・・・区民税収入総額（現年度分+過年度分+滞納繰越分）

(単位：千円、%)

平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
289,736	58.50	231,462	△20.11	272,784	17.85
719	10.79	612	△14.88	702	14.71

(単位：千円、%)

平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
588,337	3.11	758,169	28.87	814,024	7.37
376,501	8.54	406,408	7.94	500,309	23.11
6,405	△18.46	7,040	9.91	25,160	257.39
—		—		—	
185,306	△10.71	304,298	64.21	240,067	△21.11
16,405	182.84	27,761	69.22	27,284	△1.72
3,720	48.74	12,662	240.38	21,204	67.46

(単位：円、人)

平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人 数		人 数		人 数
3,701,000	70	3,397,650	61	2,523,650	65
3,059,900	63	3,132,500	55	2,498,400	64
0	0	0	0	0	0
641,100	7	265,150	6	25,250	1
0	0	0	0	0	0
641,100	7	265,150	6	25,250	1
0	0	0	0	0	0

(単位：円、千円、人、%)

平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
146,570	1.77	150,184	2.47	153,344	2.10
161,197	9.94	163,481	1.42	166,782	2.02
268,959	0.50	271,643	1.00	275,507	1.42
25,218,079	3.10	25,922,190	2.79	26,899,860	3.77
172,054	1.31	172,602	0.32	175,421	1.63
156,442	△6.22	158,563	1.36	161,287	1.72
93,761	2.59	95,427	1.78	97,637	2.32
25,486,393	3.99	26,176,984	2.71	27,100,249	3.53
173,885	2.18	174,299	0.24	176,728	1.39
158,107	△5.41	160,122	1.27	162,489	1.48
94,759	3.48	96,365	1.69	98,365	2.08

2. 軽自動車税

(1) 車種別台数 (現年課税分)

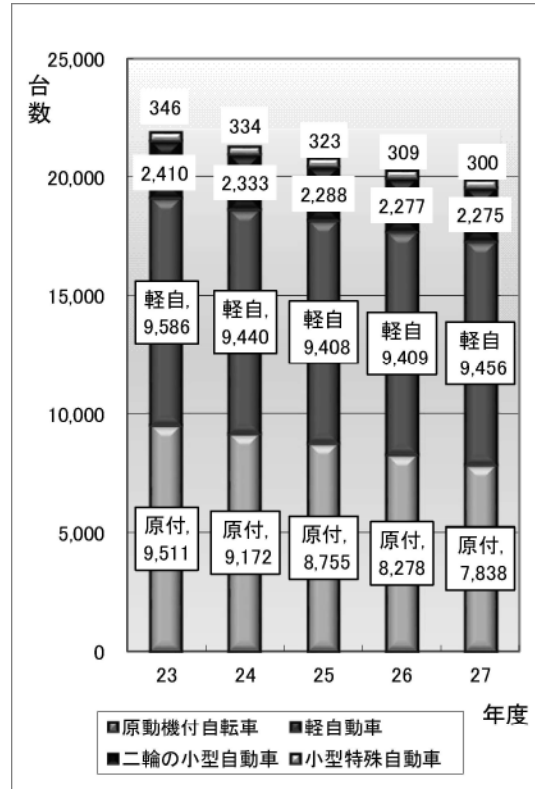
区分	23年度			24年度			25年度		
	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率
原動機付自転車	9,511	43.52	△5.12	9,172	43.11	△3.56	8,755	42.15	△4.55
50cc以下	6,104	27.93	△6.65	5,766	27.10	△5.54	5,331	25.67	△7.54
50cc以下(電動車)	18	0.08	0.00	21	0.10	16.67	26	0.13	23.81
50cc超90cc以下	1,022	4.68	△12.05	900	4.23	△11.94	819	3.94	△9.00
90cc超125cc以下	2,208	10.10	2.99	2,326	10.93	5.34	2,404	11.57	3.35
ミニカー	159	0.73	△1.24	159	0.75	0.00	175	0.84	10.06
軽自動車	9,586	43.87	△1.51	9,440	44.36	△1.52	9,408	45.29	△0.34
二輪車(250cc以下)	3,340	15.28	△7.27	3,091	14.53	△7.46	2,959	14.26	△4.27
三輪車	1	0.00	0.00	1	0.00	0.00	1	0.00	0.00
四輪乗用(自家用)	2,709	12.40	6.15	2,796	13.14	3.21	2,968	14.29	6.15
〃(電動車)	6	0.03	0.00	8	0.04	33.33	9	0.04	12.50
四輪貨物(営業用)	362	1.66	2.84	352	1.65	△2.76	327	1.57	△7.10
四輪貨物(自家用)	3,168	14.50	△1.61	3,191	15.00	0.73	3,142	15.12	△1.54
〃(電動車)	0	0.00	----	1	0.00	----	2	0.01	100.00
小型特殊自動車	346	1.58	△2.81	334	1.57	△3.47	323	1.55	△3.29
農耕作業用	0	0.00	----	0	0.00	----	0	△0.01	----
特殊作業車	164	0.75	△2.96	154	0.72	△6.10	145	0.70	△5.84
〃(電動車)	182	0.83	△2.67	180	0.85	△1.10	178	0.86	△1.11
二輪の小型自動車	2,410	11.03	△6.37	2,333	10.96	△3.20	2,288	11.01	△1.93
合計	21,853	100.00	△3.68	21,279	100.00	△2.63	20,774	100.00	△2.37

(2) 車種別調定額 (現年課税分)

区分	23年度			24年度			25年度		
	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率
原動機付自転車	11,279	17.66	△4.29	10,986	17.35	△2.60	10,624	16.76	△3.30
50cc以下	6,104	9.56	△6.65	5,766	9.10	△5.54	5,331	8.41	△7.54
50cc以下(電動車)	18	0.03	0.00	21	0.03	16.67	26	0.04	23.81
50cc超90cc以下	1,226	1.92	△12.05	1,080	1.71	△11.91	983	1.55	△8.98
90cc超125cc以下	3,533	5.53	3.00	3,721	5.88	5.32	3,846	6.07	3.36
ミニカー	398	0.62	△1.24	398	0.63	0.00	438	0.69	10.05
軽自動車	41,325	64.70	0.79	41,434	65.43	0.26	42,096	66.41	1.60
二輪車(250cc以下)	8,016	12.55	△7.28	7,418	11.71	△7.46	7,102	11.21	△4.26
三輪車	3	0.00	0.00	3	0.00	0.00	3	0.00	0.00
四輪乗用(自家用)	19,505	30.54	6.16	20,131	31.79	3.21	21,369	33.71	6.15
〃(電動車)	43	0.07	0.00	58	0.09	34.88	65	0.10	12.07
四輪貨物(営業用)	1,086	1.70	2.84	1,056	1.67	△2.76	981	1.55	△7.10
四輪貨物(自家用)	12,672	19.84	△1.61	12,764	20.16	0.73	12,568	19.83	△1.54
〃(電動車)	0	0.00	----	4	0.01	----	8	0.01	100.00
小型特殊自動車	1,626	2.55	△2.81	1,570	2.48	△3.44	1,518	2.39	△3.31
農耕作業用	0	0.00	----	0	0.00	----	0	0.00	----
特殊作業車	771	1.21	△2.90	724	1.14	△6.10	681	1.07	△5.94
〃(電動車)	855	1.34	△2.73	846	1.34	△1.05	837	1.32	△1.06
二輪の小型自動車	9,640	15.09	△6.37	9,332	14.74	△3.20	9,152	14.44	△1.93
合計	63,870	100.00	△1.37	63,322	100.00	△0.86	63,390	100.00	0.11

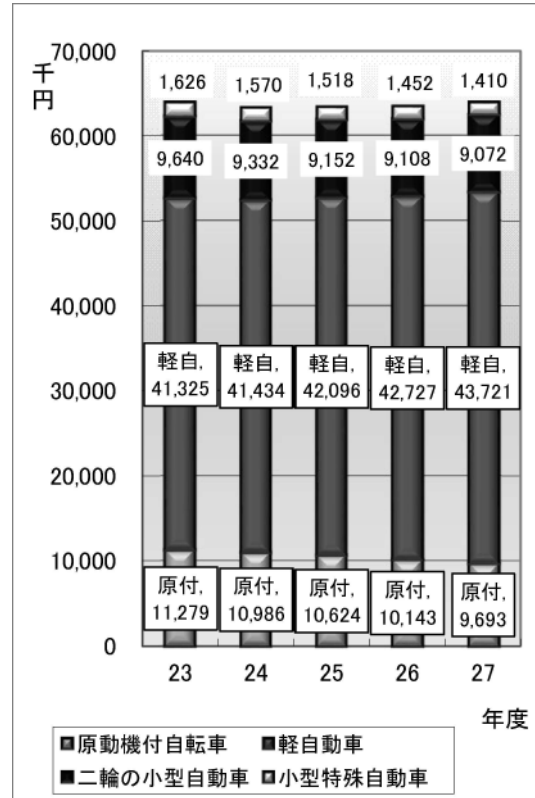
(単位 : 人、 %)

26 年度			27 年度		
	構成比	対前年伸率		構成比	対前年伸率
8,278	40.84	△5.45	7,838	39.45	△5.32
4,911	24.23	△7.88	4,570	23.00	△6.94
24	0.12	△7.69	26	0.13	8.33
744	3.67	△9.16	653	3.29	△12.23
2,425	11.96	0.87	2,399	12.07	△1.07
174	0.86	△0.57	190	0.96	9.20
9,409	46.41	0.01	9,456	47.59	0.50
2,855	14.08	△3.51	2,771	13.94	△2.94
1	0.00	0.00	0	0.00	△100.00
3,109	15.34	4.75	3,318	16.70	6.72
10	0.05	11.11	8	0.04	△20.00
321	1.58	△1.83	313	1.58	△2.49
3,111	15.35	△0.99	3,044	15.32	△2.15
2	0.01	0.00	2	0.01	0.00
309	1.52	△4.33	300	1.51	△2.91
0	△0.01	----	0	0.00	----
137	0.68	△5.52	132	0.66	△3.65
172	0.85	△3.37	168	0.85	△2.33
2,277	11.23	△0.48	2,275	11.45	△0.09
20,273	100.00	△2.41	19,869	100.00	△1.99



(単位 : 千円、 %)

26 年度			27 年度		
	構成比	対前年伸率		構成比	対前年伸率
10,143	15.99	△4.53	9,693	15.16	△4.44
4,911	7.73	△7.88	4,570	7.14	△6.94
24	0.04	△7.69	26	0.04	8.33
893	1.41	△9.16	784	1.23	△12.21
3,880	6.12	0.88	3,838	6.01	△1.08
435	0.69	△0.68	475	0.74	9.20
42,727	67.36	1.50	43,721	68.43	2.33
6,852	10.81	△3.52	6,650	10.41	△2.95
3	0.00	0.00	0	0.00	△100.00
22,385	35.29	4.75	23,890	37.39	6.72
72	0.11	10.77	58	0.09	△19.44
963	1.52	△1.83	939	1.47	△2.49
12,444	19.62	△0.99	12,176	19.06	△2.15
8	0.01	0.00	8	0.01	0.00
1,452	2.29	△4.35	1,410	2.21	△2.89
0	0.00	----	0	0.00	----
644	1.02	△5.43	620	0.97	△3.73
808	1.27	△3.46	790	1.24	△2.23
9,108	14.36	△0.48	9,072	14.20	△0.40
63,430	100.00	0.06	63,896	100.00	0.73



3. 特別区たばこ税

(1) 現年課税分 調定額・収入額等

(単位：件、千円、%)

	調 定			収 入			収入歩合
	件数	金額	伸率	件数	金額	伸率	
平成23年度	106	3,449,293	10.10	106	3,449,293	10.10	100.00
平成24年度	102	3,386,411	△1.82	102	3,386,411	△1.82	100.00
平成25年度	95	3,728,698	10.11	95	3,728,698	10.11	100.00
平成26年度	99	3,603,399	△3.36	99	3,603,399	△3.36	100.00
平成27年度	131	3,535,425	△1.89	131	3,535,425	△1.89	100.00

※平成27年度たばこ税現年課税分の内訳（現年度分・過年度分）

内訳	現年度分	98	3,535,388	----	98	3,535,388	----	----
	過年度分	33	37	----	33	37	----	----

(2) 滞納繰越分 調定額・収入額等

(単位：件、千円、%)

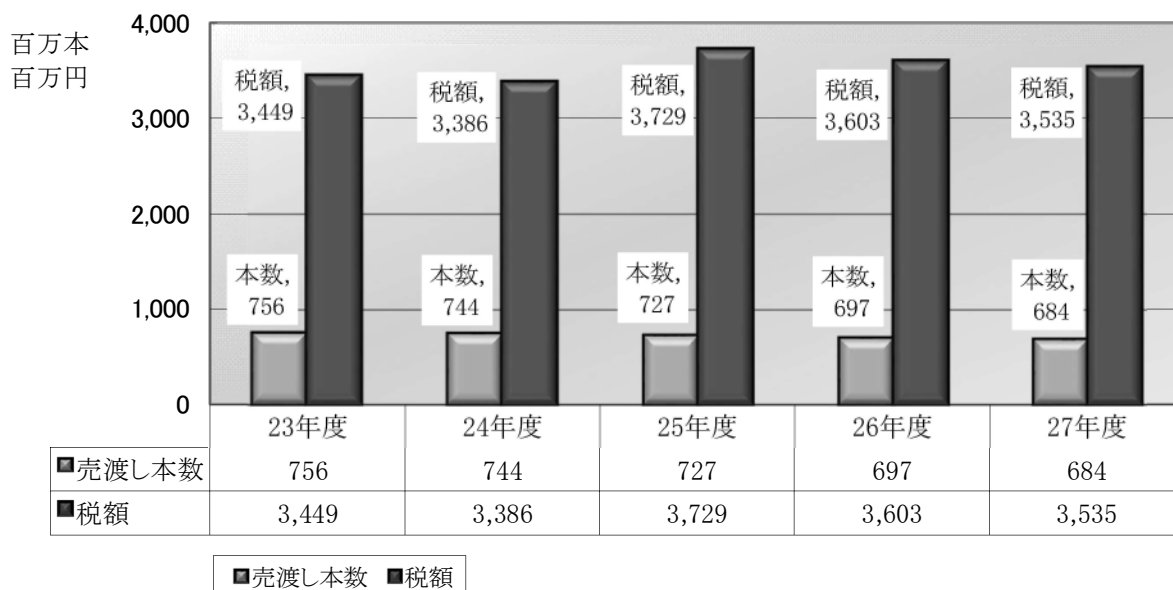
	調 定			収 入			収入歩合
	件数	金額	伸率	件数	金額	伸率	
平成23年度	0	0	----	0	0	----	----
平成24年度	0	0	----	0	0	----	----
平成25年度	0	0	----	0	0	----	----
平成26年度	0	0	----	0	0	----	----
平成27年度	0	0	----	0	0	----	----

(3) 売渡し本数（返還控除後の本数） * 手持ち品課税を除く (単位：千本、%)

	売渡し本数 (一般品+旧3級品)		左欄の内旧3級品 (内数)	
	本数	伸率	本数	伸率
平成23年度	755,679	△10.62	16,652	63.66
平成24年度	743,655	△1.59	19,682	18.20
平成25年度	727,457	△2.18	21,611	9.80
平成26年度	696,725	△4.22	22,684	4.97
平成27年度	684,083	△1.81	23,222	2.37

*平成18年7月1日 たばこ税増税

*平成22年10月1日 たばこ税増税



V 徴 収

1.徴 収

(1) 特別区税の納付状況

(単位：千円、%)

	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	還付未済額 (D)	滞納繰越額 (A-B-C+D)	収入歩合 (B/A)
平成23年度	29,825,059	27,337,482	156,770	7,420	2,338,227	91.66
平成24年度	30,372,237	27,957,313	247,822	4,430	2,171,532	92.05
平成25年度	31,294,115	29,278,468	256,362	4,112	1,763,397	93.56
平成26年度	31,472,292	29,843,678	222,136	6,798	1,413,276	94.83
平成27年度	32,049,551	30,698,955	220,094	5,255	1,135,757	95.79
現年課税分	30,644,625	30,179,715	1,171	5,240	468,979	98.48
滞納繰越分	1,404,926	519,240	218,923	15	666,778	36.96
特別区民税	28,443,350	27,100,249	218,681	5,199	1,129,619	95.28
現年課税分	27,045,304	26,582,297	1,166	5,191	467,032	98.29
滞納繰越分	1,398,046	517,952	217,515	8	662,587	37.05
軽自動車税	70,776	63,281	1,413	56	6,138	89.41
現年課税分	63,896	61,993	5	49	1,947	97.02
滞納繰越分	6,880	1,288	1,408	7	4,191	18.72
特別区たばこ税	3,535,425	3,535,425	0	0	0	100.00
現年課税分	3,535,425	3,535,425	0	0	0	100.00
滞納繰越分	0	0	0	0	0	----

(2) 前納報奨金交付状況

(単位：円、件)

	前納報奨金	
	金額	件数
平成9年度	82,000,300	20,551
平成10年度	前納報奨金制度廃止	

(3) 差押処分状況(都・区民税)

(単位：人、千円)

	前年度からの繰越分		当年度差押分		取 消 分		処 理 分				翌年度への繰越分	
							公売前納付によるもの		公 売によるもの			
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
平成23年度	632	904,113	1,410	623,541	808	474,778	274	97,744	395	175,564	565	779,568
平成24年度	385	327,774	1,134	718,279	622	258,479	303	269,630	265	179,161	329	338,783
平成25年度	330	340,732	1,408	443,615	492	184,118	388	207,249	383	167,551	475	225,429
平成26年度	454	250,579	1,567	493,510	561	150,144	482	156,617	541	221,392	437	215,936
平成27年度	442	225,914	1,456	392,304	451	106,318	460	130,977	609	221,938	378	158,985
動 産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 動 産	16	7,375	0	5,450	3	541	3	2,763	0	0	10	9,521
電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
債 権	426	218,539	1,456	386,854	448	105,777	457	128,214	609	221,938	368	149,464

(4) 督促状、催告書の発付状況

(単位：件、%)

	特別区民税・都民税（普通徴収）				特別区民税・都民税（給与特別徴収）			
	現年課税 件数	督促状*		催告書 発付件数 (滞繰分含)	現年課税 件数	督促状		催告書 発付件数 (滞繰分含)
		発付件数	発付率			発付件数	発付率	
平成23年度	179,340	69,643	38.83	53,357	340,226	7,585	2.23	1,156
平成24年度	233,427	67,686	29.00	49,322	327,303	6,544	2.00	1,145
平成25年度	232,031	66,055	28.47	39,481	334,171	5,873	1.76	889
平成26年度	231,891	67,340	29.04	28,736	343,463	5,795	1.69	760
平成27年度	224,184	62,026	27.67	20,228	365,579	6,665	1.82	951

	軽自動車税(過年度含む)			
	現年課税 件数	督促状		催告書 発付件数 (滞繰分含)
		発付件数	発付率	
平成23年度	21,853	3,431	15.70	2,901
平成24年度	21,279	2,837	13.33	2,522
平成25年度	20,774	3,020	14.54	1,644
平成26年度	20,273	2,855	14.08	3,414
平成27年度	19,869	2,744	13.81	4,459

* 普通徴収督促状には、過年度、納期変更分を含める

* 平成12年1月1日から延滞金・還付加算金の特例基準割合を創設
(前年11月末の公定歩合+4%)

(5) 滞納繰越状況(調定)

(単位：件、千円)

	合計		特別区民税		軽自動車税		特別区たばこ税	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成23年度	119,272	2,351,396	112,025	2,338,956	7,247	12,440	0	0
平成24年度	115,891	2,338,068	108,590	2,325,422	7,301	12,646	0	0
平成25年度	108,218	2,120,939	103,260	2,111,594	4,958	9,345	0	0
平成26年度	90,233	1,742,558	86,152	1,734,621	4,081	7,937	0	0
平成27年度	73,560	1,404,926	69,995	1,398,046	3,565	6,880	0	0

(6) 処分停止状況

(単位：人、件、千円)

	前年度からの繰越分			当年度執行分		
	人員	件数	金額	人員	件数	金額
平成23年度	1,055	3,105	64,672	935	2,790	50,489
平成24年度	1,366	4,020	71,665	968	3,130	93,243
平成25年度	1,901	5,914	211,835	578	1,851	62,268
平成26年度	1,546	4,981	217,041	769	2,304	85,796
平成27年度	1,347	4,155	148,064	426	1,377	46,422
特別区民税	1,321	4,128	148,012	425	1,376	46,420
軽自動車税	26	27	52	1	1	2

※軽自動車は台数を計上

(7) 不納欠損処分状況

(単位：人、件、千円)

	人 員	件 数	金 額
平成23年度	3,918	11,149	156,769
平成24年度	6,359	15,782	247,822
平成25年度	5,726	15,729	256,362
平成26年度	5,217	14,451	222,136
平成27年度	4,719	12,624	220,094
特別区民税	4,075	11,910	218,681
軽自動車税	644	714	1,413

※軽自動車は台数を計上

2. 口座振替

(1) 口座振替加入状況 (決算)

(単位：人、%)

	加入数		普通徴収 納税義務者	
		対前年増減率		加入率
平成23年度	20,050	△3.14	67,849	29.55
平成24年度	16,904	△15.69	70,123	24.11
平成25年度	16,309	△3.52	72,169	22.60
平成26年度	16,623	1.93	72,673	22.87
平成27年度	17,424	4.82	70,874	24.58

(2) 口座振替収入金額状況 (決算)

(単位：千円、%)

	収入金額 (都区合算)		普通徴収 (都区合算)	
		対前年増減率	調定額	口座振替率
平成23年度	4,636,376	△4.58	13,864,362	33.44
平成24年度	4,570,311	△1.42	14,035,130	32.56
平成25年度	4,597,348	0.59	14,358,871	32.02
平成26年度	4,997,893	8.71	14,541,972	34.37
平成27年度	5,070,365	1.45	14,503,549	34.96

3. 証明

(1) 税証明発行状況 (有料分)

(単位：件、%)

	特別区民税		軽自動車税	
	件数	対前年比	件数	対前年比
平成23年度	41,160	△2.00	21	162.50
平成24年度	46,015	11.80	17	△19.05
平成25年度	49,942	8.53	11	△35.29
平成26年度	58,528	17.19	4	△63.64
平成27年度	61,171	4.52	5	25.00

Ⅵ 法定外税

1. 経緯

- 12年 5月… 職員自主研究会である「区税研究会」発足
- 14年 1月… 区が法定外税として構想発表
- 14年 5月… 「豊島区法定外税検討会議」（学識経験者・事業者代表・関係団体代表・区民代表による検討）
- 15年 9月… 最終報告書の提出・・・課税を可とする。
- 15年10月… 区民集会（3回開催）、パブリックコメントの実施
- 15年12月… 区議会第4回定例会に条例案を提出し、可決成立
- 16年 3月… 総務大臣より狭小住戸集合住宅税について新設の同意
- 16年 9月… 総務大臣より放置自転車等対策推進税について新設の同意
- 16年10月… 放置自転車等対策推進税の課税を当初予定より1年遅らせて18年度からとすると発表
- 18年 6月… 「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」策定
- 18年… 区議会第2回定例会に放置自転車等対策推進税条例を廃止する条例を提出、可決成立
- 18年 7月… 放置自転車等対策推進税条例を廃止
- 20年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、11月に報告書を区長に提出
- 21年 6月… 区議会第2回定例会に条例一部改正案を提出し、可決成立
- 22年 4月… 条例一部改正部分（29㎡未満→30㎡未満）施行
- 25年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、26年1月に報告書を区長に提出
制度内容はそのまま5年間継続することが決定される

2. 狭小住戸集合住宅税

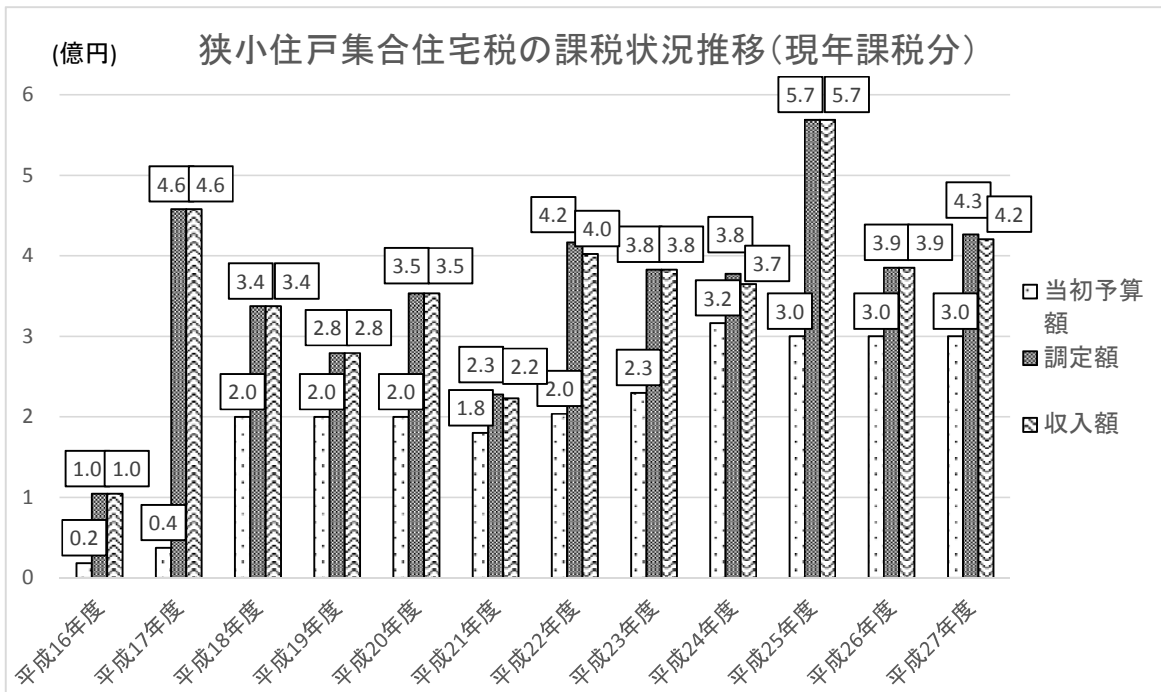
(1) 課税概要

区 分	課 税 概 要
税 目	【法定外普通税】狭小住戸集合住宅税（抑制を主たる目的とした普通税）
徴 収 方 法	申告納付（申告納付期限：建築等の工事に着手した日から2カ月以内）
課 税 客 体	区内における狭小住戸を有する集合住宅の建築等の行為 ○『狭小住戸』：集合住宅における1住戸の専用面積が30㎡未満のもの （当初は「29㎡未満」であったが条例改正により平成22年4月1日より変更） 〔←29㎡は国の「住宅建設五箇年計画」（H13～17）、30㎡は「住生活基本計画」（H18～）の二人世帯の最低居住（面積）水準〕 ○『建築等』：新築、増築、大規模修繕、大規模模様替、用途変更等
税 収 の 使 途	普通税のため、税収の用途は明記せず（ただし、主に『ゆとりある住宅・住環境の実現』を目的とする事業を行う財源の一部とする）
課 税 標 準	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数
納 税 義 務 者	狭小住戸を有する集合住宅の建築等を行う建築主 ○『建築主』：建築の工事の請負契約における注文者、請負契約によらないで自ら工事をする者
税 率	狭小住戸1戸につき50万円
非課税事項等	【課税免除】 ○狭小住戸の数が8戸以下の建築等の行為に対しては課税を免除する 【減免】 施行規則で定めるもので、次に掲げる集合住宅の建築等を行う場合に減免 ○国又は地方公共団体が特定の政策目的のために行うとき ○区の特定の政策に基づく集合住宅として必要であると区長が認めるとき
施 行 期 日	平成16年6月1日〔条例一部改正部分（29㎡未満→30㎡未満）はH22. 4. 1施行〕
課 税 期 間	条例施行後5年ごとに見直し ○条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、区内の住宅供給状況等を勘案のうえ検討し、その結果に基づき必要な措置を講じる。

(2) 狭小住戸集合住宅税の課税状況（現年課税分）

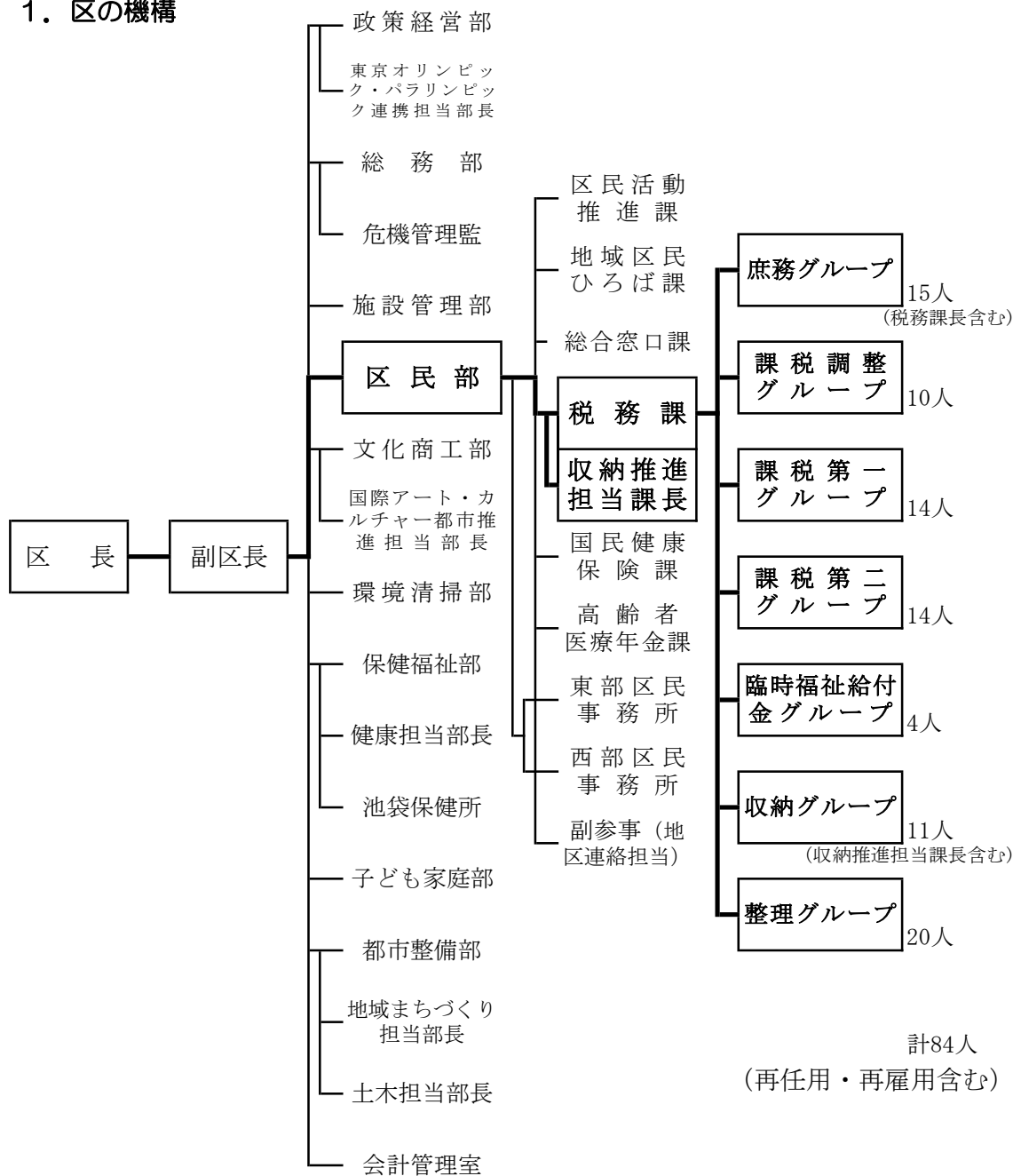
（単位：千円、件、戸）

	予 算		調 定			収 入			収納率
	当初予算額	戸数	調定額	件数	戸数	収入額	件数	戸数	
平成16年度	18,500	37	104,500	7	209	104,500	7	209	100%
平成17年度	37,500	75	458,000	29	916	458,000	29	916	100%
平成18年度	200,000	400	337,500	23	675	337,500	23	675	100%
平成19年度	200,000	400	279,500	20	559	279,500	20	559	100%
平成20年度	200,000	400	353,500	20	707	353,500	20	707	100%
平成21年度	180,000	360	228,000	13	456	223,000	13	446	98%
平成22年度	204,000	408	417,000	22	834	402,500	21	805	96.5%
平成23年度	230,000	460	383,000	19	766	383,000	19	766	100%
平成24年度	316,500	633	378,000	16	756	365,000	15	730	96.6%
平成25年度	300,000	600	569,000	23	1138	569,000	23	1138	100%
平成26年度	300,000	600	385,500	14	771	385,500	14	771	100%
平成27年度	300,000	600	426,500	23	853	420,500	22	841	98.6%
計	2,486,500	4,973	4,320,000	229	8,640	4,281,500	226	8,563	99.1%



Ⅶ 機 構 (平成28年8月1日基準)

1. 区の機構



教育委員会

教育長

選挙管理委員会

監査委員

区議会

(参考)

財団法人としま未来文化財団
 一般財団法人東京城北勤労者サービスセンター
 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団
 社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会
 公益社団法人豊島区シルバー人材センター
 医療法人財団豊島健康診査センター

2. 税務課分掌事務

◎庶務グループ

- ・ 特別区税及び都民税の調定及び統計に関すること
- ・ 納税普及及び納税貯蓄組合に関すること
- ・ 税制に関すること
- ・ 特別区たばこ税及び軽自動車税の賦課等に関すること
- ・ 特別区民税、都民税等の収納に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 特別区民税及び都民税及び軽自動車税の証明に関すること
- ・ 狭小住戸集合住宅税の賦課等に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 課内他の係に属しないこと及び課の庶務に関すること

◎課税調整・課税第一・課税第二グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の賦課に関すること
- ・ 狭小住戸集合住宅税の賦課等に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 特別区民税及び都民税の減免に関すること

◎収納グループ

- ・ 特別区税及び都民税の収納に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 特別徴収に係る納税相談に関すること
- ・ 受託及び嘱託に関すること（整理グループの所管に属するものを除く）
- ・ 狭小住戸集合住宅税の収納に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）

◎整理グループ

- ・ 特別区税及び都民税の普通徴収に係る収納に関すること
（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 特別区民税及び都民税の普通徴収に係る高額滞納・困難事案の収納・納税相談に関すること
- ・ 特別区民税及び都民税の特別徴収に係る収納・納付相談に関すること
（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 受託及び嘱託に関すること
- ・ 狭小住戸集合住宅税の収納に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）

◎臨時福祉給付金グループ

- ・ 臨時福祉給付金に関すること

Ⅷ その他

1. 税率の変遷

* []内は適用開始課税年度または適用開始譲渡期日

年 度		平 成 6 年 度						
均等割		区民税2500円（都700円）[昭和60年度から]						
所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		[平成3年度から]	
			税率	速算控除額	税率	速算控除額		
			160万円以下	3%	0円	2%		0円
			550万円以下	8%	80,000円	4%		110,000円
		550万円超	11%	245,000円				
特別区民税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×6%（都3%）				[平成5年度から]	
		市街化	原則廃止。ただし経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡について適用。 課税長期譲渡所得金額×5.8%（都2.2%）					
		優良住宅	課税長期譲渡所得金額×3.4%（都1.6%）				[平成4年度から]	
		居住用	課税長期譲渡所得金額					
		6000万円以下	2.7%（都1.3%）					
		6000万円を超える部分	3.4%（都1.6%）			[平成5年度から]		
	短期譲渡	一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (1)8%（都4%） (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額の110%相当額					
		軽減	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (1)4%（都2%） (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額					
		事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (1)8%（都4%） (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額					
		超短期事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額				[昭和62年10月の譲渡から創設]	
		(1)11%（都4%）		(2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額				
	株式等	課税株式等に係る譲渡所得金額×4%（都2%）				[平成元年4月の譲渡から創設]		
	特別減税	特別区民税所得割額の20%相当額を減税。（都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて20万円）					[平成6年度のみ]	
	非課税限度額（所得額）	[ABは平成6 Cは平成 元年度 から]	A 均等割	B 所得割	C 障害者・未成年者・老年者 寡婦(寡夫)			
			34万円×n+18万円*	34万円×n+30万円*	125万円			
			n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	1000円	50cc超90cc以下	1200円			
		90cc超	1600円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	2500円			
	2. 軽自動車	二輪	2400円	三輪	3100円			
		四輪	乗用自家用	7200円	乗用営業用	5500円		
			貨物用自家用	一般4000円	貨物用営業用	3000円		
			電気3600円					
		専ら雪上を走行するもの	一般2400円・電気2200円					
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	一般1600円 電気1400円						
	その他	一般4700円 電気4300円						
4. 二輪の小型自動車	4000円	[昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]						
たばこ税	消費税創設に伴い、たばこ消費税を改変し、平成元年度創設された。							
		区	都	国				
	一般品（千本あたり）	1997円	1129円	3126円				
	旧3級品（千本あたり）	948円	536円	1484円				
年 度	平 成 6 年 度							

*()内は根拠法令

年 度		平 成 7 年 度						
均等割		同 左 (区民税:地方税法第310条、都民税:地方税法第38条)						
所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		(区民税:地方税法第314条の2、都民税:地方税法第35条)	
			税率	速算控除額	税率	速算控除額		
			200万円以下	3%	0円	2%		0円
			700万円以下	8%	100,000円			
		700万円超	11%	310,000円	4%	140,000円		
特別区民税	長期譲渡	一 般	(一般)	同 左		(地方税法本法附則第34条)		
		市街化	(軽減)	廃 止 (平成7年度から)		(地方税法旧法附則第21条)		
		優良住宅	(特定)	同 左		(地方税法本法附則第34条の2)		
		居住用	(軽課)	同 左		(地方税法本法附則第34条の3)		
	短期譲渡	一 般		同 左		(地方税法本法附則第35条)		
		軽 減		同 左		(地方税法本法附則第35条)		
	事業・雑			同 左		(地方税法本法附則第33条の3)		
	超短期事業・雑			同 左		(地方税法旧法附則第33条の4)		
	株 式 等			同 左		(地方税法旧法附則第35条の2)		
	特別減税		特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて2万円)					
非課税限度額(所得額)			同 左		(地方税法第295条) (地方税法本法附則第3条の3) (地方税法第24条の5)			
軽自動車税			同 左		(地方税法第444条) 電気:(地方税法旧法附則第30条の2) (注) 電気自動車に係る税率の特例措置の廃止			
たばこ税			同 左		特別区たばこ税 (地方税法第468条・地方税法本法附則第30条の2) 都たばこ税 (地方税法第74条の5・地方税法本法附則第12条の2)			
年 度		平 成 7 年 度						

年 度		平 成 8 年 度		
特別区民税	均等割	3000円（都1000円）		
	所得割総合課税	同 左 ※給与所得控除の改正あり		
	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額	
			4000万円以下	5.5%（都2%）
			4000万円を超える部分	6%（都3%）
	優良住宅	同 左		
	居住用	同 左		
	短期譲渡	一 般	同 左	
		軽 減	同 左	
	事業・雑	同 左		
	超短期事業・雑	同 左		
	株式等	同 左		
特別減税	同 左			
非課税限度額（所得額）	同 左			
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平 成 8 年 度			

年 度		平 成 9 年 度						
均等割		同 左						
所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		(都から区への税源移譲)	
			税率	速算控除額	税率	速算控除額		
			200万円以下	3%	0円	2%		0円
			700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額						
		4000万円以下		4%		(都2%)		
		4000万円超8000万円以下の部分		5.5%		(都2%)		
長期譲渡	優良住宅	同 左						
	居住用	同 左						
所得割分離課税	短期譲渡	一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (都から区への税源移譲)					
		軽減	同 左					
所得割分離課税	事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (都から区への税源移譲)						
		(1)9%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額						
所得割分離課税	超短期事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (都から区への税源移譲)						
		(1)12%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額						
所得割分離課税	株式等	同 左						
	特別減税	なし						
所得割分離課税	非課税限度額(所得額)	同 左						
	軽自動車税	同 左						
たばこ税	都から区への税源移譲あり。消費税率改正(3%→5%)に伴うたばこ値上げ(9年4月)。							
			区	都	国			
	一般品 (千本あたり)		2434円	692円	3126円			
旧3級品 (千本あたり)		1155円	329円	1484円				
年 度	平 成 9 年 度							

年 度		平 成 10 年 度			
特別区民税	均等割	同 左			
	所得割総合課税	同 左			
	長期譲渡	一 般	同 左		
		優良住宅	課税長期譲渡所得金額		
			4000万円以下	3.4% (都1.6%)	
	4000万円を超える部分	4.0% (都2.0%)			
	居住用	同 左			
	短期譲渡	一 般	同 左		
		軽 減	同 左		
	事業・雑	同 左			
	超短期事業・雑	同 左			
	株式等	同 左			
特別減税	特別区民税・都民税所得割額から以下の金額を減税。(定額減税) 納税義務者本人 17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき 8,500円				
非課税限度額 (所得額)		A 均等割 35万円×n+18万円*	B 所得割 35万円×n+30万円*	C(障害者等)は同左	
n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左				
たばこ税	10年12月1日たばこ特別税創設。たばこ値上げ。旧国鉄及び林野事業の債務返済に使用。 すべて国の収入。 たばこ税(区・都・国)は同左				
		たばこ特別税			
	一般品 (千本あたり)	820円			
	旧3級品 (千本あたり)	389円			
年 度	平 成 10 年 度				

年 度		平成 11 年 度							
特別区民税	均等割	同 左							
	所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		(区民税の最高税率の減税)	
				税率	速算控除額	税率	速算控除額		
				200万円以下	3%	0円	2%		0円
				700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額					
				6000万円以下	4.0%(都2.0%)				
				6000万円を超える部分	5.5%(都2.0%)				
		長期譲渡	優良住宅	同 左					
			居住用	同 左 * 居住用財産の買替えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設					
短期譲渡		一 般	同 左						
		軽 減	同 左						
事業・雑		休 止 (平成11年度から)							
超短期事業・雑		廃 止 (平成11年度から)							
株式等		同 左							
特別減税	特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて4万円) ※11年度から定率の税額控除として位置づける。								
非課税限度額(所得額)	A(均等割)は同左		B 所得割 35万円×n+31万円*		C(障害者等)は同左				
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算							
軽自動車税	同 左								
たばこ税	11年5月1日から、国から区・都への税源移譲。たばこ値上げはなし。								
		区	都	国	たばこ特別税				
	一般品 (千本あたり)	2668円	868円	2716円	820円				
	旧3級品 (千本あたり)	1266円	413円	1289円	389円				
年 度	平成 11 年 度								

年 度		平 成 12・13 年 度			
特別区民税	均等割	同 左			
	所得割総合課税	同 左 参考：12年1月1日から、延滞金、還付加算金の 特例基準割合を創設した。 前年11月末の公定歩合+4% (ただし年7.3%以下に限る)			
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額×4%(都2%)	
			優良住宅	同 左	
			居住用	同 左	
	短期譲渡	一 般	同 左		
		軽 減	同 左		
	事業・雑	休 止			
	株式等	同 左			
	特別減税	同 左			
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	C(障害者等)は同左		
	35万円×n+19万円*	35万円×n+32万円*			
	n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平 成 12・13 年 度				

年 度		平成 14 年 度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左		
	長期譲渡	一 般	同 左	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一 般	同 左	
		軽 減	同 左	
	事業・雑	休 止		
	株式等	同 左	※1年超保有の上場株譲渡100万円控除制度新設 (13年10月1日以降の譲渡)	
	先物取引	商品先物取引に係る雑所得金額×4%(都2%)		(平成14年度創設) [地方税法本法附則第35条の4]
	特別減税	同 左		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割 35万円×n+24万円*	B 所得割 35万円×n+36万円*	C(障害者等)は同左
	n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算			
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 14 年 度			

* []内は適用開始課税年度

年 度		平成 15 年 度							
特別区民税	均等割	3000円(都1000円) [平成8年度から]							
	所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		[平成11年度から]	
				税率	速算控除額	税率	速算控除額		
				200万円以下	3%	0円	2%		0円
				700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
	特別区民税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×4%(都2%)				[平成12年度から]	
			優良住宅	課税長期譲渡所得金額				[平成10年度から]	
				4000万円以下	3.4%(都1.6%)				
				4000万円を超える部分	4.0%(都2.0%)				
		居住用	課税長期譲渡所得金額				[平成5年度から]		
6000万円以下			2.7%(都1.3%)	3.4%(都1.6%)					
短期譲渡		一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 [平成9年度から]						
		軽減	(1)または(2)のいずれかの多い金額 [少なくとも昭和57年度からこの税率]						
事業・雑		休 止 (平成11年度から)							
株式等		課税株式等に係る譲渡所得金額×4%(都2%) [平成2年度から]							
先物取引	商品先物取引に係る雑所得金額×4%(都2%) [平成14年度から]								
特別減税	特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて4万円) [平成11年度から定率の税額控除として位置づけ]								
非課税限度額(所得額)	[平成14年度から]	A 均等割	B 所得割	C 障害者・未成年者・高齢者 寡婦(寡夫)					
		35万円×n+24万円*	35万円×n+36万円*	125万円					
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算							
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	1000円	50cc超90cc以下	1200円				
		90cc超	1600円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	2500円				
	2. 軽自動車	二輪	2400円		三輪	3100円			
		四輪	乗用自家用	7200円	乗用営業用	5500円			
			貨物用自家用	4000円					
			貨物用営業用	3000円					
	専ら雪上を走行するもの	2400円							
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	1600円							
	その他	4700円							
4. 二輪の小型自動車	4000円	昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]							
たばこ税	15年7月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。								
			区	都	国	たばこ特別税			
	一般品 (千本あたり)		2977円	969円	3126円	820円			
旧3級品 (千本あたり)		1412円	461円	1484円	389円				
年 度	平成 15 年 度								

年 度		平 成 16 年 度			
特別区民税	均等割	同 左 不均一課税の一本化(区は増税なし)			
	所得割総合課税	同 左 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式等の配当所得等は原則源泉徴収で納税完了 総合課税の対象所得としない。16年度(15年中)は住民税非課税とし、 地方交付税特例加算で対応(区は無配当) (15年4月の配当から・個人大口株主を除く) ・ 三位一体改革として所得譲与税創設、区への分配は4億程度。 			
	長期譲渡	一般	同 左		
		優良住宅	同 左		
		居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左		
		軽減	同 左		
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式等	源泉分離課税の廃止・申告分離課税へ一本化、100万円控除の廃止、損失繰越制度導入 「特定口座」制度導入、「特定口座」利用者も住民税は源泉徴収されず本来の分離課税 上場株式等 課税株式等に係る譲渡所得金額×2%(都1%) 上記以外 従前通り 課税株式等に係る譲渡所得金額×4%(都2%)			
	先物取引	先物取引に係る雑所得金額×3.4%(都1.6%) * 有価証券先物取引を対象に加える、損失繰越制度の導入			
	特別減税	同 左			
	非課税限度額 (所得額)	物価下落による 生活保護基準 の減	A 均等割 35万円×n+22万円*	B 所得割 35万円×n+35万円*	C(障害者等)は同左
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算			
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平 成 16 年 度				

年 度		平成 17 年 度						
特別区民税	均等割	同 左	同居の妻の非課税措置の廃止(17年度は半額)					
	所得割総合課税	同 左	上場株式等の配当所得等は原則源泉徴収で納税完了 16年中所得からの源泉徴収の際の税率(区2%・都1%) 区へは配当割交付金として配分 配偶者特別控除(上乗せ分)の廃止					
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額×3.4%(都1.6%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用				
			優良住宅	従来あった特別控除等の併用は不可となった 課税長期譲渡所得金額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">2000万円以下</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">2.7%(都1.3%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(特別控除利用不可) 2000万円を超える部分</td> <td style="text-align: center;">3.4%(都1.6%)</td> </tr> </table> →従来あった特別控除等を利用する場合は、分離長期一般の課税扱いとする。 *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用		2000万円以下	2.7%(都1.3%)	(特別控除利用不可) 2000万円を超える部分
		2000万円以下	2.7%(都1.3%)					
		(特別控除利用不可) 2000万円を超える部分	3.4%(都1.6%)					
		居住用	同 左 *居住用財産の買替又は譲渡損失の損益通算及び繰越控除の制度延長・拡大					
		短期譲渡	一 般	課税短期譲渡所得金額×6%(都3%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用				
			軽 減	課税短期譲渡所得金額×3.4%(都1.6%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用				
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)						
	株式等	「特定口座」による住民税源泉徴収制度開始、区へは株式等譲渡所得割として配分 上場株式等 従前通り 課税株式等に係る譲渡所得金額×2%(都1%) 上記以外 課税株式等に係る譲渡所得金額×3.4%(都1.6%)						
	先物取引	同 左						
	特別減税	同 左						
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	C(障害者等)は同左					
	35万円×n+22万円*	35万円×n+35万円*						
	n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算							
軽自動車税	同 左							
たばこ税	同 左							
年 度	平成 17 年 度							

年 度		平 成 1 8 年 度			
特別区民税	均等割	同 左 同居の妻の全額課税化			
	所得割総合課税	同 左 老年者控除の廃止 公的年金等控除の見直し			
	長期譲渡	一般	同 左		
		優良住宅	同 左		
		居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左		
		軽減	同 左		
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式等	同 左 * 緊急投資優遇措置による(購入価格)1000万円非課税 (平成13年11月末から14年に購入し平成17年から19年譲渡)			
	先物取引	同 左			
	特別減税	定率減税の半減 特別区民税、都民税の所得割額の7.5%相当額を減税。 (ただし、限度額は都民税と合わせて2万円。)			
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		老年者非課税の廃止 ただし、2年経過措置(1年目)
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*			
n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左				
たばこ税	18年7月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。				
		区	都	国	たばこ特別税
	一般品 (千本あたり)	3298円	1074円	3552円	820円
旧3級品 (千本あたり)	1564円	511円	1686円	389円	
年 度	平 成 1 8 年 度				

年 度		平成 19 年 度				
均等割		同 左				
所得割総合課税		課税標準	税 率		人的控除額の差に基づく負担増の軽減措置 (1)合計課税所得金額が200万円以下の場合 一次の①、②のいずれか少ない金額の3%(都2%)を控除 ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額 (2)合計課税所得金額が200万円超の場合 一(人的控除額の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円))× 3%(都2%)を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は1,500円。(都1,000円)	
			特別区民税	都民税		
		一律	6%	4%		
		*所得税から住民税への税源委譲(税率10%化)		【平成20年度実施経過措置】税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置で実際に減額する年度が19年度課税分である		
特別区民税	所得割分離課税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×3%(都2%) 税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置		
			優良住宅	課税長期譲渡所得金額	2,000万円以下	2.4%(都1.6%)
		居住用	課税長期譲渡所得金額	2,000万円超の部分	3%(都2%)	
			課税長期譲渡所得金額	6,000万円以下	2.4%(都1.6%)	
	短期譲渡	一般	課税短期譲渡所得金額×5.4%(都3.6%)			
		軽減	課税短期譲渡所得金額×3%(都2%)			
	事業・雑	休 止(平成11年度から) ※課税事業所得等の金額×7.2%(都4.8%)				
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)			
その他		課税株式等に係る譲渡所得金額×3%(都2%)				
先物取引	先物取引に係る雑所得金額×3%(都2%)					
配当控除	配当の種類 利益の配当、剰余金の配当・分配、 特定株式投資信託・特定投資信託の収益・分配 特定株式投資信託以外の 証券投資信託の収益分配 一般外貨建証券投資信託の収益分配	課税総所得金額1,000万円以下の部分	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
		課税総所得金額1,000万円超の部分	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
外国税額控除	区民税控除限度額	国税の控除限度額の100分の18				
	都民税控除限度額	国税の控除限度額の100分の12				
特別減税	定率減税の廃止					
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		高齢者非課税の廃止 ただし、2年の経過措置(2年目)		
	35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*				
	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左					
たばこ税	同 左					
年 度	平成 19 年 度					

年 度		平 成 20 年 度			
特別区民税	均等割	同 左			
	所得割総合課税		同 左	○住宅ローン控除の創設(平成20年度分から28年度分について適用) 税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除の限度額まで控除出来ない場合の軽減措置。 ○税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置(平成19年度課税分を減額) ○地震保険料控除を創設(地震保険料の2分の1、上限2万5千円)。損害保険料控除を廃止し改組したもの。 (ただし、平成18年度末までに結んだ長期損害保険契約に係る保険料については改正前の損害保険料控除を適用する経過措置あり。)	
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左	
			優良住宅	同 左	
			居住用	同 左	
		短期譲渡	一 般	同 左	
			軽 減	同 左	
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
		株式等	同 左		
	先物取引	同 左			
	特別減税	な し			
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*		
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平 成 20 年 度				

年 度		平 成 2 1 年 度			
特別区民税	均等割		同 左		
	所得割総合課税		同 左	<ul style="list-style-type: none"> ○寄付金税制の拡充(平成20年中の寄付金から適用) ・控除方式を所得控除から税額控除に改める。 ・控除対象寄付金の上限額を総所得金額等の25%→30%へ引上。 ・適用下限額10万円→5千円へ引下。 ・都道府県・市区町村に対する寄付金の適用下限額を超える部分については基本控除に加え、所得割の1割を限度として控除。 ・所得税対象寄付金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定した寄付金を控除対象とする制度創設。 ○公的年金からの特別徴収開始。(平成21年10月支給分から) 	
		長期譲渡	一 般	同 左	○土地等の長期譲渡所得に係る特別控除創設 平成20・21年中に取得した土地を譲渡した場合(所有期間5年超のものに限定)、1千万円の所得控除を適用。
	優良住宅		同 左		
	居住用		同 左		
	所得割分離課税	短期譲渡	一 般	同 左	
			軽 減	同 左	
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
		株式等	同 左		
		先物取引	同 左		
		特別減税	な し		
		非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	
			35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	
		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算			
	軽自動車税	同 左			
	たばこ税	同 左			
年 度		平 成 2 1 年 度			

年 度		平成 22 年 度					
特別区民税	均等割	同 左					
	所得割総合課税		同 左	○住宅借入金等特別税額控除の創設(平成21年～25年までの入居者) ①所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の5%(上限9.75万円) →①②のいずれか小さい額 ※申告不要			
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左	○土地等の長期譲渡所得に係る特別控除創設 平成21・22年中に取得した土地を譲渡した場合(所有期間5年超のものに限定)、1千万円の所得控除を適用。		
			優良住宅	同 左			
			居住用	同 左			
		短期譲渡	一 般	同 左			
			軽 減	同 左			
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
		株式等	同 左				
	先物取引	同 左					
	特別減税	なし					
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割				
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算		
軽自動車税	同 左						
たばこ税	22年10月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。						
		区	都	国	たばこ特別税	計	
	一般品 (千本あたり)	4,618円	1,504円	5,302円	820円	12,244円	
旧3級品 (千本あたり)	2,190円	716円	2,517円	389円	5,812円		
年 度	平成 22 年 度						

年 度		平成 23 年 度			
特別区民税	均等割		同 左		
	所得割総合課税			同 左	
		長期譲渡	一 般	同 左	
	優良住宅		同 左		
	居住用		同 左		
	所得割分離課税	短期譲渡	一 般	同 左	
			軽 減	同 左	
	事業・雑		休 止 (平成11年度から)		
	株式等		同 左		
	先物取引		同 左		
	特別減税		な し		
	非課税限度額 (所得額)		A 均等割	B 所得割	
			35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税		同 左			
たばこ税		同 左			
年 度		平成 23 年 度			

年 度		平成 24 年度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 ○扶養控除の廃止等について ・16歳未満の扶養親族(年少扶養控除)の扶養控除が廃止(33万円→0円) ・16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ分が廃止(45万円→33万円) ○寄附金税額控除の控除適用下限額の変更について ・控除適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられ、2,000円を超える部分が控除の対象に拡大されました。		
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左
			優良住宅	同 左
			居住用	同 左
		短期譲渡	一 般	同 左
			軽 減	同 左
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)	
		株 式	上場株 その他	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)※軽減税率の延長 H25.12.31まで
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 24 年度			

年 度		平成 25 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左 ○退職所得控除額の縮減について ・退職所得に係る所得割額から10%を税額控除する措置を廃止。 ・勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止（ともに平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等より適用） ○介護医療保険料控除の創設 ・平成24年1月1日以降契約した生命保険については、これまでの一般生命保険料控除と個人年金保険料控除の他に、介護医療保険料控除が創設されました。控除限度額はそれぞれ28,000円で、合計適用限度額は70,000円に変更なし。				
	所得割分離課税	長期譲渡	一般	同 左		
			優良住宅	同 左		
			居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 （平成11年度から）				
	株式	上場株 その他	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%（都1.2%）※軽減税率の延長 H25.12.31まで			
	先物取引	同 左				
	特別減税	なし				
	非課税限度額 （所得額）	A 均等割	B 所得割			
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*			
	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左					
たばこ税	都から区への税源移譲。25年4月売渡分より。（法人実効税率引き下げによる都区間の財源調整。）					
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品（千本あたり）	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円
旧3級品（千本あたり）	2,495円	411円	2,517円	389円	5,812円	
年 度	平成 25 年 度					

年 度		平成 26 年度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 ○給与所得控除額の上限定 ・給与所得控除に上限額が設定され、給与収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額は245万円固定される。 ○均等割額の変更 ・東日本大震災を踏まえ、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの間、均等割額が特別区民税・都民税合わせて1,000円加算となる。 (区民税3,000→3,500円、都民税1,000→1,500円)		
	長期譲渡	一般	同 左	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一般	同 左	
		軽減	同 左	
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
	株式	上場株 その他	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)※軽減税率の延長 H25.12.31まで ※平成27年度課税から区3.0%(都2.0%)	
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割 35万円×n+21万円*	B 所得割 35万円×n+32万円*	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 26 年度			

年 度		平成 27 年度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 ○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充 ・適用期限を平成29年12月31日まで4年間延長。平成26年4月から平成29年12月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。		
	長期譲渡	一 般	同 左	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一 般	同 左	
		軽 減	同 左	
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×3%(都2%)	
		その他		
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*		
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 27 年度			

年 度		平 成 28 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左 ○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充 ・適用期限を平成31年6月30日まで延長。平成26年4月から平成31年6月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。 ○ふるさと納税 ・特例控除の控除限度額の引き上げ(調整控除後の所得割額の2割) ・ワンストップ特例制度の創設 ○住民税の年金からの特別徴収制度の見直し ・翌年度の仮徴収税額の見直し(29年4月引き落とし分から) ・特別徴収の中止条件の見直し(28年10月から)				
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左		
			優良住宅	同 左		
			居住用	同 左		
	短期譲渡	一 般	同 左			
		軽 減	同 左			
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
先物取引	同 左					
特別減税	なし					
非課税限度額 (所得額)	A 均等割		B 所得割			
	35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*			
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算						
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	2,000円	50cc超90cc以下	2,000円	
		90cc超	2,400円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	3,700円	
	2. 軽自動車	二輪	3,600円	三輪	3,900円	
		四輪	乗用自家用※1	10,800円	乗用営業用※1	6,900円
			貨物用自家用※1	5,000円	貨物用営業用※1	3,800円
専ら雪上を走行するもの	3,600円					
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円				
	その他	5,900円				
4. 二輪の小型自動車	6,000円	[昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]				
※1平成27年4月2日以降に最初の新規検査を受けるものは、平成28年度から新税額が適用。						
たばこ税	28年4月より旧3級品のたばこ税率改定。手持ち品課税実施(平成31年まで段階的に実施)。					
		区	都	国	たばこ特別税 計	
	一般品 (千本あたり)	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円
旧3級品 (千本あたり)	2,925円	481円	2,950円	456円	6,812円	
年 度	平 成 28 年 度					

◎ 所得税及び住民税における所得控除等一覧

(単位:万円)

年度 区分		所得税	元~4	5~6	7~9	10	11	12~15	16	17~22	23~27
		住民税	2~5	6~7	8~10	11	12	13~16	17	18~23	24~28
所得税	本人	基礎控除	35	35	38	38	38	38	38	38	38
	配偶者	一般	35	35	38	38	38	38	38	38	38
		同居特別障害	65	65	68	73	73	73	73	73	(*5)38
		老人	45	45	48	48	48	48	48	48	48
		同居特別障害	75	75	78	83	83	83	83	83	(*5)48
		配偶者特別	35	35	38	38	38	38	38	(*2)38	38
	扶養	一般	35	35	38	38	(*1)38	38	38	38	(*4)38
		同居特別障害	65	65	68	73	(*1)73	73	73	73	(*5)38
		特定	45	50	53	58	63	63	63	63	(*6)63
		同居特別障害	75	80	83	93	98	98	98	98	(*5)63
		老人	45	45	48	48	48	48	48	48	48
		同居特別障害	75	75	78	83	83	83	83	83	(*5)48
		同居老親等	55	55	58	58	58	58	58	58	58
		特別障害	85	85	88	93	93	93	93	93	(*5)58
	障害者	普通障害	27	27	27	27	27	27	27	27	27
		特別障害	35	35	35	40	40	40	40	40	(*5)75
老年者		50	50	50	50	50	50	50	50	(*3)0	0
寡婦(夫)・勤労学生		27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
特別寡婦		35	35	35	35	35	35	35	35	35	35

- *1) 11所得税課税年度のみ年少扶養控除創設 各10万円増
- *2) 16以降配偶者特別控除は配偶者控除上乘せを廃止
- *3) 17課税年度から老年者控除廃止
- *4) 年少扶養親族(~15歳)に対する扶養控除(38万円)を廃止
- *5) *4)に伴い、扶養控除または配偶者控除に加算されていた同居特別障害加算の金額(35万円)を特別障害者控除の額に加算
- *6) 16~18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)を廃止

年度 区分		所得税	元	2~4	5	6~9	10	11~15	16	17~22	23~27
		住民税	2	3~5	6	7~10	11	12~16	17	18~23	24~28
住民税	本人	基礎控除	30	31	31	33	33	33	33	33	33
	配偶者	一般	30	31	31	33	33	33	33	33	33
		同居特別障害	51	52	52	54	56	56	56	56	(*4)33
		老人	35	36	36	38	38	38	38	38	38
		同居特別障害	56	57	57	59	61	61	61	61	(*4)38
		配偶者特別	30	31	31	33	33	33	33	(*1)33	33
	扶養	一般	30	31	31	33	33	33	33	33	(*3)33
		同居特別障害	51	52	52	54	56	56	56	56	(*4)33
		特定	35	36	39	41	43	45	45	45	(*5)45
		同居特別障害	56	57	60	62	66	68	68	68	(*4)45
		老人	35	36	36	38	38	38	38	38	38
		同居特別障害	56	57	57	59	61	61	61	61	(*4)38
		同居老親等	42	43	43	45	45	45	45	45	45
		特別障害	63	64	64	66	68	68	68	68	(*4)45
	障害者	普通障害	26	26	26	26	26	26	26	26	26
		特別障害	28	28	28	28	30	30	30	30	(*4)53
老年者		48	48	48	48	48	48	48	48	(*2)0	0
寡婦(夫)・勤労学生		26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
特別寡婦		30	30	30	30	30	30	30	30	30	30

- *1) 17以降配偶者特別控除は配偶者控除上乘せを廃止
- *2) 18課税年度から老年者控除廃止
- *3) 年少扶養親族(~15歳)に対する扶養控除(33万円)を廃止
- *4) *3)に伴い、扶養控除または配偶者控除に加算されていた同居特別障害加算の金額(23万円)を特別障害者控除の額に加算
- *5) 16~18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止

2. 23区の状況

(1) 特別区税徴収実績調（平成28年5月末）・・・平成27年度決算

	特別区民税			軽自動車税			特別区たばこ税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
千代田	13,778,756	13,455,542	97.65	24,127	22,608	93.70	3,957,338	3,957,338	100.00
中央	23,555,757	22,142,028	94.00	54,030	47,974	88.79	3,135,387	3,135,387	100.00
港	68,307,657	64,778,902	94.83	64,049	53,714	83.86	6,432,382	6,432,382	100.00
新宿	40,008,344	37,992,311	94.96	94,474	76,293	80.76	5,349,678	5,349,678	100.00
文京	30,193,466	29,719,636	98.43	49,203	46,234	93.97	1,209,196	1,209,196	100.00
台東	17,609,481	16,904,553	96.00	61,983	53,361	86.09	3,569,009	3,569,012	100.00
墨田	20,800,274	20,162,160	96.93	84,848	81,351	95.88	2,331,024	2,331,024	100.00
江東	44,746,751	43,629,220	97.50	139,756	127,702	91.37	4,139,804	4,139,804	100.00
品川	41,593,339	40,827,655	98.16	98,782	93,305	94.46	3,521,551	3,521,551	100.00
目黒	42,538,528	40,829,759	95.98	74,275	58,562	78.84	2,934,056	2,934,056	100.00
大田	68,261,455	65,927,793	96.58	257,214	233,943	90.95	5,409,093	5,393,590	99.71
世田谷	116,839,700	110,593,235	94.65	281,344	235,896	83.85	4,661,502	4,661,502	100.00
渋谷	44,724,836	42,767,701	95.62	65,479	54,001	82.47	3,828,668	3,828,668	100.00
中野	32,328,022	30,138,235	93.23	91,113	78,610	86.28	2,118,108	2,118,108	100.00
杉並	61,397,599	58,522,442	95.32	155,095	133,698	86.20	2,994,615	2,994,615	100.00
豊島	28,443,350	27,100,249	95.28	70,776	63,281	89.41	3,535,425	3,535,425	100.00
北	25,968,416	24,903,084	95.90	98,493	90,856	92.25	2,293,613	2,293,613	100.00
荒川	15,653,926	14,536,383	92.86	60,297	55,720	92.41	1,515,165	1,515,165	100.00
板橋	42,623,555	39,854,020	93.50	212,841	183,545	86.24	3,768,010	3,768,010	100.00
練馬	63,560,951	60,192,262	94.70	293,266	262,467	89.50	3,749,109	3,749,109	100.00
足立	44,696,240	40,864,574	91.43	409,017	352,149	86.10	5,250,682	5,250,682	100.00
葛飾	30,790,320	28,711,805	93.25	208,997	186,756	89.36	3,391,332	3,391,332	100.00
江戸川	48,583,576	46,131,884	94.95	295,485	280,276	94.85	4,951,118	4,951,118	100.00
計	967,004,299	920,685,433	95.21	3,244,944	2,872,302	88.52	84,045,865	84,030,365	99.98

入湯税・・区内にも日帰り鉱泉浴場はあるが、利用料金が1200円（税抜）以下のため、課税免除である。
 鉱山税・・区内には鉱物の掘採事業場がない。（大田区には多摩川の砂利を採取する事業場がある）

（単位：千円、％）

入 湯 税			鉱 産 税			法 定 5 税 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
0	0					17,760,221	17,435,488	98.17	千代田
2,123	2,123	100.00				26,747,297	25,327,512	94.69	中 央
2,958	2,958	100.00				74,807,046	71,267,956	95.27	港
15,411	15,411	100.00				45,467,907	43,433,693	95.53	新 宿
30,054	30,054	100.00				31,481,919	31,005,120	98.49	文 京
3,477	3,477	100.00				21,243,950	20,530,403	96.64	台 東
14,117	14,117	100.00				23,230,263	22,588,652	97.24	墨 田
81,610	81,610	100.00				49,107,921	47,978,336	97.70	江 東
0	0					45,213,672	44,442,511	98.29	品 川
0	0					45,546,859	43,822,377	96.21	目 黒
14,258	14,258	100.00				73,942,020	71,569,584	96.79	大 田
2,608	2,608	100.00				121,785,154	115,493,241	94.83	世田谷
0	0					48,618,983	46,650,370	95.95	澁 谷
0	0					34,537,243	32,334,953	93.62	中 野
13,318	13,318	100.00				64,560,627	61,664,073	95.51	杉 並
0	0					32,049,551	30,698,955	95.79	豊 島
0	0					28,360,522	27,287,553	96.22	北
0	0					17,229,388	16,107,268	93.49	荒 川
1,018	1,018	100.00				46,605,424	43,806,593	93.99	板 橋
27,845	27,845	100.00				67,631,171	64,231,683	94.97	練 馬
0	0					50,355,939	46,467,405	92.28	足 立
7,669	7,669	100.00				34,398,318	32,297,562	93.89	葛 飾
38,801	38,801	100.00				53,868,980	51,402,079	95.42	江 戸 川
255,267	255,267	100.00	0	0		1,054,550,375	1,007,843,367	95.57	計

23区の状況 27年度決算

	特 別 区 民 税								
	現 年 度 分			過 年 度 分			小 計		
	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合
千代田	13,378,289	13,270,385	99.19	75,669	67,593	89.33	13,453,958	13,337,978	99.14
中央	21,981,600	21,623,999	98.37	116,173	100,610	86.60	22,097,773	21,724,609	98.31
港	64,172,404	63,214,529	98.51	535,454	472,731	88.29	64,707,858	63,687,260	98.42
新宿	37,743,844	37,035,272	98.12	266,356	232,632	87.34	38,010,200	37,267,904	98.05
文京	29,479,132	29,330,616	99.50	192,692	177,514	92.12	29,671,824	29,508,130	99.45
台東	16,787,050	16,566,081	98.68	95,504	85,607	89.64	16,882,554	16,651,688	98.63
墨田	20,064,687	19,765,578	98.51	86,306	65,538	75.94	20,150,993	19,831,116	98.41
江東	43,349,999	42,957,720	99.10	192,776	169,749	88.06	43,542,775	43,127,469	99.05
品川	40,552,035	40,164,980	99.05	218,853	192,261	87.85	40,770,888	40,357,241	98.99
目黒	40,601,622	40,074,760	98.70	260,514	234,676	90.08	40,862,136	40,309,436	98.65
大田	65,206,046	64,467,560	98.87	327,444	287,762	87.88	65,533,490	64,755,322	98.81
世田谷	110,064,938	108,289,946	98.39	577,560	485,991	84.15	110,642,498	108,775,937	98.31
渋谷	42,385,670	41,804,969	98.63	273,051	249,573	91.40	42,658,721	42,054,542	98.58
中野	29,886,684	29,260,839	97.91	210,197	173,602	82.59	30,096,881	29,434,441	97.80
杉並	58,338,711	57,450,938	98.48	310,724	229,776	73.95	58,649,435	57,680,714	98.35
豊島	26,899,860	26,450,901	98.33	145,444	131,396	90.34	27,045,304	26,582,297	98.29
北	24,732,723	24,325,820	98.35	101,400	83,196	82.05	24,834,123	24,409,016	98.29
荒川	14,389,040	14,102,096	98.01	91,699	69,614	75.92	14,480,739	14,171,710	97.87
板橋	39,647,543	38,780,221	97.81	214,299	166,462	77.68	39,861,842	38,946,683	97.70
練馬	59,831,510	58,750,177	98.19	249,330	196,372	78.76	60,080,840	58,946,549	98.11
足立	40,639,547	39,587,243	97.41	192,638	140,440	72.90	40,832,185	39,727,683	97.30
葛飾	28,530,511	27,828,681	97.54	142,219	98,890	69.53	28,672,730	27,927,571	97.40
江戸川	45,467,504	44,816,495	98.57	250,919	182,263	72.64	45,718,423	44,998,758	98.43
計	914,130,949	899,919,806	98.45	5,127,221	4,294,248	83.75	919,258,170	904,214,054	98.36

(単位：千円、%)

滞 納 繰 越 分			合 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
324,798	117,564	36.20	13,778,756	13,455,542	97.65	
1,457,984	417,419	28.63	23,555,757	22,142,028	94.00	中央
3,599,799	1,091,642	30.33	68,307,657	64,778,902	94.83	港
1,998,144	724,407	36.25	40,008,344	37,992,311	94.96	新宿
521,642	211,506	40.55	30,193,466	29,719,636	98.43	文京
726,927	252,865	34.79	17,609,481	16,904,553	96.00	台東
649,281	331,044	50.99	20,800,274	20,162,160	96.93	墨田
1,203,976	501,751	41.67	44,746,751	43,629,220	97.50	江東
822,451	470,414	57.20	41,593,339	40,827,655	98.16	品川
1,676,392	520,323	31.04	42,538,528	40,829,759	95.98	目黒
2,727,965	1,172,471	42.98	68,261,455	65,927,793	96.58	大田
6,197,202	1,817,298	29.32	116,839,700	110,593,235	94.65	世田谷
2,066,115	713,159	34.52	44,724,836	42,767,701	95.62	渋谷
2,231,141	703,794	31.54	32,328,022	30,138,235	93.23	中野
2,748,164	841,728	30.63	61,397,599	58,522,442	95.32	杉並
1,398,046	517,952	37.05	28,443,350	27,100,249	95.28	豊島
1,134,293	494,068	43.56	25,968,416	24,903,084	95.90	北
1,173,187	364,673	31.08	15,653,926	14,536,383	92.86	荒川
2,761,713	907,337	32.85	42,623,555	39,854,020	93.50	板橋
3,480,111	1,245,713	35.80	63,560,951	60,192,262	94.70	練馬
3,864,055	1,136,891	29.42	44,696,240	40,864,574	91.43	足立
2,117,590	784,234	37.03	30,790,320	28,711,805	93.25	葛飾
2,865,153	1,133,126	39.55	48,583,576	46,131,884	94.95	江戸川
47,746,129	16,471,379	34.50	967,004,299	920,685,433	95.21	計

23区の状況 27年度決算

	軽自動車税								
	現年度分			過年度分			小計		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
千代田	22,745	22,274	97.93	21	19	90.48	22,766	22,293	97.92
中央	48,428	47,129	97.32	14	7	50.00	48,442	47,136	97.30
港	54,422	52,260	96.03	97	71	73.20	54,519	52,331	95.99
新宿	78,475	73,778	94.01	48	48	100.00	78,523	73,826	94.02
文京	43,299	42,608	98.40	138	110	79.71	43,437	42,718	98.34
台東	53,805	51,708	96.10	5	5	100.00	53,810	51,713	96.10
墨田	80,932	79,282	97.96	8	7	87.50	80,940	79,289	97.96
江東	127,596	125,034	97.99	240	213	88.75	127,836	125,247	97.97
品川	93,531	91,021	97.32	11	11	100.00	93,542	91,032	97.32
目黒	60,359	56,750	94.02	36	27	75.00	60,395	56,777	94.01
大田	232,434	225,971	97.22	107	97	90.65	232,541	226,068	97.22
世田谷	239,581	228,198	95.25	318	224	70.44	239,899	228,422	95.22
渋谷	53,606	51,313	95.72	139	99	71.22	53,745	51,412	95.66
中野	80,637	76,768	95.20	109	109	100.00	80,746	76,877	95.21
杉並	135,949	130,741	96.17	36	22	61.11	135,985	130,763	96.16
豊島	63,705	61,835	97.06	191	158	82.72	63,896	61,993	97.02
北	91,281	88,716	97.19	53	52	98.11	91,334	88,768	97.19
荒川	55,818	54,224	97.14	9	9	100.00	55,827	54,233	97.14
板橋	187,449	179,036	95.51	154	147	95.45	187,603	179,183	95.51
練馬	264,337	256,148	96.90	140	67	47.86	264,477	256,215	96.88
足立	359,444	344,394	95.81	180	160	88.89	359,624	344,554	95.81
葛飾	188,199	181,011	96.18	296	264	89.19	188,495	181,275	96.17
江戸川	278,347	274,875	98.75	856	406	47.43	279,203	275,281	98.60
計	2,894,379	2,795,074	96.57	3,206	2,332	72.74	2,897,585	2,797,406	96.54

(単位：千円、%)

軽 自 動 車 税						
滞 納 繰 越 分			合 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
1,361	315	23.14	24,127	22,608	93.70	千代田
5,588	838	15.00	54,030	47,974	88.79	中央
9,530	1,383	14.51	64,049	53,714	83.86	港
15,951	2,467	15.47	94,474	76,293	80.76	新宿
5,766	3,516	60.98	49,203	46,234	93.97	文京
8,173	1,648	20.16	61,983	53,361	86.09	台東
3,908	2,062	52.76	84,848	81,351	95.88	墨田
11,920	2,455	20.60	139,756	127,702	91.37	江東
5,240	2,273	43.38	98,782	93,305	94.46	品川
13,880	1,785	12.86	74,275	58,562	78.84	目黒
24,673	7,875	31.92	257,214	233,943	90.95	大田
41,445	7,474	18.03	281,344	235,896	83.85	世田谷
11,734	2,589	22.06	65,479	54,001	82.47	渋谷
10,367	1,733	16.72	91,113	78,610	86.28	中野
19,110	2,935	15.36	155,095	133,698	86.20	杉並
6,880	1,288	18.72	70,776	63,281	89.41	豊島
7,159	2,088	29.17	98,493	90,856	92.25	北
4,470	1,487	33.27	60,297	55,720	92.41	荒川
25,238	4,362	17.28	212,841	183,545	86.24	板橋
28,789	6,252	21.72	293,266	262,467	89.50	練馬
49,393	7,595	15.38	409,017	352,149	86.10	足立
20,502	5,481	26.73	208,997	186,756	89.36	葛飾
16,282	4,995	30.68	295,485	280,276	94.85	江戸川
347,359	74,896	21.56	3,244,944	2,872,302	88.52	計

23区の状況 27年度決算

	特 別 区 た ば こ 税								
	現 年 度 分			過 年 度 分			小 計		
	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合
千代田	3,957,338	3,957,338	100.00	0	0		3,957,338	3,957,338	100.00
中央	3,135,308	3,135,308	100.00	79	79	100.00	3,135,387	3,135,387	100.00
港	6,431,955	6,431,955	100.00	427	427	100.00	6,432,382	6,432,382	100.00
新宿	5,349,478	5,349,478	100.00	200	200	100.00	5,349,678	5,349,678	100.00
文京	1,209,196	1,209,196	100.00	0	0		1,209,196	1,209,196	100.00
台東	3,569,009	3,569,012	100.00	0	0		3,569,009	3,569,012	100.00
墨田	2,331,024	2,331,024	100.00	0	0		2,331,024	2,331,024	100.00
江東	4,139,804	4,139,804	100.00	0	0		4,139,804	4,139,804	100.00
品川	3,521,551	3,521,551	100.00	0	0		3,521,551	3,521,551	100.00
目黒	2,934,056	2,934,056	100.00	0	0		2,934,056	2,934,056	100.00
大田	5,394,243	5,392,059	99.96	31	31	100.00	5,394,274	5,392,090	99.96
世田谷	4,661,502	4,661,502	100.00	0	0		4,661,502	4,661,502	100.00
渋谷	3,828,083	3,828,083	100.00	585	585	100.00	3,828,668	3,828,668	100.00
中野	2,118,108	2,118,108	100.00	0	0		2,118,108	2,118,108	100.00
杉並	2,994,615	2,994,615	100.00	0	0		2,994,615	2,994,615	100.00
豊島	3,535,388	3,535,388	100.00	37	37	100.00	3,535,425	3,535,425	100.00
北	2,293,532	2,293,532	100.00	81	81	100.00	2,293,613	2,293,613	100.00
荒川	1,514,400	1,514,400	100.00	765	765	100.00	1,515,165	1,515,165	100.00
板橋	3,768,010	3,768,010	100.00	0	0		3,768,010	3,768,010	100.00
練馬	3,749,109	3,749,109	100.00	0	0		3,749,109	3,749,109	100.00
足立	5,250,673	5,250,673	100.00	9	9	100.00	5,250,682	5,250,682	100.00
葛飾	3,391,332	3,391,332	100.00	0	0		3,391,332	3,391,332	100.00
江戸川	4,951,118	4,951,118	100.00	0	0		4,951,118	4,951,118	100.00
計	84,028,832	84,026,651	100.00	2,214	2,214	100.00	84,031,046	84,028,865	100.00

(単位：千円、%)

特 別 区 た ば こ 税						
滞 納 繰 越 分			合 計			
調 定 額	収 入 額	収入 歩合	調 定 額	収 入 額	収入 歩合	
0	0		3,957,338	3,957,338	100.00	千代田
0	0		3,135,387	3,135,387	100.00	中央
0	0		6,432,382	6,432,382	100.00	港
0	0		5,349,678	5,349,678	100.00	新宿
0	0		1,209,196	1,209,196	100.00	文京
0	0		3,569,009	3,569,012	100.00	台東
0	0		2,331,024	2,331,024	100.00	墨田
0	0		4,139,804	4,139,804	100.00	江東
0	0		3,521,551	3,521,551	100.00	品川
0	0		2,934,056	2,934,056	100.00	目黒
14,819	1,500	10.12	5,409,093	5,393,590	99.71	大田
0	0		4,661,502	4,661,502	100.00	世田谷
0	0		3,828,668	3,828,668	100.00	渋谷
0	0		2,118,108	2,118,108	100.00	中野
0	0		2,994,615	2,994,615	100.00	杉並
0	0		3,535,425	3,535,425	100.00	豊島
0	0		2,293,613	2,293,613	100.00	北
0	0		1,515,165	1,515,165	100.00	荒川
0	0		3,768,010	3,768,010	100.00	板橋
0	0		3,749,109	3,749,109	100.00	練馬
0	0		5,250,682	5,250,682	100.00	足立
0	0		3,391,332	3,391,332	100.00	葛飾
0	0		4,951,118	4,951,118	100.00	江戸川
14,819	1,500	10.12	84,045,865	84,030,365	99.98	計

(2) 23区各区の人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額（平成26年度決算）

※23区の納税義務者数については、現時点(平成28年9月現在)では総務省調査の集計が完了していないため、本表については、平成26年度決算数値を利用している。なお、豊島区分については、下表に26年度決算数値を載せているので、比較参照されたい。

26決算・23区								
	人口(人) 26年1月1日			納税義務者(人)				
	住民基本台帳 (A1)	外国人登録 (A2)	合計 (A)	普通徴収分	特別徴収分 (年金特徴分含む)	計	うち重複分	実質納税 義務者(B)
千代田	51,703	2,457	54,160	20,888	23,232	44,120	6,026	38,094
中央	127,694	4,916	132,610	38,279	54,893	93,172	10,665	82,507
港	217,233	18,104	235,337	70,514	79,435	149,949	15,089	134,860
新宿	289,961	34,121	324,082	72,954	109,519	182,473	3,771	178,702
文京	197,171	7,087	204,258	56,068	77,264	133,332	17,025	116,307
台東	174,990	12,802	187,792	50,266	61,978	112,244	10,841	101,403
墨田	245,318	9,309	254,627	58,047	90,312	148,359	13,777	134,582
江東	465,908	21,234	487,142	100,374	180,566	280,940	22,147	258,793
品川	358,315	10,446	368,761	92,560	120,805	213,365	0	213,365
目黒	260,397	6,982	267,379	69,855	103,256	173,111	15,575	157,536
大田	682,871	18,545	701,416	132,063	237,265	369,328	15,246	354,082
世田谷	852,707	14,845	867,552	235,730	279,306	515,036	44,447	470,589
渋谷	205,785	8,880	214,665	68,738	71,430	140,168	12,071	128,097
中野	302,716	10,949	313,665	81,563	104,331	185,894	6,721	179,173
杉並	532,247	10,709	542,956	125,129	203,852	328,981	22,361	306,620
豊島	252,110	19,533	271,643	72,673	83,810	156,483	6,299	150,184
北	320,165	14,558	334,723	82,571	110,080	192,651	18,324	174,327
荒川	192,076	15,559	207,635	47,325	66,821	114,146	10,389	103,757
板橋	523,326	16,714	540,040	120,559	175,553	296,112	16,538	279,574
練馬	704,354	12,858	717,212	165,784	237,447	403,231	41,775	361,456
足立	647,869	22,516	670,385	139,904	188,612	328,516	11,791	316,725
葛飾	434,220	13,966	448,186	86,366	138,572	224,938	8,529	216,409
江戸川	652,620	23,496	676,116	118,796	219,261	338,057	10,855	327,202
計	8,691,756	330,586	9,022,342	2,107,006	3,017,600	5,124,606	340,262	4,784,344

※ 豊島区の人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額（平成27年度決算）

27決算・豊島区								
	人口(人) 27年1月1日			納税義務者(人)				
	住民基本台帳 (A1)	外国人登録 (A2)	合計 (A)	普通徴収分	特別徴収分	計	うち重複分	実質納税 義務者(B)
豊島	253,891	21,616	275,507	70,874	89,085	159,959	6,615	153,344

* 「5税」とは、特別区民税・軽自動車税・特別区たばこ税・入湯税・鉱山税。

課税額 (千円)		区民1人当り課税額 (円)		納税義務者1人当り(円)	
特別区税5税計(C)	特別区民税(現年度)(D)	特別区税(C)/(A)	特別区民税(D)/(A)	特別区民税(D)/(B)	
17,247,230	12,615,246	318,450	232,926	331,161	千代田
25,433,696	20,504,669	191,793	154,624	248,520	中央
77,398,881	66,330,828	328,885	281,855	491,850	港
44,895,826	36,877,312	138,532	113,790	206,362	新宿
30,790,730	28,604,750	150,744	140,042	245,942	文京
20,523,501	15,986,792	109,288	85,130	157,656	台東
22,616,089	19,314,622	88,820	75,855	143,516	墨田
48,246,318	41,838,371	99,040	85,885	161,667	江東
44,765,352	39,991,944	121,394	108,449	187,434	品川
45,491,272	40,117,517	170,138	150,040	254,656	目黒
73,777,983	64,207,900	105,184	91,540	181,336	大田
119,991,755	107,823,133	138,311	124,284	229,124	世田谷
48,037,931	41,192,659	223,781	191,893	321,574	渋谷
35,051,718	29,723,991	111,749	94,763	165,895	中野
63,445,598	57,355,020	116,852	105,635	187,056	杉並
31,857,792	25,922,190	117,278	95,427	172,603	豊島
27,775,027	23,925,540	82,979	71,479	137,245	北
17,108,064	14,116,697	82,395	67,988	136,055	荒川
46,444,554	39,108,876	86,002	72,418	139,887	板橋
67,062,131	58,648,240	93,504	81,773	162,256	練馬
49,778,052	39,508,718	74,253	58,934	124,741	足立
34,290,833	28,187,868	76,510	62,893	130,253	葛飾
53,834,345	44,434,454	79,623	65,720	135,801	江戸川
1,045,864,678	896,337,337	115,919	99,346	187,348	計

課税額 (千円)		区民1人当り課税額 (円)		納税義務者1人当り(円)	
特別区税5税計(C)	特別区民税(現年度)(D)	特別区税(C)/(A)	特別区民税(D)/(A)	特別区民税(D)/(B)	
32,049,551	26,899,860	116,329	97,638	175,422	豊島

平成 28 年 度
税 務 概 要

(ビジュアル版、データ版)

平成 28 年 12 月 発行

編集・発行

豊島区 区民部 税務課

〒171-8422

東京都豊島区南池袋 2 丁目 4 5 番 1 号

電話 03 (3981) 1111 (代表)